

青森県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
青森市 平内町 今別町 蓬田村 外ヶ浜町	農業移住・新規就農サポート事業 (東青地域連携)	青森県東青地域(青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町)への農業移住希望者、新規就農者	あおり就農サポートセンターを開設して以下の支援を実施 ○新規就農に関する相談対応 ○栽培指導員による巡回指導 ○新規就農に関する支援制度などの情報提供 ○販路や簿記、栽培計画など農業経営に関するアドバイス (当該センターの運営はJA青森へ委託)	随時	—	あおり就農サポートセンター 017-752-6445 (青森市農林水産部農業政策課) 0172-62-1156 https://www.jaamorior.jp/farmer.html	1、9
青森市	新規就農者定着化支援事業	本市に住所を有する認定新規就農者	青年等就農計画の達成に必要な取組に要する経費の一部を助成 ○令和元年度又は令和2年度に認定新規就農者になった方 交付額:補助率3/10(上限150,000円) ○令和3年度に認定新規就農者になった方 交付額:補助率1/2(上限3年間総額500,000円) ○補助金の受給を受けた年度を含め3年度以上は営農を継続すること。	随時	予算の範囲内	農林水産部農業政策課 0172-62-1156 https://www.city.aomori.aomori.jp/nogyo-seisaku/sangyo-koyou/sangyo/nouringyou/nouringyou-info/05.html	4
	青森市短期就農体験モニター事業	青森県外に居住し、東青管内への移住・就農に興味がある方	東青地域で季節に応じた農作業を体験 ○体験期間:2泊3日 ○体験作物:トマト、りんご等 ○宿泊費を市が全額負担(市が宿泊場所を指定)。その他の費用は自己負担	5月～10月	各月1組(4名まで)	農林水産部農業政策課 0172-62-1156 http://www.city.aomori.aomori.jp/nogyo-center/aaaaaa.html	9
	農業インターンシップ	○3大都市圏内又は政令指定都市のうち、特別交付税措置の地域要件に該当する地域に住所を有する方 ○本市で就農を目指す方で、本市に滞在できる方	本市で農業実習を受ける方に対し、実習期間中にかかる費用の一部を助成 ○実習期間:2週間～3か月 ○実習作物:トマト、りんご(予定) ○補助対象経費等 宿泊費(1泊あたり5,500円を上限) 交通費(1日あたり840円を上限)	7月(予定)	2名		2
	移住就農支援事業	○本市で就農を目指す方で、令和3年3月16日以降に県外から本市に転入した方	○補助対象経費等: 引越に関する費用(引越費用、転居交通費、住居購入費、住宅賃貸借契約に係る初期費用)の2分の1以内又は25万円のいずれか低い額。 ※18歳未満の子1人につき5万円加算 ○本市に転入した日から5年以内に独立自営就農をすること。	随時	2件	農林水産部農業政策課 0172-62-1156	8
	青森市農業振興センター研修制度	東青管内に在住の65歳未満の者 ※農業次世代人材投資事業(準備型)の研修機関に認定されています。	新規就農者、農業基礎修得を目指す者に対して、センター施設での作物の講習及び実技研修 ○研修期間:4月～8月 週2回 ○経費:7,000円(教材・資材費)	4月上旬	15名	青森市農業振興センター 017-754-3596 http://www.city.aomori.aomori.jp/nogyo-center/sangyo-koyou/sangyo/nouringyou/nouringyou-kankeishisetsu/03.html	2
	青森市農業振興センター土壌分析・診断事業	新規就農者が耕作している農地 耕作放棄地を再生した農地	土壌分析・診断を就農後3年間又は、耕作放棄地を再生してから3年間、年間3点まで無料で実施	10月下旬～11月中旬	予算の範囲内		3
平内町	平内町担い手農家経営改善支援事業	【支援対象者】 認定農業者及び認定新規就農者 【条件】 農業経営改善計画及び青年等就農計画にて、現在の水稲作付面積が9ha以上で今後も維持できる者、又は今後9ha以上の作付を計画し、計画達成後も維持できる見込みがある者。	【支援内容】 農作業の効率化と労働力の軽減を図ることによる、高能率農業用機械等の導入に対する助成。 【支援率】 事業費の2分の1(千円未満の端数は切り捨て)又は50万円のいずれか低い額。	随時	予算の範囲内		4
	平内町農業用ハウス設置等補助金事業	【支援対象者】 町内に住所を有する者。 【条件】 町内に農地を所有している又は借り受けている者。出荷及び販売を目的とした野菜等の農作物を生産している者又は生産を予定している者で、当該ハウスにおいて概ね3年以上作付けする予定の者。町税の未納がない者。共済等の保険に加入もしくは加入の予定がある者。	【支援内容】 農業所得の向上及び地域農業の維持と保全を図るため、ハウスの新設及び改修等を行う者に対し助成する。 【支援率】 補助対象経費の2分の1(千円未満の端数は切り捨て)を補助する。ただし、ハウスの新設にあっては1棟につき50万円、改修にあっては1棟につき15万円を上限とし、1万円未満のものについては対象としない。また、ハウスの改修にあっては設置後3年を経過したものを対象とする。	随時	予算の範囲内	農政課 017-755-2117	4

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

青森県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
弘前市	農業里親研修事業 (実施主体:ひろさき農業総合支援協議会(事務局:弘前市))	就農希望者	○支援内容 就農希望者を対象に里親農家(地域農業者)による研修を実施し、実践的な技術習得や地域定着、農地取得等を支援 ※研修は次の2段階で実施 ・トライアル研修(短期型研修) ・里親実践研修を受講する前段階の短期間(5日以内)の体験研修 ・里親実践研修(長期型研修) 栽培管理や流通販売等の農業経営開始に必要な知識・技術の習得のために行う長期間(2~3年)の研修	担当係に確認	特になし	農政課担い手育成係 0172-40-0767 http://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/ngoyo/2020-0630-1423-36.html	2
	農業里親研修受入報償金	里親農家(農業里親研修受入農業者・法人等)	○支援内容 就農希望者を受け入れて実践的な技術指導や地域定着の支援を行う里親農家に報償金を交付 ○交付金額 (1)トライアル研修受入 5千円/日×年度内研修実施日数 (2)里親実践研修受入 50千円/月×年度内研修実施月数 ※研修農地賃借加算(里親農家が研修実施のために農地を賃借した場合に加算) 10千円/10a(上限額50千円)	担当係に確認	予算の範囲内		6
	就農希望者住居確保事業	里親実践研修(農業里親研修のうち長期型研修)受講者	○補助対象 里親実践研修を受講するために就農希望者がアパート等を賃借する場合の家賃 ○補助率 家賃の2/3(上限額50千円/月)×年度内研修実施月数	担当係に確認	予算の範囲内	農政課担い手育成係 0172-40-0767 http://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/ngoyo/files/R3-17.pdf	8
	農作業省力化・効率化対策事業	市内に住所を有する農業者等	○補助対象 ・農業経営に要する機械の導入 ・荷捌き場や作業道等とするためのほ場のコンクリート舗装等 ・農業用ハウスの整備 ○補助率 ・機械の導入…購入・リース経費の1/3以内(上限額500千円) ・コンクリート舗装等…施工費の1/3以内(上限額230千円) ・農業用ハウスの整備…施工費の1/3以内(上限額500千円)	令和3年度公募終了	予算の範囲内	機械の導入 農政課農地支援係 0172-40-0656 コンクリート舗装等 農政課地域経営係 0172-40-7102 農業用ハウスの整備 農政課農産係 0172-40-0504 http://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/ngoyo/files/R3-11.pdf	4
	りんご園等改植事業	市内に住所を有する果樹栽培農家及び農地所有適格法人	○補助対象 ・果樹の栽培導入(新・改植) ・事業実施園地の栽培管理 ○補助率 ・栽培導入…1㎡あたり80円 ※「りんごのわい化」の場合、1㎡あたり160円 ・栽培管理…1㎡あたり100円	8月頃(予定) 担当係に確認	予算の範囲内	りんご課生産振興係 0172-40-7105 http://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/ngoyo/files/R3-02.pdf	4
黒石市	先進農業者向け産地支援事業	○対象者 黒石市に住所又は所在地を有している先進農業者 ○条件(すべてに該当する必要あり) ・認定農業者及び認定新規就農者又は実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体 ・農業保険に加入していること ・市税等の滞納がない者	○農産物の生産その他農業経営の改善のために必要な農業用施設等の導入に要する経費を一部補助。 ○交付額:実支出額(消費税等除く)1/3(上限20万円)	7月30日	予算の範囲内	農林課 六次産業化推進係 0172-52-2111(内線654・655)	4
平川市	新規就農支援事業(農地賃借料)	【対象者】 認定新規就農者で、市内に住所を有し、原則として就農時の年齢が50歳未満の者 【条件】 ・世帯に市税等の滞納がないこと ・農業経営を3年以上継続して行う者 ・農地の賃借契約期間が5年以上のもの	農地賃借料を補助。 【補助金の額】 次の①又は②のいずれか少ない額とする。 ①農地賃借料の実支出額の合計額 ②農地賃借契約面積に、平川市賃借料情報の農地賃借料を乗じて得た額	随時	-	農林課 0172-44-1111 https://www.city.hirakawa.lg.jp/	7
西目屋村	西目屋村産地力強化支援事業費補助金	集落営農組織、農業法人、認定農業者、認定新規就農者、認定就農者	省力化機械及び設備並びにパイプハウスを導入する経費において、補助金を交付 ○省力化機械及び設備 農業機械販売業者が販売するもの(中古を含む)であること。 補助率は4分の1以内とし、上限を20万円。(千円未満の端数は切捨て) ○パイプハウス 被覆資材に耐用年数が高い農業用PO材を使用し、園芸施設共済等へ5年以上継続して加入すること。 補助率は4分の1以内とし、上限を80万円。(千円未満の端数は切捨て)	通年	予算の範囲内で実施	産業課 0172-85-2801	4
大鰐町	農業生産施設整備促進事業	①町内に住所を有する者 ②農業団体に加入している者または加入することが確実な販売農業者 ③町税等の滞納がない者	①簡易型ビニールハウス等(新設または増設に限る)で事業費20万円以上のものについて1/2以内を補助 ②園芸用農業機械等で事業費20万円以上のものについて1/2以内(補助上限40万円)を補助 ③稲わらローラー(3ha以上の水稲作付者)補助率1/3以内(補助上限50万円)を補助 ④フレコンスケール(3ha以上の水稲作付者で新規需要米及び加工用米の出荷が確実な者)補助率1/3以内(補助上限50万円)を補助	随時	予算の範囲内	農林課 0172-55-6574	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

青森県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
三戸町	三戸町農業レベルアップ事業	農業協同組合、土地改良団体、営農集団(3戸以上の農家の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約があるものに限る。)、農業法人、認定農業者、認定就農者、認定新規就農者及びその他町長が認めるもの	農業所得向上のために行う事業に対する支援(ハード・ソフト何れも可) (1)高品質化、高付加価値化への取組(2/3以内、20万円以内) (2)生産コスト低減、出荷流通コスト低減、新規作物導入、販売力強化等(1/3以内、10万円以内) (3)新規就農者定着事業(10/10以内、50万円以内)	随時	予算の範囲内		3、4
	三戸町農業経営発展支援事業	50歳未満の新規就農者 【条件】 ・三戸町に住所を有すること ・三戸町内で就農すること ・農業に年1,200時間以上従事すること	○就農準備資金 新たに農業に従事するものに就農準備金を交付 交付額:10万円(1回限り) ○農業従事者家賃補助 新たに農業に従事するものの家賃の補助 補助率:家賃の1/2以内(上限:2万円) ○農地賃借料補助 新規就農から5年以内に新たに借り入れる農地賃借料の補助 補助率:1/2以内(上限:三戸町農地賃借料情報の平均額、最長3年間)	随時	予算の範囲内	農林課 0179-20-1155	4
		認定新規就農者	○就農支援金 営農資金として認定後3年間支援金を交付 交付額 1年目:50万円以内 2年目:30万円以内 3年目:10万円以内 ○新規就農者定着支援事業 青年等就農計画達成のために必要な取組に対し補助 補助率:2/3(上限30万円、認定期間中1回限り)	随時			4
	三戸町鳥獣対策総合事業 (鳥獣被害防止体制整備事業)	【対象者1】 認定農業者、認定新規就農者、農業法人 【対象者2】 以下の全てを満たすもの ①三戸町内に在住または在勤しているもの ②新たに狩猟免許を取得するもの ③狩猟免許取得後は、三戸町有害鳥獣被害対策実施隊員として積極的に被害防止活動に従事するもの	【対象者1】 鳥獣被害防止対策のため、捕獲わな購入及び侵入防止柵(電気柵等)整備に対する補助 補助率:1/3以内(上限単価あり) 【対象者2】 狩猟免許及び銃砲刀剣類所持許可証取得経費に対する補助 補助率:10/10以内	随時	予算の範囲内		4
五戸町	五戸町青年就農ステップアップ支援事業	【対象者1】 ・農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付対象者で、交付期間が終了後1年以内に五戸町認定農業者となった者 【対象者2】 ・農業次世代人材投資資金(経営開始型)の対象となっていない認定新規就農者で、かつ、認定期間満了後1年以内に五戸町認定農業者となる者 【対象者3】 ・経営開始日時時点で50歳未満、かつ、経営開始後8年以内の五戸町認定農業者 【共通要件】 ・町内に住所を有すること ・世帯に町税等の滞納がないこと ・交付期間終了後、一定期間、営農を継続すること ・所得制限あり	青年等就農者に対する営農費等の補助 【対象者1】 ○交付期間:交付期間終了後3年間 ○交付額:1年目60万円以内/年 2年目30万円以内/年 3年目18万円以内/年 (夫婦は1.5倍の額) 【対象者2,3】 ○交付期間:最長3年間 ○交付額:1年目60万円以内/年 2年目30万円以内/年 3年目18万円以内/年 (夫婦は1.5倍の額)	随時	予算の範囲内	五戸町農林課 0178-62-7960 http://www.town.gonohe.aomori.jp/sangyo/2018-0110-0938-67.html	4
南部町	新規学卒就農者支援事業(後継者対策)	南部町農家出身の新規学卒者 【条件】 町内に住所を有し、学校卒業後すぐ実家に就農し、交付期間(3年間)終了後、3年以上町内で営農を継続すること	新規就農者に対する営農費等の補助 ・交付額:1世帯 3万円/月 ・交付期間:3年間	令和3年8月2日	—		4
	新規就農後継者支援事業(後継者対策)	農家出身で、自ら農業で生計を維持することを目的に継継した(15歳以上60歳未満)または、非農家出身の新規参入者(15歳以上48歳未満) 【条件】 町内に住所を有し、交付期間(3年間)終了後、3年以上町内で営農を継続すること	新規就農者に対する営農費等の補助 ・交付額:1世帯 3万円/月 ・交付期間:3年間	令和3年8月2日	—	農林課 0179-34-3371 http://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/index.cfm/9.269.38.327.html	4
	新規就農者定住支援事業(定住促進対策)	新規参入者で農地を活用することを目的に町内にU・Iターン等をした者(48歳以上65歳未満) 【条件】 町内に住所を有し、交付期間(3年間)終了後、3年以上町内で営農を継続すること	新規就農者に対する営農費等の補助 ・交付額:1世帯 2万円/月 ・交付期間:3年間	令和3年8月2日	—		4

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

青森県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
田子町	農作物生産力強化対策事業	・認定農業者又は新規就農者 ・前年度本事業を活用していない者	【機械部門】 ・労働時間の削減、規模拡大、コスト低減等の大幅な省力化に必要と認められる機械、設備等の導入 ・補助率：1/4以内(上限800千円) 【施設部門】 ・パイプハウス購入代金、その他付属品 ・補助率：1/3又は1/2以内(上限は施設面積に応じて設定有り)	4月1日 ～6月15日	予算の範囲内	産業振興課 0179-20-7115	4
	生産力強化事業	・町内に住所を有するにんにく生産者 ・前年度本事業を活用していない者 ・本年度他事業を活用していない者	・労働時間の削減、規模拡大、コスト低減等の大幅な省力化に必要と認められるにんにく専用機械の導入 ・補助率：1/4以内(上限800千円)	前年度秋頃	予算の範囲内		4
	産地形成事業	・町内に住所を有する畜産農家	【肥育牛導入支援】 ・地域内子牛導入(田子町繁殖農家から市場購入した場合) ・地域外子牛導入(町外繁殖農家から市場購入した場合) 【繁殖雌牛増頭支援】 ・新規繁殖雌牛導入(繁殖雌牛を市場購入した場合) ・繁殖雌牛自家保留(繁殖雌牛を自家保留した場合) 【にんにくとべごまつり候補牛確保支援】 ・にんにくとべごまつり候補牛として、肥育素牛を導入した場合 【パイプハウス牛舎新設支援】 ・過去3年の期間において、肉用牛飼養頭数が増加していること	随時	予算の範囲内		4
五所川原市	五所川原市複合経営等支援事業	以下の要件を全て満たす者であること ・五所川原市に住所を有する認定新規就農者又は認定農業者 ・新たに複合経営を行う又は新たに六次産業化に取り組む者	1 複合経営に係る対象経費 育苗費、生産に必要な資材および機械購入・リース費、土壌診断費 2 六次産業化に係る対象経費 新商品開発のための研修経費、新商品製造のための資材および機械購入費 【補助率】 50%(上限25万円)	随時	予算の範囲内	農林水産課農業振興係 0173-35-2111	4
つがる市	つがる市新規就農者支援事業	【対象者】 三親等以内に農地を所有し、又は借入れしている親族がいない者で、次に掲げる者 ①つがる市に転入し、生活の拠点を移した者であって、農業以外の職業から新たに就農しようとするもの ②つがる市地域おこし協力隊であった者で、新たに就農しようとするもの 【条件】 ①国が行う農業次世代人材投資事業(準備型)の要件に該当し、当該事業に係る資金の交付を受けている者 ②受入農業経営体で研修を受ける者 ③事業終了後、引き続き市内に住所を有し、1年以内に就農できる者 ④本市又は転入前の市町村に納入すべき市町村税その他の徴収金の滞納がない者 ⑤申請日において転入した日から1年を経過していない者。ただし、つがる市地域おこし協力隊であった者は除く	研修費及び居住費等について支援を行う。 ①就農準備支援金：10万円(1回限り) ②研修支援金：月額5万円(定額、上限24月) ③居住費支援金：家賃の1/2以内(ただし上限25千円、上限24月)	随時	—	農林水産課 0173-42-1109	3.8
板柳町	研修資金補助金	以下の要件のいずれにも該当すること ・認定新規就農者であること ・青年等就業計画の農業経営開始日から起算して2年以内の期間にあること ・町民税等を滞納していないこと	認定新規就農者が農業経営に必要な技術と経営手法を習得するための各種研修に要する経費に対して助成 ○交付額：対象経費の2/3(上限13万3千円)	随時	予算の範囲内	産業振興課 地域振興係 0172-73-2111 https://www.town.itayanagi.aomori.jp/work/farming/shien_town.html	3
	住宅賃貸借料補助金	以下の要件のいずれにも該当すること ・町内に借家を借っている、又は予定であること ・借家の居住期間が3ヶ月以上であること ・認定新規就農者(親元就農者を除く)であること ・町民税等を滞納していないこと	認定新規就農者に対する最長2年間の家賃補助 ○交付額：家賃月額×1/2(最高月額2万円交付)	随時	予算の範囲内		8
	農地賃貸借料補助金	以下の要件を全て満たす者であること ・板柳町に住所を有する認定新規就農者 ・町内の農地で農業経営を3年以上継続して行う者 ・町税及び介護保険料に滞納がない者	青年等就業計画の認定の有効期間のうち、連続した3年分の農地賃貸借料の補助 ○交付額：次の各号のいずれか少ない額に1/2を乗じて得た額とし、上限10万円 (1)補助対象経費の実支出額の合計 (2)借用する農地面積に、板柳町農地賃貸借料情報の掲載平均額の価格を乗じた額	随時	予算の範囲内		7

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営業費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9. その他

青森県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
鶴田町	鶴田町野菜定着事業費補助金	【対象者】 ・町内に住所を有する農業者 ・町内に住所を有する農業者が組織する団体並びに農業法人 【条件】 ・本人及び世帯員に町税等の滞納がないこと ・補助金交付後においても肥培管理及び出荷を継続できる者であること	町農業生産力の向上と経営の安定を図るため、町が指定する振興作物(アスパラガス、ブロッコリー、ズッキーニ)の新規作付および規模拡大に要する種苗費、肥料農業費及び資材費に対する補助。 【補助率】 ・新規作付 対象経費の3/4以内 ・規模拡大 対象経費の1/2以内 【要件】 新規作付及び規模拡大分面積が2a以上であること。	町が定める期間	予算の範囲内	産業課農業振興班 0173-22-2111 http://www.town.tsuruta.lg.jp/ku-rashi/krashi-nougyou/post-429.html	4
	青森県特産果樹育成・ブランド確立事業費補助金	【対象者】 ・農協 ・営農集団(運営に関する規約等が定められていること) ・認定農業者 ・認定新規農業者 ・知事が認める団体	特産果樹(ぶどう、おうとう、もも、ネクタリン、ブルーベリー)の導入促進及び生産性向上を図るため、苗木等の資材購入費や施設等の導入費用に対する補助。 【補助率】 ・特産果樹導入型 対象経費の1/4以内 a 園地整備(土壌改良剤施用に限る)、苗木・支柱・樹棚の購入 ・高品質生産性向上型 対象経費の1/6以内 b 雨よけハウス、防風網(もも新植に限る) c 簡易選果機 【要件】 ・a、b 受益面積が10a以上 ・c 1ha以上/1台※ただし認定農業者、認定新規就農者が実施する場合は、この限りではない。	担当班に確認	予算の範囲内	産業課農業振興班 0173-22-2111	4
十和田市	新規就農者農業用機械等導入支援事業	【対象者】 ・交付申請時に認定新規就農者である者 【条件】 ・市内に住所を有していること ・市税を滞納していないこと ・過去に十和田市新規就農者農業機械等導入支援事業補助金の交付を受けていないこと ・事業実施年度の翌年度から3年度以内に就農計画で定める農業所得の目標額の8割以上の額を達成できるもの ・令和3年度に市が実施する農業機械等を目的とした他の補助金の交付の申請をしていないこと	○支援対象 ・農業用機械等 ○補助率 ・導入機械等の税抜価格の4/10以内	4月～9月	予算の範囲内		4
	空き家家賃支援補助事業	【対象者】 ・市内に住所を有し、農業を営営する50歳未満の方で、市内に転入してから3年未満の方 ・市外に住所を有する50歳未満の方で、市内に1か月以上1年以内の期間継続して滞在し、就業体験を行う方	○交付決定した日又は入居した日のいずれか遅い日が属する月から令和4年3月31日までの空き家の家賃(管理費、共益費、駐車場使用料等を除く。)に2分の1を乗じて得た額又は3万円の内いずれか低い額以内	随時	予算の範囲内	農林商工部農林畜産課 0176-51-6741 http://www.city.towada.lg.jp	8
	空き家等改修支援補助事業	【対象者】 市内に住所を有し、農業を営営する50歳未満の方で、市内に転入してから3年未満の方	○空き家等の改修に要した修繕費及び工事費(令和4年3月31日までに完了した場合に限る。)に2分の1を乗じて得た額又は100万円の内いずれか低い額以内	随時	予算の範囲内		8
	親方農家派遣事業	【対象者】 市内に住所を有し、農業を営営する50歳未満の方で、市内に転入してから3年未満の方 十和田市に1か月以上1年以内の期間継続して滞在し、就業体験を行う方	○青年就農者に対し、営農指導を行う親方農家を派遣する。 ○滞在者に対し、就業体験の場を提供及び、営農指導を行う親方農家をあつせんする。	随時	予算の範囲内		2
野辺地町	野辺地町規模拡大交付金	【対象者】 耕作規模拡大を目的に、農地中間管理事業を活用して、新たに存続5年以上の利用権設定が行われた農地を耕作する中心経営体	【交付単価】 農地中間管理事業により利用権を取得した年次に農地の面積に応じて、次のとおり交付する(1a未満切捨) 畑の場合 1a当たり2,000円 田の場合 1a当たり1,000円	町が定める期間	予算の範囲内		7
	野辺地町農業振興事業補助金	【条件・対象者】 ①生産性向上を図るため水稲及びそばの種子更新する者 ②コスト低減のため、行ラジコンヘリコプターによる防除をする者 ③優良な農産物の安定生産を図るため、緑肥種子及び長芋種子の購入をする者 ④雪による、ながいもの収穫遅延による品質低下防止及び、農業所得の維持向上を図るため、融雪剤の購入をする者 ⑤「こかぶ・ながいも」に係る、適正施肥と堆肥に含まれる肥料成分の活用による施肥コスト低減を図るための土壌診断をする者 ⑥こかぶ・ながいも作付ほ場へ使用する堆肥の購入をする者 ⑦葉つきこかぶの品質低下を予防阻止するための土壌処理剤の購入をする者	【補助率】 ①～⑦に係る経費についてそれぞれ25%以内	毎年度1月31日まで	予算の範囲内	農林水産課 0175-64-2111	4
	野辺地町新規就農者等農業機械導入支援事業補助金	【対象者】 認定新規就農者または認定農業者 【要件】 ①耐用年数が2年以上 ②1件あたりの税抜価格が20万円以上	【補助率】 認定新規就農者…50%以内 認定農業者…30%以内	町が定める期間	予算の範囲内		4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9. その他

青森県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
七戸町	新規就農者定着化支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 原則50歳未満であり、農業経営者となることについて強い意志を有していること 青年等就農計画の認定期間中の申請であること 独立・自営就農者であること 継承を受けた全部又は一部についての農業経営を開始し、その期間内に新規作物の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行うこと 	青年等の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、農業機械等購入・農業生産施設等新設・農業生産資材等購入に対する助成助成率1/2以内(上限1世帯当たり50万円以内)	町が定める期間	予算の範囲内	農林課 0176-68-2116	4
	農業用機械等購入補助事業	<ul style="list-style-type: none"> 七戸町に住所があり、農産物を生産・出荷している者。 経営面積の拡大。 70歳以上の経営者は、後継者からの同意を得ること。 稲作関係の機械購入の場合、非主食用米への取組が必要。 機械の規格が自身の経営規模に見合っていること。 農業用機械は、新品で200万円(税別)以上であること。アタッチメント関係については、補助対象外(畜産関係のアタッチメントは可) スマート農業機械は新品で150万円(税別)以上であること。ドローン購入者は免許取得者又は取得予定の者。 	農業用機械・スマート農業機械購入に対する助成。助成率購入金額の30%以内(上限100万円)。	町が定める期間	予算の範囲内		4
横浜町	横浜町農業用機械等導入支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者及び認定新規就農者 横浜町人・農地プランの中心経営体に位置づけられている者 集落営農組織 	<ul style="list-style-type: none"> 支援対策 農業用機械等 補助率 税抜き価格の30%以内で上限50万円 	令和3年4月1日～4月16日	予算の範囲内	産業振興課 0175-78-2111	4
東北町	健康な土づくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 町内に住所を有する農業者 土づくりをとおして農産物のブランド化を推進する農業者団体 	東北町有機供給センターで製造された高品質堆肥の購入に要する経費を助成。補助率税抜き価格の15%以内(上限1世帯当たり50万円以内)	随時	随時	農林水産課 0176-56-4384	4
六ヶ所村	六ヶ所村青年就農助成金	村内の新規就農者のうち、農業次世代人材投資資金(経営開始型)を交付されている者	月額45,000円を支給する(配偶者がいる場合は22,500円、中学校修了前の児童がいる場合は一人につき10,000円を追加)。期間、支給時期は農業次世代人材投資資金に準ずる。	随時	予算の範囲内	農林水産課 0175-72-2111 http://www.rokkasho.jp	4
	六ヶ所村新規就農者支援事業助成金	<ul style="list-style-type: none"> 20歳以上60歳未満で、年間150日以上農業に従事すること、且つ、耕作面積が5,000㎡以上で次のいずれかに該当する者 ①新規就農者:非農家出身で、他産業から農地の取得等により新たに農業経営を開始した者、又は、農家出身で他産業に従事した後自ら農地等の取得を行い、新たに農業経営を開始しようとする者。 ②Uターン者:農家出身で、村外に居住し他産業に従事していた者で、本村に帰郷の上就農しようとする者 	<ul style="list-style-type: none"> 営農費用助成 <ul style="list-style-type: none"> ①新規就農者 月額10万円 ②Uターン者 月額5万円 ※最大2年間 住宅の改修費 <ul style="list-style-type: none"> 事業費の1/2を助成する(上限100万円) 農機具の購入費 <ul style="list-style-type: none"> 事業費の1/2を助成する(上限100万円) 	随時	予算の範囲内		4.8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9. その他

岩手県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
盛岡市	新規就農支援事業	盛岡市内で新たに農業経営を始めようとする者、農業経営を開始して間もない者及び農業に興味関心がある者	JA、農業公社などの関係機関が開催する研修や体験会の情報提供を行います。	—	—		1,9
	新規就農支援事業 (盛岡市親元就農給付金)	盛岡市内で親の農業経営を継承しようとする新規就農者	親(三親等内の親族を含む。)の農業経営を継承し、将来は地域農業の中心的な担い手になろうとする55歳以下の新規就農者に対し、予算の範囲内で年額60万円を基本に給付金を支給します。(支給期間は2年を上限。市内に有する親の農地を取得するほか、事前に就農計画を作成し審査を受ける必要があります。国の農業次世代人材投資資金との重複支給はできません。)	—	—	農林部農政課経営支援係 TEL: 019-613-8458 FAX: 019-653-2831 http://www.city.morioka.iwate.jp/sangyo/nogyo/012448.html	4
八幡平市	八幡平市新規就農者等支援事業	就農予定時の年齢が50歳未満の者	1 審査 申請書等を提出していただき、市地域農業支援委員会による書類審査及び面接を行います。 2 栽培作物 指定なし。 3 支援内容 (1)新規就農者研修支援金 市内の研修受入農家での研修期間(年間150日以上かつ1,200時間以上の研修で最大2年間)について支援します。 ・基本額: 月額125,000円 ※夫婦で研修を受ける場合は1.5倍の額 ・子ども加算金: 子ども1人につき月額20,000円 ※子どもの対象は満18歳到達後の年度末までとする。 ・家賃助成: 助成額は、家賃の2分の1の額とし、月額2万円を上限とする。ただし、八幡平市内の借家に限る。 (2)新規就農体験者研修支援金 市外在住の者で市内の研修受入農家で研修(7ヶ月を限度とする)を行う場合、研修期間内において旅費1キロメートルあたり37円を助成。 (3)研修受入農家支援金 ・新規就農者研修受入: 月額50,000円・新規就農体験者研修受入: 1回あたり12,500円(月額50,000円を限度) ※1事業対象者当たりの金額 4 その他 農業次世代人材投資事業(準備型)など当該補助金に類する補助金の交付を受ける場合は支給しない場合があります。	随時(要相談)	若干名	農林課経営支援係 0195-74-2111 (内線: 1344) https://www.city.hachimantai.lg.jp/	3,6,9
雫石町	雫石町新規就農支援事業	概ね50歳以下の者で、雫石町内に居住している者、又は、これから居住しようとする者で、雫石町新規就農支援チーム会議において5年以上農業経営をすと認められる次に掲げる者。 新規就農者: 町内において新規に就農し、農業振興の中核となる担い手となるべく農業経営に意欲的に取り組もうとする者。	1 支援内容 就農に向けた技術の習得や資金借入、農地取得等に係る情報提供や助言など総合的な支援を行います。 2 就業支援体制 雫石町新規就農支援チーム(構成: 盛岡農業改良普及センター・新岩手農協雫石支所・新岩手農協南部営農経済センター・町土地改良区・公益社団法人岩手県農業公社・町農業委員会・町農林課)により、総合的に支援します。	随時	—		1,7
	新規就農者就学助成事業	町内に住所を有し、新規就農や農業経営継承の意思がある者。	町内の農業者及び就農希望者が農業経営に必要な知識や技術を習得するための費用の一部を助成します。 【対象者】 次のいずれかの就学機関において研修を受講する新規就農者等 ①いわてアグリフロンティアスクール ②岩手県立農業大学校(新規就農者研修) ③岩手県立盛岡農業高等学校(特別専攻科) ④上記③に準ずる就学機関における研修として町長が認めた研修 【補助金】 上記①～④の研修受講に要する費用の1/2以内の額。(入学金、受講料等研修機関に納付が必須となるものに限る。)	随時	—		3
	実践研修受入支援事業	農業研修を受け入れる認定農業者等	新規就農希望者等が就農に関する基礎的な知識や技術を学ぶための研修を受け入れる町内農業経営体に研修経費の一部を助成します。 【対象者】 次のいずれかに該当し、研修生を受け入れ、適正な指導ができると思われる町内の農業経営体 ①岩手県農業農村指導士(同指導士任期満了後に町農業農村指導士の会の会員である者を含む。) ②認定農業者 ③人・農地プラン位置づけられている中心経営体 ④営農組織又は農業を営む法人 ⑤上記①～④に準ずる農業経営体 【補助金額】 新規就農者等のうちに主に就農を目指す者の実践研修として受け入れる場合に、1人あたり1日定額3,000円。(同一人につき上記40日間)ただし、受入農業経営体に研修生が宿泊する場合は1人1泊につき定額8,000円とする。	随時	—	農林課農政係 019-692-6405 (内線251・252)	6

支援分野の内容は、1. 就業相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

岩手県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
葛巻町	農業担い手研修助成	町内就農予定者	これからの地域の農業を支える人材の育成を目的として、葛巻町内に就農予定の担い手が、先進地(国外含む)で研修を行う場合の旅費の一部を助成します。(1人あたり30万円を上限)	令和3年度	2名	農林環境エネルギー課 農政振興室 0195-66-2111	3
	子育て世代移住促進住宅取得支援事業	町外に在住する者で、小学生以下の子どもがいる者、又は年齢の合計が70歳未満の夫婦	町外にお住まいの子どもがいるファミリー層が、葛巻町に住宅を取得する場合に、最大400万円の補助金を交付します。	令和3年度	2名		8
一般社団法人 葛巻町畜産開発公社	研修受入	町内・町外農家の子弟で酪農及び家畜の飼育管理に興味のある者。または、新規就農希望者で酪農及び家畜の飼育管理等畜産関係の仕事強く希望する者。	1 研修期間 原則として1年間(延長は可能)。毎年4月上旬に入所。 2 研修内容 ・子牛の飼育管理 ・成牛の搾乳 ・羊の飼育管理 3 支援内容 ・研修手当支給 ・研修センター宿泊	令和3年度	8名	一般社団法人 葛巻町畜産開発公社 総務部 0195-66-0211	2
岩手町	岩手町農林業新規就業者総合支援事業(生活費助成)	農林業新規就業者	(従事者支援) 生活資金として5万円/人・月 (夫婦支援) 生活資金として7.5万円/世帯・ (家族支援) 保育料・学校給食費支援	R3.4.1~ R4.3.31	1名	農林課 農業振興係 0195-62-2111(内303)	9
	岩手町農林業新規就業者総合支援事業(農地・機械等費用助成)	(1) 町内に住所を有し、年齢が概ね50歳以下であること。 (2) 農林業を自営する者又は町内の農林業経営体に雇用される者 (3) 従事日数が年間150日以上見込まれること。	(農地・農業施設・機械の賃貸借補助) 賃借費用の1/2(上限3万円/月) (農業施設・農業機械の取得) 取得費用の1/2(上限80万円)	R3.4.1~ R4.3.31	1名		4.7
	岩手町農林業新規就業者総合支援事業(住居費助成)	(4) 新たに就業した日から3年以内であること。	(住宅の賃貸借補助) 賃借費用の1/2(上限3万円/月) (住宅の取得) 取得費用の1/2(上限100万円)	R3.4.1~ R4.3.31	1名		8
	岩手町農林業新規就業者総合支援事業(研修費助成)		(研修受講補助) 公的機関が開催する研修の受講に要する費用の1/2(上限10万円)	R3.4.1~ R4.3.31	1名		3
	岩手町農林業新規就業者総合支援事業(就業前研修費助成)	①町内に住所を有しない新規就農希望者 ②研修生を受け入れる農業法人・農業者	①(研修者への宿泊費補助) 研修時宿泊費の全額(上限5千円/泊) ②(体験研修受入謝礼) 研修時講師謝金(3千円/日)	R3.4.1~ R4.3.31	2名		3.6
	岩手町農林業新規就業者総合支援事業(育成研修費助成)	農林業新規就業者を雇用する法人または個人経営体	(新規就業者を雇用する経営体に対する補助) 就業者給与の1/2(上限5万円/月)	R3.4.1~ R4.3.31	1名		5
	岩手町農林業新規就業者総合支援事業(農閑期就業費助成)	新規就業者を雇用する町内法人または個人経営体	(新規就業者の農閑期の副業として、異業種の雇用を受入れる経営体に対する助成) 給与の1/2(上限10万円/月)	R3.4.1~ R4.3.31	1名		5
紫波町	紫波町農林業新規就業者希望者支援事業	紫波町の農林業新規就業者受入経営体で研修する農林業新規就業者希望者及び農林業新規就業者希望者受入経営体 1 農林業新規就業者希望者 ①紫波町に住所を有する者 ②15歳以上60歳未満の者 ③事業終了後、町内で2年間以上、居住するとともに就農できる者 ④農林業新規就業者審査委員会で認められた者 2 農林業新規就業者希望者受入経営体 農林業新規就業者希望者受入経営体として登録されている農業経営体	1 農林業新規就業者希望者 ①家賃補助 2万円/月を上限として1ヶ月あたりの家賃の2分の1を補助。 最大24ヶ月。 ②岩手県立農業大学校の農業関連研修に係る交通費補助。 2万円/月を上限として、自宅から岩手県立農業大学校までの距離に1キロメートル当たり40円及び受講回数に乗じて得た額を補助。 2 農林業新規就業者希望者受入経営体 ①研修指導支援金 農林業新規就業者希望者が月8日以上研修を6ヶ月以上行うことを条件に、4万円/月を補助。最大24ヶ月	随時募集	随時対応	産業部農政課農政企画係 019-672-2111(内線2233) https://www.town.shiwa.iwate.jp/soshiki/2/1/syuunou/index.html	3.6,8
	紫波町親元就農支援事業	町内に住所を有する満45歳未満で、農業を主たる生計とする親族(父母及び祖父母に限る。以下同じ。)から農業経営を継承し、又は同一経営体で新たに就農する下記条件を満たし、審査委員会で認められた者。 ①就農から2年を超えていないこと ②町内の農地で就農していること ③事業終了後、3年間以上就農できること ④国の農業次世代人材投資(旧青年就農給付金)事業の対象者でないこと ⑤就労していないこと ⑥町税等の滞納がないこと	3万円/月(最大24ヶ月)	—	—		4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

岩手県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
矢巾町	矢巾町個人住宅取得資金利子補給金	平成28年4月1日時点で町外に住所を有する方、または賃貸住宅(アパート含む)にお住まいの方	町内に定住するため、住宅を新築、購入、リフォームする際の住宅ローン、リフォームローンに係る利子の一部を町で支援します。 ○年間利息 20万円を上限 ○支援期間 住宅ローン 5年、リフォームローン 3年(それぞれ2年間延長できる条件あり) その他 指定金融機関でのローン契約が必要であり、町内に支店のある金融機関で町内支店で契約が必要となります。	令和6年3月31日まで	—	矢巾町役場企画財政課企画コミューニティ担当 019-611-2721	8
花巻市	新規就農者支援事業	新規就農者(平成22年4月1日以降に市外から市内に転入し住民登録をした者又は市内に住所を有する者で新たに農業経営を開始する個人又は団体(法人は除く)で次に掲げる要件を満たす者。 (1)農地の所有権又は利用権を有すること。 (2)農畜産物等の売上げや経費の支出などの管理する本人名義の口座を開設すること。 (3)両親及び親族等の経営を継承する者ではないこと。	【農地賃借料補助】 5年間農地の年間賃借料を補助。 補助対象面積は最大50アール。 ※10アール当たり1万円を限度とする。 【初期費用補助】 農業経営を開始した日から3年以内に、農業経営に必要な農業用機械、施設及び資材等に要する経費の補助。 ※個人又は団体当たり80万円を限度とする。	随時	—	農林部農政課 0198-23-1400 https://www.city.hanamaki.iwate.jp/jigyousya/305/306/p004266.html	4.7
	農業研修支援事業	(1)就農希望者 ①市外から市内に転入し、住民登録をした者又は市内に住所を有する者。 ②農業研修終了後、引き続き市内に住所を有すること。 ③農業研修終了後、1年以内に市内で就農し、かつ、3年以上営農すること。 (2)新規就農者 ①市外から市内に転入し、住民登録をした者又は市内に住所を有する者。 ②法人等と雇用契約を締結している被雇用者でないこと。 ③農地の所有権又は利用権を有してから1年以内に農業研修を開始すること。 ④農業研修終了後、引き続き市内に住所を有すること。 ⑤農業研修終了後、市内で3年以上就農すること。	【研修生住居補助】 研修期間に特化した研修生の家賃補助。家賃の2分の1以内とし、1ヶ月につき20,000円を上限とする。補助月数は2年以内。	随時	—	農林部農政課 0198-23-1400 http://www.city.hanamaki.iwate.jp/event/event.html	3.8
北上市	北上市重点振興作物強化事業	重点振興作物の新規栽培・面積の拡大、機械又は設備を導入して経営維持に取り組む方(対象面積は300㎡以上、せりは100㎡以上)	重点振興作物(アスパラガス、ニ子さといも、ねぎ、せり、小菊、ピーマン)の生産用資材、土壤改良、機械・設備導入の費用1/4以内の額(機械・設備導入は補助金上限20万円以内。機械設備以外の対象経費がある場合は、それぞれの合計額)	—	—		4
	北上市園芸産地拡大支援事業	野菜・花き及び果樹の新規栽培・面積の拡大に取り組む方(対象面積100㎡以上)	野菜・花き及び果樹の生産用資材、土壤改良、機械・設備導入の費用1/4以内の額(1人又は1団体につき20万円が上限。ただし、対象経費が10万円以上の事業に限る。)	—	—	農林部農業振興課園芸畜産係 TEL:0197-72-8238 FAX:0197-64-2171	4
	ビニールハウス再生支援事業	北上市内にある使用していないビニールハウス所有者、北上市在住の譲渡希望者	使用していないビニールハウスの所有者と譲渡希望者のマッチングを行うもの。	—	—		9
	農業用機械共同購入手業費補助	兼業農家を含む3戸以上の農業者で次の農業用機械を共同購入する場合 ・トラクター・田植え機・コンバイン・草刈り機(リモコンまたは自走式に限る)	購入費の4分の1(上限100万円)	9/1～9/30	—		4
	農業用先端技術機器等導入事業費補助	兼業農家等がアシストスーツ、ドローン、水稲用水管理システム等の先端技術に応用した機器の導入	経費の4分の1(上限20万円) ※水管理システムは上限10万円	6/1～6/30	—		4
	農業経営拡大推進事業	一定規模以上の経営面積を有する経営拡大に取り組むために取得する認定農業者または中心経営体	農業用ハウス1等分の資材購入費に対して補助対象経費の4分の1以内(上限20万円)	9/1～9/30	—	農林部農業振興課水田営農係 TEL:0197-72-8239 FAX:0197-64-2171	4
	親元就農支援事業	一定規模以上の経営面積を有する親元等(三親等以内)に就農する50歳未満の方	一人当たり補助金年額60万円(月額5万円)を交付(上限2年)	6/1～6/30	—		4
人口減少地域拠点内住宅取得支援事業	次のいずれにも該当する方 1 人口減少地域の地域拠点及び準拠点内に、独立した新築一戸建て住宅を自ら居住するために取得する者(人口減少地域、立花、更木、黒岩、口内、福瀬、和賀、岩崎) 2 世帯全員が市税を滞納していない者 3 令和2年5月1日以降に建築確認申請が受理されたもの 4 居住部分の延べ床面積が75㎡以上で、独立した新築一戸建て(併用住宅を含む。)であること 5 この制度による補助金交付を受けていない者及び住宅	次の補助金、加算金も合計額を支給:最大200万円 【新築住宅補助金】補助対象住宅を取得する場合:100万円 【空き家解体加算金】次の要件に当てはまる場合:70万円を加算 1 補助対象住宅と同地区に存する「空き家」の棟全体を令和2年5月1日以降に解体すること 2 上記1の「空き家」は北上市空家等対策計画に定める空き家等リストに掲載されているか、一年以上居住事実がないもの 【子育て世帯加算金】次の要件に当てはまる場合:30万円を加算 ・補助金申請世帯が「建築確認申請書の受理日」又は「補助対象住宅に居住する日」に、義務教育終了前の子供の保護者が属する世帯	予算に達するまで	—	都市整備部都市計画課建築指導係 TEL:0197-72-8277 FAX:0197-77-2992	8	

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

岩手県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
遠野市	空き家バンク制度	遠野市内への移住・定住等を希望する者	遠野市内へ移住・定住を希望する者に対し、登録された空き家情報の提供を行う。	通年	—	商工観光課 0198-62-2111	8
	空き家バンク制度	遠野市内の空き家を有効活用する者	遠野市内の空き家を有効活用するためのリフォーム工事や家財道具の整理に要する費用の一部を助成する。	通年	—		8
西和賀町	地域おこし協力隊招聘事業	西和賀町に居住し就農をしようとする者	西和賀町に居住し就農を考えている方を地域おこし協力隊として採用し、農業活動を通じて就農を支援するもの。 任期:最長3年(業務・活動状況を勘案した1年更新) 身分:西和賀町非常勤職員に準じた身分 賃金:月額155,000円 勤務:西和賀町内に勤務 ・月曜日から金曜日までの5日間勤務、勤務時間は午前8時30分から午後5時 ・休日は土曜日、日曜日及び祝日、年末年始及び夏季休暇あり 待遇:住居、車両は町が貸与(住宅料、光熱水費、燃料費100リットルまで町負担)。有給休暇、社会保険加入。	募集終了	2名	農業振興課 0197-85-3415	2,3,4
	西和賀農業塾	町内に在住し就農を目指す40歳以下の者	新規就農や及び就農検討者等を対象として農業や地域に理解を深める講義、視察研修を通じて知識及び技能の習得を目指すもの 期間:2年間 内容:大学教授など専門講師による講義、実習ほ場での実技研修、先進地視察など(月1回程度開催) その他:営農に必要な資格取得補助(補助率1/2以内)	令和3年度	若干名		2
奥州市	農業者育成資金	・次のいずれかに該当する方 (1)認定農業者 (2)新規就農者(就農してから3年以内又はこれから就農する者) (3)その他の農業者	貸し付けた資金に、年利1.0%~1.5%以内で利子補給を行う。 設備資金500万円以内(7年償還)、運転資金300万円以内(5年以内償還)	随時	—	農林部農政課 0197-34-1582	4
	奥州市空き家紹介事業(空き家バンク)	空き家を売りたい又は貸したい方	市の「空き家バンク」に登録された物件を市がホームページなどで全国に紹介する事業。	随時	—	生活環境課空家対策室 0197-34-2344 http://www.city.oshu.iwate.jp/htm/jiyuu/index.html	8
	空き家改修費用の補助	空き家バンクに登録された物件または県宅地建物取引業協会所属の事業者が取引の代理・媒介した空き家で、売買または賃貸借契約を締結した日から起算して1年未満であり、その物件に2年以上居住する方。	空き家の住環境を維持または向上させるための改修費用の1/2(最大20万円まで)を補助。	令和3年度は令和3年7月5日から	予算に達するまで	生活環境課空家対策室 0197-34-2344	8
JA岩手ふるさと(奥州市、金ヶ崎町)	農業マスター制度	高校、大学卒業又は見込みの者で、農業を志す意欲ある方。 管内農業者又はその家族及び管外出身で、農業の技術、経営を学び取納する方。 ※研修終了後JA岩手ふるさと管内において新規就農することが条件	・研修期間:2年以内 ・前期1年間はJAの特別臨時職員に採用、給与を支給。後期1年間は給与なし。 ・研修期間中、JA指導員、生産部会、関係機関等が支援を行う。	随時	2名程度	JA岩手ふるさと 営農企画課 0197-41-5208	2
金ヶ崎町	金ヶ崎町住宅建設資金金利負担軽減補助金	金ヶ崎町内に住宅を建設又は購入した場合、住宅ローン返済に係る利子の一部を3年分補助する。	借入金額に契約年利(上限1%)を乗じた額又は支払い利子のいずれか低い額(建設又は購入する団地及び区域により限度額が異なる)を1年度毎に1回補助する。	当該住宅を取得した日から6カ月以内	予算の範囲内	都市建設課 0197-42-2111 http://www.town.kanegasaki.iwate.jp/docs/2017122100035/	8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

岩手県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
一関市	一関市新規学卒者等就農促進支援事業	【対象者】 研修を開始する日の年齢が49歳以下で、一関市内に就農を希望する方。 【研修期間】 (1)大学(短期大学含む)、専修学校、高等専門学校又は高等学校を卒業後、1年以内に研修を開始する方は2年以内。 (2)(1)を除く方は1年以内。	雇用による農業従事を通しての就農の方針選択と営農に向けた研修。 (1)月額賃金 120,000円 (2)JAいわて平泉に雇用委託(定員7人) (3)カリキュラム等 春～秋:生産部会農家での実地研修 冬:座学	随時	定員7人	農林部農政課担い手支援係 0191-21-8225(直通)	2
	いちのせき新規就農応援事業【家賃補助】	市内に転入後2年を経過していない次の(1)及び(2)の方。 (1)就農希望者 市が認定する農業研修終了後、1年以内に市内で就農し、3年以上就農を継続しようとする方 (2)認定新規就農者 市内で就農を開始し、5年以上就農を継続しようとする方	市外から転入し、市内で新たに農業経営を開始しようとする就農希望者及び認定新規就農者の住居に要する費用に対し予算の範囲内で補助金を交付するもの。 【補助対象経費】 対象者の家賃(敷金、礼金、共益費等の諸経費を除く) 【補助金額】 補助対象経費の1/2以内を最大24か月補助 【限度額】 1か月につき20,000円	随時	2人		8
	いちのせき雇用就農促進事業(R3年度新規事業)	1 新規雇用奨励金(法人向け) (1)新規(正規)雇用1名につき300千円(1法人上限2人) ① 市内において農業を営んでいる法人 ② 当時雇用する従業員が20人以下である法人 ③ 対象者を雇用期間の定めない労働者として、新たに雇入れた農業法人規模 ④ 対象者の社会保険の加入手続きをしていること ⑤ 申請前、1年前から対象者雇用までに、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用封鎖被保険者を事業無視都合による解雇又は雇止めをしていない事業主 ⑥ 対象者の雇用集のPRグループへの参加に協力すること。 (2)規模拡大、事業拡大に伴い新たに雇用(正規)を増やした場合、規模拡大等に要した経費の1/2を補助(上限1,000千円) ※PR動画制作に協力。 ③新規雇用の前後1年間を対象とする。 ② 就農祝い金(就農者個人向け) ①の新規雇用者 ・市内新規学卒者 (新規学卒者:卒業後2年以内とするもの) ・その他 : 50千円	① 新規雇用奨励金(法人向け) ・新規(正規)雇用1名につき300千円(1法人上限2人) ・規模拡大、事業拡大に伴い新たに雇用(正規)を増やした場合、規模拡大等に要した経費の1/2を補助(上限1,000千円) ② 就農祝い金(就農者個人向け) ①の新規雇用者 ・市内新規学卒者:100千円 ・その他 : 50千円	8月ごろ	法人3社程度、新規雇用就農者7名程度		5
平泉町	平泉町新規就農者支援事業	次の要件をすべて満たすことが必要です。 (1)町内に住所を有する18歳以上60歳以下の方で、新たに就農する方。(町外の方は平泉町に住所を移していただきます) (2)受入農業経営体等で月8日以上研修を受け、研修期間が6ヶ月以上の方。(外部研修を含む) (3)事業終了後、引き続き町内に居住し2年以上就農できる方 (4)平泉町担い手育成総合支援協議会で認定を受けた方	平泉町の農業を担う方の育成・確保とその定住の促進を図るため、町内において新規就農を目指す方に対して、研修費及び居住費等について支援します。 (1)新規就農者 ①支援期間:2年以内 ②研修支援金:月額50,000円(定額) ③居住費支援金:家賃の1/2以内(ただし上限20,000円) (2)受入農業経営体 研修受入支援金=月額30,000円(受入研修生1人当たり)	随時	—	農林振興課 TEL:0191-46-5564 FAX:0191-46-3080 http://www.town.hiraizumi.iwate.jp/site/entry/cat140/cat147/cat239/post_570.php	3,6,8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

岩手県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
陸前高田市	振興作物推進事業	市内に住所を有し、かつ市内での市の振興作物であるトマト、いちご、きゅうり、ピーマンの生産を行う次の農業者等。 (1)認定農業者 (2)本事業により規模拡大を図り、経営改善計画を提出する意思のある農業者 (3)農業により生計維持を図ろうとする新規就農者 (4)農業協同組合 (5)その他市長が特に必要と認めた農業者等	振興作物(トマト、いちご、きゅうり、ピーマン)の生産に必要な農業用パイプハウス及び資材等の経費に対する助成。事業費の1/2以内の額で、パイプハウスは限度額50万円、資材等は限度額25万円。	—	—	地域振興部農林課 0192-54-2111 nourin@city.rikuzentakata.iwate.jp	4
	農業用機械導入支援事業	一定規模以上の受益を持ち(機械により受益面積が異なります)、市内に住所を有する次の農業者等。 (1)認定農業者及び経営改善計画を提出する意思のある農業者 (2)農業生産法人、集落営農組織及び農業者の組織する任意組合 (3)農業により生計維持を図ろうとする新規就農者 (4)農地利用集積又は他の農業者の委託を受け、作業を受託する農業者 (5)その他市長が特に必要と認めた農業者	経営規模が少なく、受益面積が国・県等の補助事業採択要件を満たさない農業者が農業機械を導入する経費に対して助成。事業費の1/2以内の額で、限度50万円。	—	—		4
	果樹産地化推進事業	市内に住所を有する次の農業者等 (1)果樹の経営耕地面積が10a以上で、1年以内に販売実績がある農家及び生産団体 (2)新規就農し、販売を目的として果樹栽培に取り組もうとしている農家及び生産団体	りんご、ぶどう及びゆずにおける改植・高接・新植に要する経費(苗木代、資材費等)に対する助成。事業費3/4以内の額で、限度額150万円。また、改植・新植後の未収益期間4年間の栽培管理経費に対する助成、定額補助、200千円/10a。	—	—		4
	営農相談窓口の開設	市内で就農しようとする方	毎週水曜日に開設する「営農相談窓口」において、市・JA・農業改良普及センターが連携し就農相談等に応じます。(前日の正午までに事前予約が必要です。)	—	—		1
釜石市	農業振興総合支援事業補助金	農業者団体 農業者(販売農家に限る)	農業振興を図るため、農業者が生産力の向上および労働力の確保のために行う取組に対して支援します。 <支援メニュー> 1 地域振興作物作付支援 ・種苗費(1/2以内) ・施設・機械・資材費(1/2以内、上限50万円) 2 米出荷支援 ・カントリーエレベータ利用料(1/10以内) 3 スマート農業導入支援 ・自動運転農業機械、農業用ドローン、農業用アシストスーツ、環境制御施設設備等の導入経費(1/2以内、上限50万円) 4 自発的提案型取組支援 ・販路拡大や特産品化等の取り組みに要する経費(1/2以内、上限10万円) 5 農業経営高度化支援 ・経営の高度化を目的とした研修参加に要する経費(1/2以内、上限1万円) 5 雇用労働力確保支援 ・雇用労働力の確保に要する経費(1/2以内、上限30万円) 6 農福連携支援 ・福祉施設等に農作業を委託する際に要する経費(1/2以内、上限5万円)	2月末日まで	—	産業振興部水産農林課 0193-27-8426	4
	釜石市ライフデザインU・1ターン補助金	釜石市に移転し、就労し、3年以上住み続ける意思のある方	1 新築・購入される場合 ・新築・購入 100万円(市内業者による新築の場合+20万円) ・中古住宅の購入 購入費用の50%(上限100万円) 2 3親等以内の持ち家に住む場合 転入世帯が住むことで必要となった工事費用の50%(上限100万円) 3 賃貸住宅に住む場合 家賃1年分(上限36万円)	—	—	産業振興部商工観光課移住定住相談センター 0193-27-7222	8
住田町	担い手農業者経営支援対策事業補助金	1 町内在住又は町内在住が確定している新規就農者 2 町内農地を活用した新規就農者 3 新規就農者とは就農から概ね3年未満の者 4 者とは、個人及び3戸以上の農家で構成された任意組合	新たに就農する際に係る資材等経費の1/2を補助金として支援する。 (1)補助金限度額 ・個人:500千円(就農当初の2か年の内1年は1,000千円) ・団体:1,000千円 (2)補助期間 ・個人:50歳以上3年、49歳4年、49歳未満5年以内 ・団体:1年	随時	—	農政課 0192-46-3861	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

岩手県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
大槌町	Uターン就業支援助成金	町内へ転入し、町内企業や農林漁業に就業された方又は起業された方	家族構成により最大25万円の助成金を交付します。	随時	—	産業振興課 0193-42-8717	9
	雇用就農定着促進支援事業	新規就農者を雇用する認定農業者又は認定新規就農者	新規雇用就農者の労働環境整備に係る経費(支給品・備品購入経費、就労規則等の作成に係る委託料、業務のマニュアル化に要する経費、マネジメント研修に係る経費、その他労働環境整備に資すると認められる経費)	随時	—		5
	農福連携支援事業	継続型就労支援作業所と農作業委託契約を締結した認定農業者又は認定新規就農者	農作業委託費用	随時	—		9
	農業スタートアップ支援事業	大槌町内において独立自営で経営を開始する就農から3年以内の者(18~60歳)	初期投資経費(資材・機械経費、その他経営目標の達成に資すると認められる経費)を予算の範囲内で補助(10/10、上限60万円)	随時	—		4
	農業経営高度化支援事業	1 いわてアグリフロンティアスクールを受講する者 2 岩手県立農業大学校で研修を受ける者 3 その他農業経営塾等、農業経営の高度化に資すると認められる研修を受講する者	研修に係る経費(受講料、交通費、宿泊費、その他研修に直接必要な経費)を定額で補助(1回4,000円)	随時	—		3
	種苗代支援事業	町内農業者全般	ピーマン、アスパラガス、キャベツ、カボチャ、トマト、スナップエンドウ、タマネギ、花き、クレソン等の種苗代を1/2以内で補助(上限10万円等)	随時	—		4
	生産資機材費等支援事業	町内農業者全般	栽培用ハウス購入経費、修繕経費、栽培設備・農薬用機械購入経費を1/2以内等で補助(上限10万円等)	随時	—		4
	耕作放棄地等解消支援事業	町内農業者全般	1年以上作付け実績がない農地等の解消のための経費で次に掲げるものであること。 ・砕石ロータリー等による土づくり経費 ・耕作放棄地の解消に必要な種苗代や機械器具(附属品及び部品を含む。)等の資材経費	随時	—		4
	土作り支援事業	花巻農協遠野地域野菜生産部会 農事組合法人	堆肥購入費。 堆肥の購入費用であること。	随時	—		4
	特用林産物生産支援事業	生産者	特用林産物(きのこ類、わさび、山菜類)の生産資材経費。 自生する特用林産物は除く。 有害鳥獣侵入防止柵等の購入経費。	随時	—		4
	自発的提案型取組支援事業	町内農業者全般	販路拡大、特産品開発等への取組に対する経費。 取組から3年間は継続が見込まれる農業者の所得向上対策事業であること。ただし、他の補助メニューの対象となるものは除く。	随時	—		4
スマート農業導入支援実証事業	町内農業者全般	自動運転農業機械、農業用ドローン、農業用アシストスーツ及び環境制御型施設・設備の導入に係る経費の1/2を上限30万円以内で補助	随時	—	4		
宮古市	宮古市農業担い手確保対策事業	(1)新規就農希望者研修支援事業 就農を目的に市内の農家及び農業法人等で6ヶ月以上研修を受ける60歳までの新規就農希望者で、研修期間を含め引き続き5年以上市内での営農の継続が見込まれる者 (2)研修生受入農家支援・雇用推進農家支援事業 研修生を6ヶ月以上受け入れ、生産技術及び経営管理の指導を行う市内農業者及び新規労働者を6ヶ月以上雇用し、規模拡大を図る農家及び農業法人等。 (3)新規就農者施設等整備支援事業 就農から3年以内の60歳までの新規就農者で、引き続き5年以上市内での営農の継続が見込まれる者。	(1)新規就農希望者研修支援事業 ・研修費助成:月額12万5千円(2年以内) ・住居費助成:月額3万円(家賃月額1/2以内・Uターン者) (2)研修生受入農家支援・雇用推進農家支援事業 ・受入費助成:月額3万円(2年以内・研修生1人あたり) ・雇用費助成:月額3万円(2年以内・雇用者1人あたり) (3)新規就農者施設等整備支援事業 施設・機械の整備等に要する経費の2/3以内で上限100万円(3年間で1回のみ申請可)	随時	—	産業振興部農林課 農政係 0193-68-9094 https://www.city.miyako.iwate.jp/norin/sinkishunousha.html	3,4,5,6,8
山田町	新規就農者研修受入支援事業	(支援対象者) 新規に就農を希望する者の研修を受け入れる農業経営体 (条件) 認定農業者又は認定農業者が組織する団体	研修受入に要した費用を補助 ・5千円/日(20日/月上限) ・家賃25千円/月、敷金礼金150千円(研修を受けようとする町外出身者が新たに町内の賃貸住宅に居住する場合)	随時	1名	農林課 農業振興係 0193-82-3111(内線212)	2
岩泉町	岩泉町新規就農者支援事業	①岩泉町に住所を有し、町内農家で6か月以上の研修を受けた60歳以下の者 ②認定新規就農者及び、新たな認定農業者の予定者であること。 ③年間所得が350万円以下であること。	新規就農者に月額125,000円、最長3年間助成します。	随時	—	農林水産課農業振興室 TEL:0194-22-2111(内線542) FAX:0194-22-5577 https://www.town.iwazumi.lg.jp/	4
	岩泉町農業後継者支援対策事業	①岩泉町に住所を有し、親等が認定農業者であり60歳以下の者 ②認定新規就農者及び、新たな認定農業者の予定者であること。 ③継承元農家の年間所得が700万円以下であること。	農業後継者に月額125,000円、最長3年間助成します。	随時	—		4
	岩泉町新規担い手経営支援事業	①岩泉町に住所を有する認定新規就農者で、経営開始から2年以内の方	青年等就農計画に記載された園芸振興作物(畑わさび、プロッコリー、ピーマン、インゲン、ニンジンなど)の種子及び苗の購入費に対して補助します。 ・補助率 1/2 ・補助限度額 30万円 ・補助年数 1年(畑わさびに限り2年)	随時	—		4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

岩手県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
田野畑村	農林漁業者就業支援事業補助金	(1)申請時におおむね60歳以下で事業開始時に村内に住所を有する方。 (2)農林漁業に新規に就業する方で、5年以上事業を継続すること。	(1)技術取得等のための研修に取り組み新規就業者に対し12万円/月 (2)上記の研修受け入れ経営体に対し3万円/月 (3)新たに農林漁業の事業を開始する方に15万円/月 (4)家賃の半額助成(上限2.5万円) (5)事業に必要な機材の整備の半額助成(1回限り、上限50万円) (6)資格取得に関する費用の半額助成(上限5万円)	随時	1名～	産業振興課 0194-34-2111 https://www.vill.tanohata.iwate.jp/	3,4,6,8
	定住促進住宅改修事業費補助金	(1)村内の空き住宅に入居を希望する方。 (2)村外に住所のある方、または村内に転入して1年以内の方 (3)今後10年以上定住見込みの方。	村内の空き住宅の機能向上のために行う修繕等に要する費用の2分の1(上限100万円)を補助	随時	1名～	政策推進課 0194-34-2111 https://www.vill.tanohata.iwate.jp/	8
久慈市	新規就農者育成確保対策事業	市内に住所を有し、新たに就農する方	生産施設及び農業機械の購入のために借り受けた資金の償還にかかる1/2以内の額を補助。(支援期間は、元金償還を伴う3か年を限度とする)	—	—	産業経済部農政課農政係 TEL:0194-52-2121(直) FAX:0194-52-3653 http://www.city.kuji.iwate.jp/kouryu/kouryu/support.html	9
洋野町	新規就農者支援対策事業	町内に住所を有する者若しくはその子弟又は町外からの転入者で、引き続き町内に居住し営農すると認められるおおむね55歳以下の方で、町が指定する重点推進作物(雨よけほうれんそう、菌床しいたけ、果樹)の中から作物を選定し、栽培するものとする。 なお、就農にあたっては、研修受入農家において農業研修を受けるものとする。(1年以内)	3年を限度に支援する。 ・就農奨励金の支給(独身者12万円、夫婦16万円) ・家賃の助成(借家に限り家賃月額の1/2を助成、1万5千円を限度) ・農地賃貸借料の助成(賃貸借料の1/2に相当する額を限度に予算の範囲内で助成)	—	—	農林課 0194-77-2113 http://town.hirono.iwate.jp	1,2,3,4,6,8
普代村	新規就農者入植支援対策事業	(1)18歳以上で40歳未満の者。ただし、40歳以上の者であっても近い将来後継者が確実である者はこの限りではない。 (2)村内に就農し、専業農家となることが確実な者。 (3)就農計画の認定を受けた者	(1)受入れ人数 ①毎年1～2名(家族)とします。 ②就農にあたっては、普代村農業指導関係者による書類審査並びに面接があります。 (2)支援内容 ①住居は、村営住宅・農家の空家を斡旋します。 ②農地は、借地で斡旋します。 ・県営農地開発造成圃場等を準備しています。 ・施設野菜が栽培できるよう灌水施設を準備しています。 ③農作業用機械類は、機械管理組合から借受けが可能となります。個人が準備するものは、軽トラ・管理機程度となります。 ④村内の研修農家を斡旋します。 (3)助成の内容 ①農業経営に要する経費の1/2を助成。村単独事業により年間120万円を限度として1年間助成。 ②助成額の使用内訳は、次の通りです。 ・農業用地の借受にかかる経費 ・農業用機械、施設の取得及び借受に要する経費 ・農業技術の習得に必要な研修等経費 ・農産物の栽培、収穫、調整、貯蔵、加工等に要する経費 ・その他の農業経営に要する経費	—	毎年1～2家族	農林商工課農政係 TEL:0194-35-2115(直) FAX:0194-35-3661 https://www.vill.fudai.iwate.jp/top.html	1,2,3,4,5,7,8
二戸市	新規就農者支援対策事業	研修受入農家支援(雇用就農) 市内に住所を有し、市が指定する重点推進作目の農業研修を指導できる、次に掲げる者とする。 ①岩手県農業農村指導士 ②二戸市認定農業者及びこれに準ずる中核農家 ③農業者で組織する営農団体等	研修受入農家に対する研修受入農家等支援費の支給する。ただし、1事業対象者につき3年間を限度とする。 1年目 40,000円 2年目 30,000円 3年目 20,000円	—	—	産業振興部農林課 TEL:0195-23-0180 FAX:0195-23-1634 https://www.city.ninohe.lg.jp	2,3,5
	二戸市ふるさと移住体験補助金	指定地域外の出身者で、指定地域外に住所を有し、移住を目的に活動する者。	①宿泊に対する補助(経費の1/2以内、上限1泊あたり5千円、10泊を限度) ②レンタカーに対する補助(経費の1/2以内、上限1回あたり3万円、5回を限度)	—	—		9
	二戸市ふるさと移住支援補助金	①移住を目的に指定地域外から移住する者または指定地域外から移住して5年以内の者で市内で就業する者。 ②転入日時時点で年齢が50歳未満の者。	①家賃1/2の補助(上限2万円) ②賃貸契約に係る初期費用1/2の補助(上限6万円) ③引っ越し費用1/2の補助(上限10万円)	—	—	総合政策部政策推進課 TEL:0195-23-3115 FAX:0195-25-5160 https://www.city.ninohe.lg.jp	8,9
	二戸市移住定住住宅リフォーム補助金	①移住を目的に指定地域外から移住する者または指定地域外から移住して8年以内の者で市内で就業する者。 ②転入日時時点で年齢が50歳未満の者。	空き家のリフォーム補助(経費の2/3以内、上限70万円 ※ただし、賃貸住宅の場合は上限30万円)	—	—		8,9
軽米町	軽米町親元就農給付金	軽米町内に住所を有し、親(三親等以内の親族を含む。)の経営を継承しようとする者	親の農業経営を継承し、新たに就農する者又は就農している者に対し、予算の範囲内で交付期間1年につき72万円の給付金を交付します。(交付期間は最長2年間。事前に親元就農計画を作成し審査を受ける必要があります。国の農業次世代人材投資資金との重複支給はできません。)	随時	5名	産業振興課 0195-46-4739	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9. その他

岩手県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
九戸村	研修受入 (ナインズファーム)	研修期間終了後も引き続き村内に居住し、営農できる者(新規参入者、U・Iターン者、新卒者) ①独身者は、概ね30歳以下 ②既婚者は、概ね40歳以下	新規就農希望者が、村の指定する研修機関(農業生産法人(株)ナインズファーム)において研修を受ける場合 (1)研修期間中の生活費を助成(最長3年間) ①独身者:月額100千円 ②夫婦:月額130千円 ③夫婦・子供:月額150千円 (2)ナインズファームでは専任の指導員が村の重点作物(トマト、ピーマンなど)の栽培管理指導を行う。	随時	年1~2名 (家族)	産業振興課生産振興係 TEL0195-42-2111(内線251) FAX:0195-42-3120	1,2,3
一戸町	新規就農者支援対策事業	一戸町内で新規に就農又は農業に再チャレンジしようとする方で、農業経営に意欲的に取り組もうとする概ね65歳以下の方。 (1)新規就農者の認定 希望者の申請に基づいて、町が審査のうえ、次の区分により認定し支援をおこないます。 ①新規就農研修者 新規に就農することを目的に、町が認める者として実施研修をする方。 ②新規就農者 新規就農研修者として1年以上の研修後、新規に就農する方。 ③農業再チャレンジ者 営農の継続が困難になり、品目を替えて農業に再チャレンジする方。 ④小規模新規就農者 新規に就農し、農協又は町内産直50万円以上の販売を目指す方。	(1)支援内容 関係機関と連携しながら次の支援を行います。 ①研修の斡旋 ②住居の斡旋 ③農業技術、経営管理に関する指導 ④農閑期の就職先の斡旋 ⑤就農地の斡旋(新規就農者) ⑥就農資金の助成(新規就農者) ⑦その他必要な支援 (2)就農資金の助成について 新規就農者の営農初期の経営安定を図るために、就農資金の助成を行います。 ①助成方法 新岩手農業協同組合が新規就農者に対して機械や資材の購入費など農業生産の経費について助成等の支援を行った場合、また町内産直組合が新規就農者に対して加入金の支援を行った場合に、町が新岩手農協・産直組合に対して補助金を交付します。 ②助成金額 1経営年度当たり70万円以内(ただし、小規模新規就農者は10万円以内) ③助成期間 最大3年間(ただし、小規模新規就農者は最大2年間)	随時	—	産業部農林課農業振興係 TEL0195-33-2111(内線258) FAX:0195-33-3770 http://www.town.ichinohe.iwate.jp/shigoto_sangyo/3/2/1367.html	1,4,7,8,9
	研修受入 (榊一戸夢ファーム)	・年齢が48歳未満で、一戸町内に就農する方。 ・榊一戸夢ファームで指定した研修内容に従っていただけの方。 ・その他の条件は町農林課又は榊一戸夢ファームにお問い合わせください。	(1)研修期間 2年間 (2)研修内容 ①一戸町の柱となる主要な野菜、花きの園芸作物並びに新需要野菜の生産(苗作りから)及び販売の全般的基礎知識の習得。 ②農業経営の全般的基礎知識の習得 ③農業機械の操作及び作業技術の全般的基礎知識の習得 ④その他 農業の共通栽培技術、経営の基礎知識の習得(共通科目) (3)主な研修対象作物 ①野菜[重点品目]トマト、レタス [補完品目]ネギ、グリーンアスパラガス(促成)、菌床しいたけ ②花き[重点品目]りんどう [補完品目]小菊 ③その他 新需要野菜品目、地域特産品目	—	3名程度		1,2,6,7,8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

宮城県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
角田市	農業後継者就農支援事業	農業後継者(親元就農)が就農する際に、経営規模拡大を行うための農業機械の導入、施設の導入等の費用の一部を助成 農業後継者として経営を移譲し、且つ農業経営改善計画を提出し、市の認定を受けていること 補助対象となる農業者が農業次世代投資事業補助金を受けていないこと	農業機械、施設の導入等の費用の1/3(上限50万円)を助成 ※一戸につき一度に限り適用	随時	予算の範囲内	農林振興課 0224-63-2119 TOPページ http://www.city.kakuda.lg.jp	4
	新規就農者支援事業	新規就農者が経営規模拡大を行うための農業機械の導入、施設の導入等の費用の一部を助成 補助対象となる農業者が農業次世代人材投資事業補助金を受けていること 農業後継者就農支援事業を受けていないこと	農業機械、施設の導入等の費用の1/3(上限50万円)を助成 ※一戸につき一度に限り適用	随時	予算の範囲内	補助金の紹介ページ https://www.city.kakuda.lg.jp/so-shiki/13/355.html	4
蔵王町	新規就農者促進対策資金利子補給金	蔵王町新規就農者促進対策資金利子補給金交付要綱第4条各号のいずれかに該当する者	認定農業者の育成資金であり、経営維持のための運転資金、経営改善及び規模拡大に必要な施設、又は機械等の設備資金の利子補給を行う	随時	—		4
	蔵王町農業経営育成対策事業補助金	蔵王町農業経営育成対策事業補助金交付要綱第2条各号のいずれかに該当する者(親元就農型、新規就農型、家族経営就農型)	農業の担い手として、新たに就農した者(農業次世代人材投資事業を受給できない者)への農業経営の継承及び就業意欲の向上と育成を図る。 交付期間:5年間(新規就農後5年目まで) 補助金額等:5万円/月(最高60万円/年)	随時	予算の範囲内	農林観光課 0224-33-3004 http://www.town.zao.miyagi.jp	4, 9
七ヶ宿町	農林業生産者育成補助事業	新規・事業拡大型 七ヶ宿町に住所を有する農業者、新規就農者	施設、機械導入等に対する助成(事業費100万円を限度とし、その1/2以内)	随時	予算の範囲内	農林建設課 0224-37-2113 https://town.shichikashuku.miyagi.jp/	4
		新規・事業拡大型 認定新規就農者、認定農業者、団体	施設、機械導入等に対する助成(事業費200万円を限度とし、その2/3以内)				
		園芸特産振興型 町が定める推奨品目を、販売目的で1a以上生産する町民または町民で組織する団体。	種苗費・農業資材助成(1品目につき上限5万円を限度とし、栽培面積1aあたり5千円とする)				
村田町	村田町農業次世代人材投資事業	人・農地プランに位置付けられる見込みのある原則55歳未満の農業者(国補助対象外の者)であって、独立して農業を営出し、生計が成り立つ見込みがある者	農業経営開始後5年度目分まで国補助金の3分の1を補助	随時	予算の範囲内	農林課 0224-83-6406	4
川崎町	新規就農者営農定着促進事業	・地域農業マスタープランにおいて、新規就農者として位置付けられた者。 ・新規就農者として位置付けられた日から5年間のうち1回限りとする。	経営開始計画に基づく営農を行うために必要と認められる耐用年数が1年以上かつ購入金額が20万円以上のもの。 (1) 農業用機械購入費 (2) 農業用施設整備費 (3) その他町長が必要と認めた経費 事業費の1/2(上限年間100万円)	随時	予算の範囲内	農林課 0224-84-2304	4
丸森町	新規就農者定着促進事業	丸森町において青年等就農計画を認定された認定新規就農者で青年等就農資金を借受した者	青年等就農資金の借入額(※)に対する毎年の償還額(最長12年)の1/2以内を助成 (※)借入額のうち、農業用施設・機械の整備費、家畜購入費、果樹植栽費、農地賃借料(就農時から5年分)のみ対象	通年・随時	予算の範囲内	農林課農政班 0224-72-2113	4
	農業チャレンジ研修(上級編)	研修終了後に丸森町に定住し、1年以内に町内で新規に独立自営就農される方で、応募時点で概ね40歳未満の方	町内の先進農家において、最長2年間の実践的な研修を行う場の提供	通年・随時	2名程度	丸森町農業創造センター 0224-72-3028 農林課農政班 0224-72-2113	2

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9. その他

宮城県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
仙台市	施設園芸推進事業	住所及び経営する農地等が市内にある認定農業者、認定新規就農者、エコファーマーで、本市の市税を滞納していない者。	野菜及び花き等の栽培に必要な施設(パイプハウス)の設置にかかる事業費の一部を補助する。 *助成内容 (1)補強型 間口5m以上・パイプロ径30mm以上・専用トア付 事業費の1/3以内 1㎡当り2,400円限度(再築の場合は、事業費の1/4以内、1㎡当り1,800円限度) (2)第1種施設 間口5m以上・パイプロ径20mm以上・専用トア付 事業費の1/3以内 1㎡当り2,000円限度(再築の場合は、事業費の1/4以内、1㎡当り1,500円限度) (3)第2種施設 第1種施設基準以外のもの 事業費の1/3以内 1㎡当り1,000円限度(再築の場合は、事業費の1/4以内、1㎡当り750円限度)	随時	予算の範囲内	農業振興課 022-214-7327 http://www.city.sendai.jp/kurashi/shizen/norinsuisan/ninaite/index.html	4
	新規就農者農業用小規模機械導入事業	住所及び経営する農地等が市内にある認定新規就農者で、本市の市税を滞納していない者。	管理機、小型トラクター(20PS未満)、防除機(動力噴霧機含む)及び除草機の購入経費の一部を補助する。 *助成内容 事業費の1/2(10万円上限)	随時	予算の範囲内		4
	新規就農者定着支援事業	・認定新規就農者 ・地域農業の振興及び認定新規就農者の育成に関し指導的役割を担う農業者(サポート農家)	認定新規就農者がサポート農家からの営農・経営の相談等の支援を受けた場合に、サポート農家に対して謝礼を支払う。	随時	予算の範囲内		6
	仙台市新規就農相談会	市内で就農を希望する者	・毎月第1木曜日(事前予約必要) ・県農業改良普及センター、農協、農業委員会の関係機関が一同に会して相談者を支援	随時	制限なし		1
	6次産業化等チャレンジ支援事業	認定農業者(認定新規就農者含む)、農業協同組合、林業者、森林組合、漁業者、漁業協同組合、市内の農林漁業者等と連携して事業に取り組む商工業者、その他市長が特に必要と認めた者。 いずれも市税の滞納をしていない者。	(1)専門家派遣 6次産業化や農工商連携に必要な助言指導を受ける際の専門家への謝礼を負担 *派遣内容 事業計画策定、経営診断、マーケティング、商品開発、技術指導、デザイン開発、販路拡大等 *派遣回数 1事業者につき年度内5回まで *派遣時間 1回あたり2時間程度 (2)補助金 下記①～⑤のメニューにおける対象経費の一部を補助する。 *採択基準 原則として2名以上の異なる分野の専門家派遣を受け、所定の事業計画書を作成すること *助成内容 各メニューの補助対象経費の1/2以内 ①マーケティング・市場調査や広報活動(上限10万円) ②機材導入・機械や設備導入(上限120万円) ③商品ブランドデザイン開発・パッケージやロゴ、WEBサイト開発(上限15万円) ④試作・試作会開催、原材料調達(上限20万円) ⑤販路開拓・展示会出展(上限20万円)	随時	予算の範囲内	農政企画課 022-214-8266 https://www.city.sendai.jp/noshoku/kurashi/shizen/norinsuisan/noushoku/rojukika.html	4
名取市	名取市仙台せり新規生産者指導研修事業	次各号のいずれにも該当するもの (1) 市内に住んでいる方、もしくは市内に住所を移す意思のある方 (2) 市内で新たに仙台せりを生産及び出荷しようとする方 (3) 仙台せりの生産を開始した日から5年以上継続して仙台せりを生産及び出荷する意思を有している方 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方、又は暴力団員と密接な関係でない方	仙台せりの生産を新たに目指す新規就農者等の円滑な営農を促進するため、芹出荷組合が生産技術や知識を指導するにあたり、指導農業者へ技術指導料を交付する。	例年 年度初め	予算の範囲内	農林水産課 022-724-7186 https://www.city.natori.miyagi.jp/soshiki/seikatsu/nousui/node_76510	2
亶理町	亶理町新規農漁業者育成支援事業補助金	・認定新規就農者であり、亶理町内に農地を取得または農地の利用権を有し営農している者。 ・宮城県が実施する「みやぎの漁業担い手確保育成支援事業」において長期研修を受け、町内で漁業に従事している者。	・新たに取得する機械、施設、設備等の経費(50万円以上)に対して上限を100万円として1/2を補助。 ※1経営体あたり1回限り	随時	予算の範囲内		4
	亶理町新規農漁業者定住支援事業補助金	・新規就農者または新規漁業者。 ・町外から定住を目的として本町で住民登録をした者。 ・自己の居住用として住宅を賃借している者。 ・政令月収が亶理町町営住宅条例に定める入居資格の基準額に該当する者。(町営住宅に入居できる者は除く。) ・町税を滞納していない者。	・住宅賃料の月額を上限3万円として1/2を補助。	随時	予算の範囲内	農林水産課 0223-34-0503	8

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

宮城県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
山元町	頑張る新人農家支援事業	補助対象者 次の要件のすべてを満たす、新規就農者であること。 ・就農した時点の年齢が18歳以上50歳未満であること。 ・親元就農者以外で町内で独立・自営就農するものであって、就農した日から起算して5年以内であること。 ・当町において青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者であること。	・営農上必要となる資材購入費を2つのメニューに応じて支援する。 ・補助上限額600千円(メニューの組み合わせは選択可能・補助額は各メニューを合計) ①苗木・育苗用資材・薬剤類 補助額率3/4 上限300千円(面積当りの上限なし) ②ハウス資材・農業用機械類(管理機・トラクター・収穫機など) 補助率1/2 1件あたり上限600千円	随時	予算の範囲内	農林水産課 0223-37-1119 https://www.town.yamamoto.miyagi.jp/	4
	～地域で支える新人農家～ 農機具マッチング事業	・事業対象者・譲渡希望者(地元農家)は町内で農業を営むものであること。 ・譲受者(新規就農者:認定新規就農者に限らず営農を開始して5年以内のもので50歳未満)は町内で農業を営む者であること。	不要となった中古農機具について農機具の習得を希望する意欲のある農業者や新規就農者に斡旋する。	随時	制限なし		9
大衡村	大衡村農業環境整備支援事業補助金	村内農地所有適格法人	村内に住所を有する者を新規の正規労働者(社員)として1年以上継続雇用した場合(最大3年間交付) 60歳未満1人につき年間 10万円 60歳以上1人につき年間 12万円	随時	予算の範囲内	産業振興課 022-341-8514 http://www.village.ohira.miyagajp/	5
七ヶ浜町	農漁業新規就農者支援事業	ア 平成28年4月1日以降に七ヶ浜町において新たに漁業に就労する者で15歳以上50歳未満のもの若しくは七ヶ浜町が定める「人・農地プラン」において、新規就農者として位置付けられている者又は七ヶ浜町に住所を有する15歳以上50歳未満の者であって、農業又は漁業を業として行う親族の経営基盤を引き継ぎながら規模拡大及び経営改善を行う者等で、七ヶ浜町農業委員会又は宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所から推薦があること。 イ 平成28年4月1日以降に七ヶ浜町内で3年間継続して農業又は漁業に従事していること。 ウ 平成28年4月1日以降に七ヶ浜町において新たに漁業又は農業に就労してから3年を経過する時点において七ヶ浜町に住所を有していること。 エ 町税等を滞納していないこと。 オ この要綱に基づく補助金及び他の自治体において同様の補助金の交付を受けていないこと。	毎年度予算の範囲内において、補助事業1件につき300,000円	平成28年4月1日から	予算の範囲内	産業課 022-357-7444 www.shichigahama.com	4
大崎市	アグリビジネス創出整備支援事業	(1)認定農業者(農業経営改善計画書に記載のある従事者を含む) (2)認定新規就農者 (3)農業法人 (4)農林業者3戸以上で構成する団体組織	食品農産加工施設や農産加工品直売所、農家レストラン等の改修や整備、及び製造や製品に係る機械等を導入する際の事業経費または加工販売に必要なラベル作成やホームページ作成、加工販売コンサル等の指導料、加工品委託試作費の事業経費の一部を支援する。 *補助率 補助対象経費の1/2以内 *補助金上限額 ・施設整備150万円(農家レストラン等の施設整備に当たっては、補助金上限額500万円) ・加工販売促進20万円	随時	予算の範囲内		4
	就農チャレンジ支援金	(1)認定新規就農者 (2)認定新規就農者及び45歳未満の認定農業者	就農を始めた認定新規就農者に対し、農業機械等の導入支援や海外研修を重点的に支援する。 (1) 農業機械・施設等環境支援 就農に必要な農業機械の導入や、パイプハウス等施設整備を実施する際の補助対象事業経費の一部を支援する。 ・認定新規就農者である期間中に一度だけ支援を受けられる。 ・国・県補助を活用しない事業であること。 *補助率 補助対象事業経費の1/2以内 *補助金上限額 50万円 (2) 海外農業研修支援 海外農業の先進的なテーマに関する自主研修を実施する際の補助対象事業経費の一部を支援する。 ・実施後は、青年就農者等への報告会を行い、情報を共有する。 ・国・県補助を活用しない事業であること。 *補助率 補助対象事業経費の2/3以内 *補助金上限額 50万円	随時	予算の範囲内	産業経済部農林振興課 0229-23-7090 nourin.city.osaki.miyagi.jp	3,4
美里町	新規就農者育成支援金	町内に住所を有し、かつ、年齢が18歳以上45歳未満の者 受給資格について町長の認定を受け引き続き3年以上の期間(この期間には国内又は国外で農業研修をした期間のうち1年以上の期間を含むことができる。)農業経営に積極的に取り組む予定である者	受給資格について町長の認定を受けた後、3年以上の期間、引き続き農業経営に取り組んだ場合に100万円を支給 夫婦で取り組んだ場合にあっては150万円を支給	随時	—	産業振興課 0229-58-2374 http://www.town.misato.miyagi.jp/	9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9. その他

宮城県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
栗原市	園芸用ハウス整備支援事業	対象者: 市内に住所を有する農業者、生産組織及び農業者団体(農業法人を除く) 交付要件: 以下のすべてに該当すること (1)5年間以上、販売を目的として栗原市園芸振興計画に定める園芸振興作物を栽培すること (2)ハウスの面積は99㎡以上1,000㎡未満であること (3)他人所有の農用地に設置する場合は、土地所有者の同意を得て5年間以上の営農が見込めること (4)園芸作物生産のための利用期間が年間概ね6ヶ月以上あること。	左記対象者が市内に整備する園芸用ハウスに係る経費の一部を支援 対象経費: 園芸用ハウスの新設及び中古ハウスの再生に要する経費 補助金額: 対象経費の1/3以内(上限50万円) ※市の園芸振興作物: いちご、きゅうり、トマト、ほうれん草、ねぎ、そらまめ、なばな類、だいこん、ピーマン類、らっきょう、カボチャ、アスパラガス、キャベツ、トウモロコシ、水耕野菜、スナップエンドウ、えだまめ、輪ぎく、スプレーぎく、花壇苗類、りんご、ブルーベリー、うめ、しいたけ、なめこ、じねんじょ、葉たばこ、そば、山菜、ズッキーニ	随時	—	農林振興部 農林畜産課 0228-22-1136 https://www.kuriharacity.jp/w018/020/010/heisei30nendokuriharashi/PAGE000000000000003905.html	4
登米市	登米市就農相談会	市内で就農を希望する者、又は、農業研修を希望する者。	・毎月第2水曜日(事前予約必要) ・県農業改良普及センター、農協、農業委員会の関係機関が一同に会して相談者を支援	随時	制限なし		1
	新規就農者支援事業	新規就農希望者が自家以外の市内受入農家(農業法人等)で研修する場合の研修費の助成。 但し、研修終了後、市内で5年以上就農する者に限る。	交付期間:3か月以上3年以内 交付金額:独身者 月額30千円以内 夫婦 月額50千円以内	随時	予算の範囲内	産業総務課 0220-34-2716 http://www.city.tome.miyagi.jp/	3
	新規就農者交流促進事業	新規就農者の組織する団体の研修会等の開催に要する経費	経費の1/3以内、上限30千円	随時	予算の範囲内		3
	園芸産地拡大支援事業 ①園芸用ハウス整備事業 ②園芸用機械整備事業	①市内で園芸作物を栽培する農家で、次の要件を満たすこと。 ・販売を目的とした園芸作物の生産に要する施設 ・ハウスの面積は99㎡以上 ・年間あたり概ね6か月以上の利用期間があること ②市内で園芸作物を栽培する農家で、次の要件を満たすこと。 ・販売を目的とした園芸作物の生産に要する機械であること ・事業費が200千円以上であること ・既存機械の更新及び中古機械の購入は対象外とする	①対象経費:園芸栽培用ハウス及び付帯設備 補助率:事業費の20%以内 限度額:1,000千円 ②対象機械: 取土機、移植機、防除機、暖房機、収穫機、洗浄機、選別機、包装機、予冷庫、土壌消毒機、その他園芸専用機械 補助率:事業費の20%以内 限度額:1,000千円	随時	予算の範囲内	農政課 0220-34-2713 http://www.city.tome.miyagi.jp/	4
担い手育成支援事業 ①担い手経営開始支援事業 ②ニューシニアファーマー支援事業	①新規就農者が、新たな部門の農業経営を開始するため、農地を取得又は賃借する経費の助成。 ②他産業を退職した中高年(概ね50歳以上60歳未満)が新規就農するため、農地を取得又は賃借する経費の助成。 ※但し、①、②とも市内で5年以上就農する者に限る。	5千円/10a	随時	予算の範囲内	産業総務課 0220-34-2716 http://www.city.tome.miyagi.jp/	7	
石巻市	石巻市新規就農者独立支援事業	認定農業者(経営開始5年以内)及び認定新規就農者 ただし、市内で就農する者に限る。	①営農に要する土地の取得又は賃借に要する経費10a当たり5千円とする。ただし、1回限りとする。 ②営農に要する小型管理機等の導入に要する経費(購入のみ)の1/2以内とし、25万円を上限とする。ただし、1回限り。	随時	予算の範囲内	農林課 0225-95-1111(内線3555) https://www.city.ishinomaki.lg.jp/index.html	4.7
	担い手育成総合支援事業 (石巻市農業担い手センター)	市内で就農を希望する者	それぞれの就農形態に合わせた就農プランを、住む場所や暮らし方なども含め関係機関と連携し伴走しながら総合的に支援する。 ・支援内容(就農相談窓口・移住情報の提供・短期研修・就農先のマッチング等) ・月1回就農相談会 ・シェアハウス(家賃:18,000円/月・共益費:5,000円/月)	随時	制限なし	石巻市農業担い手センター 0225-90-4748 www.noukajapan.com	1.9
東松島市	東松島市新規就農支援事業	東松島市農業次世代人材投資事業(経営開始型)資金交付規則に基づく対象者	東松島市農業次世代人材投資事業(経営開始型)資金交付規則に基づく対象者に、月額25,000円の高上げ給付を行う。	随時	予算の範囲内	産業部農林水産課 0225-82-1111 http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp	4.9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

宮城県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
気仙沼市	園芸特産重点強化整備事業	JA全農宮城県本部、農業法人、特定農業団体、その他市長が適当と認める団体 ※JAの園芸部会に加入することにより、個人でも活用できる場合があります。	○支援内容 ・「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」に基づく園芸特産物の生産・出荷拡大と流通体制整備を図る事業に要する経費 ・「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」が掲げる基本方針に基づく園芸振興を図るために必要な施設・機械等の整備費 ○事業対象額：1事業実施主体当たりの補助金額が500千円以上 ○補助額（千円未満切り捨て） ・県：1/3（市町村振興総合補助金） ・市：1/3	随時	予算の範囲内	農林課 0226-22-3439	4
	農林業維持振興事業	JA、農林関係団体、その他市長が適当と認めるもの	○施設整備事業：補助率1/3以内 対象経費 1 たい肥舎、生産物集出荷施設、鉄骨・パイプハウス、ミニライスセンター等 2 暖房機、かん水施設、栽培システム等の附帯施設 ○機械整備事業：補助率1/3以内 対象経費 トラクター、コンバイン、穀物乾燥機、スプレイヤー等	随時	予算の範囲内		4
南三陸町	チャレンジ農業支援事業補助金	○補助対象事業 ①生産量の増加による産地化を目指す事業 ②新規作物の栽培に取り組む事業 ③環境配慮型農業に取り組む事業 ④その他ブランド化に資すると認める事業 ○補助対象者 ①農業者 ②農業者等が組織する団体 ③農業法人	○補助対象経費 需用費（種苗、肥料、農業等） 委託費（農作業の委託等外注費） 賃借料（機械、農地等の賃借料） 謝金（講師、指導員等への謝金） 旅費等 ○補助率 補助対象経費の3分の2 上限額 30万円	随時	予算範囲内	農林水産課 0226-46-1378 https://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援（あっせん・家賃補助を含む） 9. その他

秋田県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
鹿角市	かつの農業夢プラン応援事業費補助金	補助対象作物を生産する認定農業者または認定就農者、農業者団体の生産の拡大を支援 ＜補助対象作物＞①戦略作物等(土地利便型作物、野菜、葉タバコ、花き、果樹)②畜産 ※補助希望者は、次年度予算要求時の要望調査において、導入予定内容等の提出が必要	補助対象経費:機械・設備等の導入経費 補助率:①～②5/12以内(非農家出身の認定新規就農者は1/2以内)、③繁殖用雌牛30万円/頭、乳用牛30万円/頭、自家保留10万円/頭以内	導入希望の前年の9月頃まで	-		4
	ミドル就農者経営確立支援事業	経営開始直後の中年層自営就農者に資金を交付 ①就農時の年齢が45歳以上60歳未満の独立・自営就農者 ②人・農地プランへの位置づけがされている、もしくは見込まれる方または農地中間管理機構から農地を借り受けている方	補助率:年上限150万円(夫婦で対象となる場合は225万円) 対象期間:最大3年	導入希望の前年の10月頃まで	-		1.4
	新規就農者研修支援事業奨励金	市内で独立して新たに農業に取り組もうとする方に、奨励金を交付 水稲 ＜対象者＞園芸作物(野菜、果樹、花き)、畜産、菌床しいたけ、葉タバコ、水稲(複合経営に限る)の研修者、または農業生産法人、集落営農組織等での生産技術および経営技術の研修者	奨励金:月額10万円 対象期間:最大1年 研修受入農家へ月額4万円	研修希望の前年の10月頃まで	-	農業振興課 構造改革推進班 0186-30-0241 http://www.city.kazuno.akita.jp/	1.2,3,6
	フロンティア農業者研修奨励金	新たに農業を始めるのに必要な技術を身につけるため、県農業研修センター等で研修する方に、奨励金を交付 申請時の年齢が概ね50歳未満で、研修終了後、市内就農が確実に見込まれる方が対象	奨励金:月額10万円 ※市外の試験場等で研修する場合は、月額2万5千円を増額支援 対象期間:4月から翌年度末までの2年間	研修希望の前年の10月頃まで	-		1.2,3
	アグリビジネス支援事業費補助金	農業者等が加工品の製造や販路拡大を行う6次産業化の取り組みを支援	補助対象経費:加工品試作費や販路拡大に要する経費 補助率:1/2(上限100万円)	事業開始前	-		4
	アグリビジネスチャレンジ資金利子補給費補助金	農業者等が実施する農産物の販路拡大や農産加工品の製造等を目的とした融資(上限300万円)の利子支払いを補助	補助率:利子支払い額の全額 対象期間:最大7年	事業開始前	-		4
	鹿角市スマート農業推進事業費補助金	認定農業者・認定新規就農者を対象にスマート農業機器等の購入を補助 ＜対象機器＞ ・AI灌水システム、環境測定装置 ・農業用アシストスーツ、電動バサミ ・農業用ドローン ※上記の内、税抜き事業費で20万円以上の対象機械等の導入経費	補助率:1/2(上限50万円)	年度内随時 ※予算がなくなり次第終了	-		4
	農業生産被害防止対策推進事業費補助金	野生鳥獣による農作物被害の防止および軽減のための対策を支援	補助対象経費:電気柵、防風ネット等の設置経費(税抜き6万円以上) 補助率:税抜事業費の1/3(下限2万円、上限20万円、防風ネットは上限10万円)	収穫期の10月頃まで	-		4
	冬期農業応援事業	冬期間園芸作物の新規栽培や規模拡大を図る方を支援。冬期間に施設面積で概ね100㎡以上新たに取組む又は規模拡大する認定農業者及び認定就農者が対象	補助対象経費:栽培実践費用(種苗、燃料費等) 補助率:加温、微加温、無加温別に定額助成	冬期作物作付前の12月頃まで	-		4
	果樹産地基盤強化事業費補助金	無核大粒種ぶどうの栽培を始める農家に対し、育苗ハウス補強等に必要資材経費の一部を助成	補助対象経費:育苗ハウス補強等に必要資材経費 補助率:事業費(税抜)の2分の1以内(上限10万円)	年度内随時	-		4
	果樹経営承継支援補助金	樹木付きの樹園地を売買や賃貸により承継する生産者に対し、承継に要する経費(生産に係る経費を含む)を面積に応じて交付	承継した樹園地の面積に応じて交付 面積(㎡) 新規取組者 増反取組者 1,000～2,000 100,000円 50,000円 2,001～3,000 200,000円 100,000円 3,001～4,000 300,000円 150,000円 4,001～5,000 400,000円 200,000円 5,001～ 500,000円 250,000円	年度内随時	-	農業振興課ブランド作物推進班 0186-30-0243 http://www.city.kazuno.akita.jp/	4
	花き周年栽培支援事業費補助金	シンテツポウユリや啓翁桜など花き全般の栽培面積拡大のため、新植・増反にかかる経費を支援	新植・増反支援 補助額:65千円/10a(路地栽培) 350千円/10a(冬期加温施設栽培)	年度内随時	-		4
	淡雪こまち生産拡大対策事業補助金	「秋田県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づき認定された特別栽培農作物の淡雪こまちを栽培する方を支援	補助対象経費:栽培経費 補助率:特別栽培米の出荷数量60kgあたり500円以内	収穫後の11月頃まで	-		4
	水田転換主力作物づくり強化事業補助金	水田における収益性の高い作物への作付転換に対し支援	10a以上の作付が条件 交付単価 【基本助成】えだまめ10千円/10a、花き20千円/10a、ネギ20千円/10a 【団地加算助成】3品目すべて12千円/10a	作付後の10月頃まで	-		4
かつの牛生産振興対策事業費補助金	かつの牛(日本短角種)の繁殖用雌牛の増頭を図る方を支援	補助率 ①繁殖用雌牛購入経費:1/2(1頭あたり上限10万円) ②繁殖用雌牛自家保留経費:1頭あたり5万円	年度内随時	-		4	

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

秋田県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
小坂町	地域で学べ！農業技術研修事業	秋田県が主催する「地域で学べ！農業技術研修」受講者	県の地域で学べ！農業技術研修生に対し奨励金を交付する。 ・補助額 町独自で予算の範囲内で加算する (上限:農業次世代人材投資資金準備型を上回らない額)	秋田県が主催する「地域で学べ！農業技術研修」の募集期間	-	観光産業課農林班 0186-29-3912 http://www.town.kosaka.akita.jp/	2.3
	未来農業のフロンティア育成研修補助金	秋田県が主催する「未来農業のフロンティア育成研修」研修生	県の未来農業のフロンティア育成研修生に対し奨励金を交付する。 ・奨励金:月額7.5万円 町独自で予算の範囲内で加算する (上限:農業次世代人材投資資金準備型を上回らない額) 対象期間:4月から翌年度末までの2年間	研修希望の前年の10月頃まで	-		2.3
	鳥獣被害防止対策事業補助金	農業者等(自家消費生産者を含む)	鳥獣被害を防除する電柵等の導入費用 導入費用の1/2:上限20万円	随時	-	-	4
大館市	新時代を誇ら抜く！農業夢プラン応援事業(就農定着)	補助対象作物を生産する認定農業者または認定就農者、農業者団体の生産の拡大を支援(秋田県要綱に準ずる)	補助対象経費:機械・設備等の導入経費 市補助率:就農定着者 県補助に1/6嵩上げ補助	導入希望の前年の10月に要望調査	-	産業部農政課生産振興係 0186-43-7074	4
北秋田市	未来農業のフロンティア育成研修費補助金	秋田県が主催する「未来農業のフロンティア育成研修」受講者	○補助金額:月額75,000円(県52,500円 市22,500円)	-	-	産業部農林課 農業振興係 0186-62-5514 http://www.city.kitaakita.akita.jp/index.html	2.3
	地域で学べ！農業技術研修費補助金	新たに農業を始めようとする者で、農業で自立しようとする意欲が高く、研修終了後の就農が確実と見込まれる者 ・申請時の年齢がおおむね50歳以下の者	○研修期間:2年以内 ○研修場所:JA秋田たかのす「営農研修センター」 ○研修内容:ほ場づくり、定植から出荷までの作業、農業散布・施肥の基本的作業、栽培技術の取得 ○補助金額:月額75,000円	随時	1~2名		2.3
上小阿仁村	上小阿仁村農業後継者育成技術習得研修事業	○上小阿仁村に住所を有する者、及び村に定住しようとする者で次に掲げる要件を満たす者 (1)新規に就農しようとする者又は現に農業に従事する者で研修終了後、就農が確実と見込まれる者 (2)農業で自立しようとする意識が高く、地域農業の担い手として期待される者 (3)明確な研修目的を持つこと。 (4)心身ともに健全であること。 (5)年齢は原則として50歳未満とする。	○研修期間:3年以内 ○研修場所:上小阿仁村野外生産試作センター ○研修内容:野外センターの試作研究計画にそって、試作センター所長等の指導のもと実習を主体とした研修を行う。 ○研修科目:野菜及び花卉 ○研修概要:育苗管理、栽培管理、土壌肥料、病虫害、収穫調整、視察研修 ○研修奨励金:毎年村長が決定し、1ヶ月分を翌月に支給する。	随時	年度毎に定める	産業課農務班 0186-77-2223 http://www.vill.kamikoani.akita.jp/forms/top/top.aspx	2
能代市	地域で学べ！農業技術研修費補助金	新規就農希望者	・能代市農業技術センター研修 県の地域で学べ！農業技術研修を活用する者のうち、能代市農業技術センターにおいて研修を受ける者に対し研修奨励金を支給する。 本市では、支給月額が10万円になるように上乗せ補助をしている。 ・秋田県農業試験場等研修 県の未来農業のフロンティア育成研修を実施する研修生に対し研修奨励金を支給する。 本市では、支給月額が10万円になるように上乗せ補助をしている。	県の募集期間と同じ	・農業技術センターは1年目、2年目をあわせて6名程度まで ・フロンティア研修は応相談	能代市農業技術センター 0185-52-2247 https://www.city.noshiro.lg.jp/city/soshiki/kankyo-sangyo/nogyo/ 農業振興課 0185-89-2183 https://www.city.noshiro.lg.jp/city/soshiki/kankyo-sangyo/nogyo/	2.3
	未来農業のフロンティア育成研修事業補助金	・申請時の年齢が50歳未満の者 ・国、県等の補助事業を受けていない者	①雇用奨励金 新卒者や移住者等を新規に6月以上正規雇用した農業法人 ②研修生受入助成金 市内で新規就農者となることを前提とした研修生を6月以上継続して受け入れた農業法人 ③住宅家賃助成金 市外から移住後1年以内に自ら居住するための住宅等を買付した新規就農者(農業法人に受け入れられた雇用就農者を含む)又は農業法人に受け入れられた研修生 ④住宅改造費助成金 市外から移住後3年以内に自ら居住する自己所有住宅を改造する新規就農者 ⑤農業研修受講費助成金 新規就農後5年以内に農業研修を受講する新規就農者	随時 ※④は事業開始前	応相談	農業振興課 0185-89-2182 https://www.city.noshiro.lg.jp/city/soshiki/kankyo-sangyo/nogyo/	3.5,6,8
	地元で働こう新規就農支援事業費補助金	・申請時の年齢が50歳未満の者 ・国、県等の補助事業を受けていない者	①助成額:新卒者や就農を機に移住した雇用就農者 30万円/人/年度 それ以外の非農業従事者 15万円/人/年度 上限回数:継続雇用に関り3回/人 ②助成額:10万円/人/年度 上限回数:継続雇用に関り3回/人 ③助成額:上限3万円/月 期間:最長3年 ④助成額:対象事業費の2/3以内 上限額:500万円 上限回数:1回 ⑤助成額:対象事業費(交通費(公共交通機関に限る)・宿泊費・受講料)の1/2以内 上限額:30万円 上限回数:3回	随時 ※④は事業開始前	随時 ※④は事業開始前	応相談	農業振興課 0185-89-2182 https://www.city.noshiro.lg.jp/city/soshiki/kankyo-sangyo/nogyo/
6次産業化推進事業費補助金	本市の区域内において生産された農林水産物を利用した6次産業化の推進並びに農商工連携による新たな加工食品の製造及び販売の取り組みを支援 ①6次産業化推進 自らが生産した農林水産物を活用した6次産業化に取り組む農業経営体 ②6次産業化人材育成支援 自らが生産した農林水産物等を活用した6次産業化に取り組む農業経営体の構成員で、補助対象事業に直接関わる下記の者 (個人の場合) 本人、家族又は正規雇用者 (法人の場合) 代表者、役員又は正規雇用者 ③農林水産加工食品起業支援 当該補助対象事業に取り組む、市内に主たる事務所若しくは本店を置く企業	補助額:対象事業費の1/2以内 上限額:①500万円/件 ②80万円/年度 ③500万円/件	事業開始前	事業開始前	応相談	農業振興課 0185-89-2182 https://www.city.noshiro.lg.jp/city/soshiki/kankyo-sangyo/nogyo/	3.4,9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

秋田県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
三種町	未来農業のフロンティア育成研修	秋田県が主催する「未来農業のフロンティア育成研修」受講者	研修奨励金として 県費52,500円/月と町費47,500円/月の合計100,000円を研修期間交付する。	県の募集期間と同じ	—	農林課 0185-85-4826 http://www.town.mitane.akita.jp/	2.3
	地域で学べ！農業技術研修	秋田県が主催する「地域で学べ！農業技術研修」受講者	研修奨励金として 県費37,500円/月と町費62,500円/月の合計100,000円を研修期間交付する。	県の募集期間と同じ	—		2.3
	農業研修者受入支援事業	町内在住者で意欲のある後継者・認定新規就農者並びに新規就農者	①じゆんさい摘み手研修生を受け入れた農家【20,000円】 ②野菜等で受け入れた農家の場合は研修期間に応じて交付【20,000円×2～4ヶ月】	随時	—		6
八峰町	農業研修支援事業補助金 (地域で学べ！農業技術研修費補助金)	新規就農希望者	・能代市農業技術センター研修 県の地域で学べ！農業技術研修を活用する者のうち、能代市農業技術センターにおいて研修を受ける者で将来八峰町内に就農することが確実と見込まれる者に対し研修奨励金を支給する。 本町では、支給月額が10万円になるように上乘せ補助をしている。	県の募集期間と同じ	・農業技術センターは1年目、2年目をあわせて6名程度まで	能代市農業技術センター 0185-52-2247 農林振興課 0185-76-4609 http://www.town.happou.akita.jp/	2.3
	八峰町中心経営体育成支援事業	八峰町居住農家	税抜事業費の1/3 補助上限50万円	年度内随時	なし	農林振興課 0185-76-4609 http://www.town.happou.akita.jp/	4
藤里町	新規就農相談	新規就農希望者	相談窓口	—	—	農林課 0185-79-2114 http://www.town.fujisato.akita.jp/	1
秋田市	一歩先行く農業法人フォローアップ事業 (1)雇用確保の支援事業	農業法人が、国の「農の雇用事業」の対象者を同事業終了後継続して正規雇用した場合	国の「農の雇用事業」終了月の翌月から3年間、農業法人に対して正規雇用者1人当たり月10万円の人件費を補助	—	—	農業農村振興課 018-888-5735 https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/norinsuisangyo/1006812/index.html	5
	一歩先行く農業法人フォローアップ事業 (2)はまれ おらほの楽農LIFE支援事業	農業法人が、秋田県外から本市への移住者を国の「農の雇用事業」の対象者として正規雇用した場合	国の「農の雇用事業」終了月から5年間、農業法人に対して正規雇用者1人当たり月5万円の人件費を補助。	—	—		5
	未来農業のフロンティア育成研修事業	秋田県が主催する「未来農業のフロンティア育成研修」受講者	研修期間中、研修奨励金として月額7万5千円を交付。(県70%、市30%)	秋田県が主催する「未来農業のフロンティア育成研修」の募集期間	秋田県の募集実施要綱による		2.3
	モデル就農者経営確立支援事業	平成30年4月以降に就農した50歳以上60歳未満の独立・自営就農者	年1,500千円以内、夫婦型の場合は年2,250千円以内を交付。(県70%、市30%)	—	—		3
	農業研修生担い手交流事業	市内就農が確実と見込まれる未来農業のフロンティア育成研修受講者または秋田市新規就農研修受講者	秋田市認定農業者協議会が主催する担い手先進地視察研修参加費として10千円以内を交付。	—	—		3
	移住就農者軽トラ導入支援事業	県外から移住し、新たに農業経営を開始した認定新規就農者	軽トラックの導入経費として、車両本体価格(税抜)の1/2以内(上限500千円)を補助。	—	—		4
	新規就農研修	次に掲げる要件を全て満たすかた ① 野菜・花きの経営を志し、研修の修了後1年以内に本市において独立・自営就農又は雇用就農が確実に見込まれるかた ② 申請時の年齢が原則50歳未満のかた ③ 普通自動車運転免許を取得又は研修開始時まで取得見込みのかた	研修受講は無料。 研修期間中、研修奨励金として月額7万5千円を交付。(県50%、市50%)	9/1～11/5	10名		2.3
園芸農業チャレンジ研修	次に掲げる要件を全て満たすかた ① 市内・県内・県外在住を問わず、秋田市内での就業意欲(野菜・花き)があるかた ② おおむね50歳以下のかた ③ 農業に従事できる健康なかた ④ 普通自動車運転免許があるかた	研修受講は無料。 (短期研修)宿泊が必要と認められる場合は、宿泊費を補助(上限あり)。 (中期研修)宿泊が必要と認められる場合は、住居費および滞在費を補助(上限あり)。	短期研修は各回実施日の3週間前まで	各回5名(全4回)	2.9		
男鹿市	未来農業のフロンティア育成研修事業	秋田県が主催する「未来農業のフロンティア育成研修」受講者	県のフロンティア育成研修生に対し奨励金を交付する。	秋田県が主催する「未来農業のフロンティア育成研修」の募集期間	秋田県の募集実施要綱による	農林水産課 0185-24-9137	2.3

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

秋田県								
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野	
潟上市	未来農業のフロンティア育成研修事業	秋田県が主催する「未来農業のフロンティア育成研修」受講者	県のフロンティア育成研修生に対し奨励金を交付する。	秋田県が主催する「未来農業のフロンティア育成研修」の募集期間	秋田県の募集実施要綱による	産業課 018-853-5336 http://www.city.katagami.lg.jp	2.3	
五城目町	未来農業のフロンティア育成研修事業	秋田県が主催する「未来農業のフロンティア育成研修」受講者	県のフロンティア育成研修生に対し奨励金を交付する。	秋田県が主催する「未来農業のフロンティア育成研修」の募集期間	秋田県の募集実施要綱による	農林振興課 018-852-5215 http://www.town.gojome.akita.jp/norin	2.3	
八郎潟町	未来農業のフロンティア育成研修奨励補助金	秋田県が主催する「未来農業のフロンティア研修」受講者	○補助金額75,000円 (県:52,500円 町:22,500円)	秋田県が主催する「未来農業のフロンティア育成研修」の募集期間	秋田県の募集実施要綱による	産業課 018-875-5803 https://www.town.hachirogata.akita.jp/c1/c92/	2.3	
井川町	未来農業のフロンティア育成研修費補助金	秋田県が主催する「未来農業のフロンティア育成研修」受講者	月額75千円(県70%、町30%)	秋田県が主催する「未来農業のフロンティア育成研修」の募集期間	秋田県の募集実施要綱による	産業課産業振興班 018-874-4418 http://www.town.kawa.akita.jp/docs/2012112600045/	2.3	
大潟村	未来農業のフロンティア育成研修事業	秋田県が主催する「未来農業のフロンティア育成研修」受講者	県のフロンティア育成研修生に対し奨励金を交付する。	秋田県が主催する「未来農業のフロンティア育成研修」の募集期間	秋田県の募集実施要綱による	産業振興課 0185(45)3653 http://www.vill.ogata.akita.jp	3	
	大潟村チャレンジ農場事業	(対象者) 新規就農者又は新規作物に取り組む農業者 (条件) 作付作物の出荷販売すること	①ハウス1棟の貸出 ・一般ハウス2棟(間口7.2m、奥行27m) ②貸出期間 1年、最長2年 (1年ごとに更新確認) ③賃借料無料、光熱水費利用者按分	原則、前年度3月まで	4人(組)		9	
	農業研修支援事業 「農業自主研修支援」	(対象者) 1.村内に居住する45歳未満の農業者 2.国及び地方公共団体で実施する補助を受けていない者	自らテーマを設定して行う研修に係る経費(旅費・受講料)の1/3以内(上限10万円)の助成	年間	予算の範囲内		3	
	農業研修支援事業 「海外農業研修支援」	(対象者) 1.村内居住者又は出身者 2.(公社)国際農業者交流協会が実施する海外農業研修に参加する者 3.研修終了後、村に就農することが確実と見込まれる者	研修参加申込金及び研修費の1/3以内(上限55万円)の助成	年間	予算の範囲内		3	
	農業人材育成事業	(対象者) 秋田県「次世代農業者ビジネス塾」の要件に準じる。(村在住農業者)	県ビジネス塾に加えて村独自のカリキュラムを開講する。	県ビジネス塾の募集期間に準じる	特に制限なし		2	
由利本荘市	新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業(就農定着)	県の実施要綱による	県の補助率に1/12を嵩上げ。ただし生産拡大に要する飼養管理施設、飼料増産に要する機械等の整備及び大豆、そば、りんどう、小菊、アスパラガス、ミニトマト、きのこと類関連の機械及び施設、りんどう、小菊、アスパラガス、ミニトマトの新、改修等に必要経費については、2/12を嵩上げる。	県の募集実施要綱による	毎年おおむね9月上旬から10月中旬	農業振興課 0184-24-6234 https://www.city.yurihonjo.lg.jp/business/norin/c1406/	4	
	フロンティア育成研修事業	県の募集実施要綱による 次に掲げる要件をすべて満たし、市町村長の確認が得られる者とする。 (1)新たに農業を始めようとする者又は現に農業を営む者で、農業で自立しようとする意欲が高く、研修修了後の県内就農が確実と見込まれる者。 (2)申請時の年齢が、原則50歳未満の者。	県のフロンティア育成研修生に対し奨励金を交付する。 7.5万円/月	県の募集実施要綱による	県の募集実施要綱による 毎年おおむね9月上旬から10月中旬		2.3	
	6次産業化支援事業	農林漁家・各種団体、法人等で6次産業化に必要な施設や機械備品等の導入に対する事業費で市の審査で認められた者。	加工施設整備・販売施設整備・備品整備に対して事業費の1/2～1/3を助成。 補助金の上限 加工施設整備 1,500千円 販売施設整備 800千円 備品整備 600千円	随時	随時		予算の範囲内	4
	農業総合指導センター	市が支援が必要と認められた者、及び研修等。	研修費等の助成。	随時	随時		—	2.3,6
	由利本荘市移住就農体験事業	1. 県外在住者で、由利本荘市での就農意欲を有すること。 2. 農業就業に必要な健康状態にあること。 3. 申し込み時点で、原則として50歳未満であること。	原則2泊3日の期間で由利本荘市管内の紹介や市内の代表的な農家等を訪問し、農作業の一部を体験していただく。 宿泊費等について市が負担する。	随時	随時		予算の範囲内	2.3

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

秋田県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
にかほ市	未来農業のフロンティア育成研修事業	秋田県が主催する「未来農業のフロンティア育成研修」受講者	県のフロンティア育成研修生に対し奨励金を交付する。	秋田県が主催する「未来農業のフロンティア育成研修」の募集期間	—	農林水産課 0184-38-4303 http://www.city.nikaho.akita.jp	2.3
	新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業(就農定着)	補助対象作物を生産する認定農業者または認定就農者、農業者団体の生産の拡大を支援 ＜補助対象作物＞①戦略作物等(土地利用型作物、野菜、花きほか)／②果樹／③畜産 ※補助希望者は、次年度予算要求時の要望調査において、導入予定内容等の提出が必要	補助対象経費：機械・設備等の導入経費 県補助率：①～②1/3以内(非農家出身は1/2以内)、③繁殖用雌牛30万円/頭、乳用牛30万円/頭、自家保留10万円/頭 以内 市補助率：①～②1/6以内③繁殖用雌牛15万円/頭、乳用牛15万円/頭、自家保留5万円/頭以内	導入希望の前年の10月頃まで	—		4
	就農アドバイザー事業	特に要件なし。新規就農希望者。	新規就農者の相談・就農後のフォローアップ活動を市から委嘱を受けた就農アドバイザーが行う。	—	—		1
大仙市	未来農業のフロンティア育成研修事業	秋田県が主催する「未来農業のフロンティア育成研修」市内在住受講者	研修奨励金として県費52,500円/月と市費22,500円/月の合計75,000円/月を研修期間中交付する。	—	—	農林部農業振興課農業振興情報センター 0187-86-9112 http://www.city.daisen.lg.jp/	2.3
	新規就農者育成研修事業	研修終了後に市内で就農を希望する意欲のある者で、申請時の年齢が概ね50歳以下の者	研修奨励金として県費37,500円/月と市費37,500円/月の合計75,000円/月を研修期間中交付する。	R4研修募集期間 R3.10月～R3.11月(予定)	15人(予定)		2.3
	冬期農業技術研修事業	農閑期の冬期間を利用して新規導入作目や冬期作目の栽培技術を習得する意欲のある者で、申請時の年齢が概ね50歳以下の者 また、研修終了後市内で就農する者	研修奨励金として県費37,500円/月と市費37,500円/月の合計75,000円/月を研修期間中交付する。	R3研修募集期間 R3.8月～R3.9月	5人		2.3
仙北市	未来農業のフロンティア育成研修事業	秋田県が主催する「未来農業のフロンティア育成研修」受講者	研修奨励金として県費52,500円/月と市費47,500円/月の合計100,000円/月を研修期間中交付する。	—	—	農業振興課 0187-43-2206 http://www.city.semboku.akita.jp	2.3
	地域で学べ！農業技術研修事業	秋田県の「地域で学べ！農業技術研修」制度に該当する市内在住者	研修奨励金として県費37,500円/月と市費37,500円/月の合計75,000円/月を研修費を助成する。	—	—		2.3
美郷町	未来農業のフロンティア育成研修事業	1 新たに農業を始めようとする者又は現に農業を営む者で、農業で自立しようとする意欲が高く、研修終了後の県内就農が確実と見込まれる者。 2 申請時の年齢が概ね45歳未満の者。	研修奨励金として県：52,500円/月、町22,500円/月の合計75,000円/月を研修期間中交付する。	—	—	農政課 0187-84-4909 http://www.town.misato.akita.jp/	2.3
	地域で学べ！農業技術研修事業	1 新たに農業を始めようとする者又は現に農業を営む者で、農業で自立しようとする意欲が高く、研修終了後の県内就農が確実と見込まれる者 2 申請時の年齢が概ね50歳以下の者	研修奨励金として県：37,500円/月、町37,500円/月の合計75,000円/月を研修期間中交付する。	—	—		2.3
	新規就農者等支援事業	1 新規就農者で町長から農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就業計画の認定を受けた者又はこれに準ずる者。 2 新規就農から4年目まで。	・農地等賃借料(補助率1/2以内上限15万円/年で4年間) ・借家等賃借料の全額(上限5万円/月で4年間) 県外からの移住者に限る。	—	—		7.8
	新規就農者雇用促進支援事業	新規就農者(雇用日において45歳未満)を受け入れた農地所有適格法人	新規就農者の社会保険料事業主負担分の全額(上限3万円/月で2年間)	—	—		6
	新規就農者経営安定支援事業	農業次世代人材投資事業(経営開始型)対象者で新規就農後3年目までの者	種苗・肥料・農業購入代金の全額(上限10万円/年)	—	—		4
横手市	「横手で農業を」スタートアップ支援事業	就農希望者・移住就農者	①農業短期研修 5月から10月まで(3日間程度) ②賃貸借住宅家賃補助 (上限15,000円/月 最長3年) ③遠方からの短期研修受講者への宿泊費助成(上限10,000円×2泊)	—	予算の範囲内	農林部食農推進課 0182-35-2267 https://www.city.yokote.lg.jp/shokuno/page0000058.html	2.8
	未来農業のフロンティア育成研修事業	秋田県の「未来農業のフロンティア育成研修」制度に該当する市内在住者	研修奨励金として県費52,500円/月に加え、市費47,500円/月の合計100,000円/月を研修期間中交付する。	研修希望の前年の10月上旬頃まで	—	農林部食農推進課 0182-35-2267 https://www.city.yokote.lg.jp/no-gyoshinko/page0000052.html	2.3
	地域で学べ！農業技術研修事業	秋田県の「地域で学べ！農業技術研修」制度に該当する市内在住者	研修奨励金として県費37,500円/月に加え、市費62,500円/月の合計100,000円/月を研修期間中交付する。	研修希望の前年の10月下旬頃まで	5名	農林部食農推進課 0182-35-2267 https://www.city.yokote.lg.jp/no-gyoshinko/page0000078.html	2.3

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9. その他

秋田県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
湯沢市	フロンティア農業者育成事業費奨励金	秋田県が主催する「未来農業のフロンティア育成研修」受講者	研修奨励金として県農業試験場での研修生には県費52,500円/月と市費47,500円/月の合計100,000円/月を、それ以外の研修生には県費52,500円/月と市費22,500円/月の合計75,000円/月を研修期間中交付する。	研修希望の前年の10月頃まで	—	農林課農業振興班 0183-72-0631 http://www.city-yuzawa.jp/	2.3
	重点作物栽培チャレンジ事業補助金交付要綱	(1)市内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する農業者 (2)認定農業者以外の者であって、原則として補助金交付の翌年度に認定農業者になろうとする意思がある者として市長が認めたもの (3)市税の未納が無い者	補助金の交付対象となる経費は、次の品目ごとに定める面積以上の新規作付又は作付面積拡大を行う事業に要する経費で、機械、施設等の導入費及び種苗又は資材の購入費 (1)ねぎ、えだまめ又はアスパラガス 10アール (2)おとうろ 5アール 補助金の額は、特定品目ごとに補助対象経費の2分の1以内の額とし、80万円が上限。	年度内随時	予算の範囲内		4
羽後町	フロンティア農業者育成事業費補助金	①県の試験場(農業・畜産・果樹・花き)で研修を受ける方で以下の要件を満たすもの。 農業後継者、または新たに農業を始める方などで、就農意欲の高い方。研修終了後、確実に県内に就農できる方。申請時点で年齢が概ね50歳未満の方。町長が認めるもの。 ②先進農家等で研修を受ける方で以下の要件を満たすもの。 新たに農業を始めようとする者又は現に農業を営む方で、農業で自立しようとする意欲が高い方。申請時点で年齢が概ね50歳以下の方。町長が認めるもの。	①研修奨励金:1ヶ月 75,000円(県:7/10(52,500円) 町:22,500円) ②研修奨励金:1ヶ月 75,000円(県:1/2(37,500円) 町:37,500円)	研修希望の前年の10月頃まで	—	農林課農業振興担当 0183-62-2111 http://www.town.ugo.lg.jp/	2.3
	羽後町拠点施設園芸研修委託事業	①就農に必要な技術を身につけようとする研修生に対して生産の技術・経営のノウハウ等を習得させるための研修を行う農業法人等の指導者(研修受託者)を交付対象とする。 ②研修対象者:(1)新たに農業を始めようとする者又は現に農業を営む方で、農業で自立しようとする意欲が高く、研修後の町内就農が見込まれる者。(2)農業法人にあっては、役員以外の家族以外の者。農家等にあっては、家族以外の者。(3)申請時の年齢が、概ね50歳以下の者。	①事業期間:令和3年度 ②研修期間:2年以内 ③委託料:月額100,000円	年度内随時	予算の範囲内		6
	移住就農者支援事業費補助金	首都圏等から当町に移住し就農定着を図るもの。 ①中古農業機械等の導入支援～営農開始と就農定着を図るため必要な水稲用中古農業機械等の購入に対し助成。 ②耕作放棄地再生利用対策支援～中山間地域における5年以上耕作が行われていない農地について、再生利用活動により農作物を栽培した場合に助成。	事業期間:令和3年度～令和4年度 ①中古農業機械等の導入支援～税込み事業費の1/2以内。1事業者につき300万円を上限とする。 ②耕作放棄地再生利用対策支援～10a当たり5万円。	年度内随時	予算の範囲内		7.9
東成瀬村	新規作物導入事業	・補助金の交付を受けることができる者は、村内に農業経営の拠点を置く個人又は法人。 ・国や県の補助事業に該当する場合は対象としない。	対象作物(リンドウ、アスパラガス、トマト、小玉すいか、いちご)の作付に新たに取組むのに必要な資本の整備(リンドウ又はアスパラガスは苗の導入及びほ場の条件整備を含めることができる)にかかる経費(消費税及び地方消費税を除く)の3分の2(1円未満の端数切捨)又は300,000円のうち低くほうの額を支援する。	—	—	農林課 0182-47-3406 http://www.higashinaruse.com/	4
	未来農業のフロンティア研修給付金事業	・給付金の交付を受けることができる者は、農業を志して研修事業(新たに農業を行う若者を育成するために秋田県が実施要領を定め実施している「未来農業のフロンティア育成研修」)に参加する村内の若者。 ・研修事業終了後には農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4の規定による青年等就業計画について認定の申請をすることが条件となる。	月額22,500円以上で事例ごとに定める	秋田県の「未来農業のフロンティア育成研修募集要項」による	—		2.3

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

山形県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
山形市	新規就農バスツアー	山形市に就農を希望する山形県農林大学 校学生	バスツアー。市内の農家、団地等を視察訪問 する。参加費無料 尚、この事業は平成30年度より、山形市新規 就農者受入協議会の取り組みとして実施	8月頃	予算内	農林部 農政課 023-641-1212 (内線436)	9
	新規就農短期体験フリープラン	山形市に就農を希望する他産業従事者、 学生等で満70歳までの者	山形市内の受入農家にて農作業を体験する。 期間は1～5日、内容は受入農家との相談によ る。尚、この事業は平成30年度より、山形市新規 就農者受入協議会の取り組みとして実施	随時募集	体験事業 実施可能 な範囲で 参加者を 募集する		9
	就農研修サポート事業	新規就農者等	山形市の補助を受けて受入協議会で実施す る。 ○大学や県農業機関等の県内の研修に参加 する場合、その研修の参加費について助成 (年間上限10万円、費用の2分の1以内の額) ○相談アドバイス等の営農指導を行うベテラン 農業者に対して助成(指導を受け持つ就農か ら5年目までの新規就農者1人につき、1年目 10万円、2年目以降5万円で算定した金額を 交付)	随時募集	予算内		3
	新規就農支援事業 (農地賃借・機械、施設導入)	非農家出身で就農から3年以内の者(18 歳～70歳)	新たに農業経営を開始した新規就農者(70歳 以下)の農地賃借や、農業用機械・施設の購 入費を補助。 ○農地:実際の賃借料と補助基準額に、賃借 面積を乗じて得た額のいずれか少ない額で、1 人10万円/年を限度。最長3年 ○機械・施設:補助率30%、上限30万円。就農 から3年まで	随時募集	予算内		4
	新規就農支援事業 (住宅家賃)	本市に転入し、農業を継続的に営もうとす る新規就農者及び研修生(就農時50歳未 満)	市外から市内に住所異動し、新たに市内で農 業を始める新規就農者又は研修生に対し、住 宅家賃の1/2以内の額を補助(上限4万円/月) (研修最大2年間 就農後最大5年間)	随時募集	予算内		8
	新規就農支援事業 (施設修繕)	就農から5年以内の者(18歳～70歳)	新たに農業経営を開始した新規就農者(70歳 以下)が行う、施設及び付帯設備の修繕に要 する経費を補助。 補助率30%、上限30万円。就農から5年まで。	随時募集	予算内		9
上山市	上山市担い手等経営確立支援事業 費補助金	・認定新規就農者 ・認定農業者 ・集落営農組織	農業用機械・施設で、耐用年数が5年以上のも の(中古は2年以上)の購入費を助成 ・認定新規就農者:補助率1/2(上限250千円) ・認定農業者、集落営農組織:補助率1/3(上 限200千円)	令和3年 3月上旬 ～ 3月末	認定新規 就農者を 優先に予 算の範囲 内で交付 決定	農林夢づくり課 農政企画係 023-672-1111 (内線401)	4
	上山市担い手等経営確立支援事業 費補助金	・認定新規就農者	農地法の許可に基づき賃借する農地及び農地 中間管理事業を活用して賃借する農地の賃借 料を助成。(補助率1/2、上限10万円)	令和3年 3月上旬 ～ 3月末	予算の範 囲内で交 付決定		7
天童市	天童市農業後継者県外派遣事業	農業後継者等で構成する団体	県外研修に係る経費の1/3の額(1人当たり1万 5千円を上限)を助成	随時募集	不定	農林課 023-654-1111 (内線215) www.city.tendo. yamagata.jp	3
	農業担い手等経営確立支援事業	認定農業者又は認定新規就農者	認定新規就農者が、必要な機械等の導入又は 整備する時の経費を助成。金額は経費に1/3 を乗じて得た額又は40万円のいずれか低い 額。就農5年以内の農外からの新規参入者は、 70万円のいずれか低い額	年1～2 回	不定		4
	天童市新規就農者連絡協議会活動 支援事業	天童市新規就農者連絡協議会	天童市新規就農者連絡協議会が行う、先進地 視察研修、定期勉強会、講師を招いての実施 研修等に要する経費に対し、15万円を助成	随時募集	不定		6
山辺町	青年農業者団体支援事業	山辺町青年農業者連絡協議会	青年農業者交流等の目的団体への研修、企 画事業等への助成(定額)	—	—	産業課 023-667-1106	9
中山町	果樹等経営安定対策支援事業	認定新規就農者 認定農業者	果樹等に使用した農業の10%を補助	—	—	産業振興課 023-662-2063	4
	生産基盤強化支援事業	認定農業者/認定新規就農者	農業用機械の導入経費の10分の3を補助 上限は30万円 設計金額が10万円以上で、事業実施年度に おいて法定耐用年数に達していないもの 原則として、軽トラックのような汎用性の高いも のは対象外	令和3年5 月14日～ 令和3年5 月24日	予算の範 囲内で		4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援
8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

山形県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
寒河江市	寒河江市担い手新規就農支援事業	(1)新規就農者／認定新規就農者又は年度内に認定新規就農者となるが見込まれる者 (2)中高年就農者／50歳以上65歳未満のもので、新規に就農又は専業農家となり5年以内のもので認定新規就農者と同水準の営農を行なっている者	施設整備、機械購入、基盤整備等の営農に係る経費を助成。50歳未満の新規就農者は、事業費の1/2以内の100万円が限度(50歳～65歳未満の中高年就農者は50万円、夫婦ともに就農する場合は150万円が限度)	—	—	農林課 0237-85-1763	4
	寒河江市農業後継者育成事業	寒河江市内の農業後継者	団体が自主的に行う講演会や視察研修会等の活動経費に対し定額助成(30万円)	—	—		9
	寒河江市担い手新規就農支援事業	(1)新規就農者／認定新規就農者又は年度内に認定新規就農者となるが見込まれる者 (2)中高年就農者／50歳以上65歳未満のもので、新規に就農又は専業農家となり5年以内のもので認定新規就農者と同水準の営農を行なっている者	農地の賃借料助成。10a以上の農地を5年以上賃貸借契約を行った場合に契約から2年間を限度に、賃貸料の1/2を助成(ただし、参考小作料が上限)	—	—		7
	寒河江市新規就農者支援育成協議会事業	寒河江市で新規就農を希望する者及び新規就農者等	市農林課・農業委員会・西村山農業技術普及課・JAさがえ西村山・市農業士会・広域農業活性化センター・担い手の会等で構成された協議会が、新規就農者等の支援と育成・確保を図るため、各組織が連携して様々な相談や情報提供等を行う	—	—		9
	新規就農者定住促進支援事業	本市に転入し、農業を継続的に営もうとする新規就農者及び研修生	【住宅支援事業】 市外から市内に定住し、新たに市内の農地を活用し農業を始める50歳未満の新規就農者又は研修生に対し、家賃の1/2(上限4万円/月)、光熱水費を一律5,000円/月を補助(5年間)	—	—	農林課 0237-85-1763 https://www.city.sagae.yamagata.jp/jigyoku/	8
	新規就農者定住促進支援事業	上記の新規就農者又は研修生に対し営農指導等を行う認定農業者及び新規就農者支援育成協議会会員(3親等以内の親族は除く)	【営農支援事業】 住宅支援事業を活用する新規就農者又は研修生へ、アドバイザー設置費用(営農指導委託料)として5万円/年を助成(2年間)	—	—	6	
	寒河江市担い手新規就農支援事業	45歳未満の男性就農者又は60歳未満の女性就農者	45歳未満の男性就農者又は60歳未満の女性就農者が海外で農業研修を行う場合、交通費、宿泊費、その他研修に直接必要な経費(渡航手続費用、傷害保険料等に要する経費は除く)を助成。20万円が限度	—	—	農林課 0237-85-1763	3
河北町	河北町青年農業者等支援事業	青年農業者(45歳未満の者)、河北町農業士会、河北町認定農業者の会など	(1)農業者に関する研修(海外研修、国内研修) (2)新規就農者を育成又は確保する事業 (3)消費者との交流事業 (4)生産、流通、販売及び経営等に関する事業で、自ら新たに開拓する事業や農産物の新品種又は農産加工の新技术の研究開発等を図る事業 上記事業に対し、個人又は1団体あたり20万円を限度に支給	—	—	農林振興課 農業振興係 0237-73-2112	3,6,9
	河北町青年農業者等支援事業	青年農業者(45歳未満の者)、河北町農業士会、河北町認定農業者の会など	新規就農者を育成又は確保する事業(例:新規就農者を対象とする研修会等)に対し助成。個人又は1団体あたり20万円が限度	—	—		6
	河北町青年農業者等支援事業	青年農業者(45歳未満の者)、河北町農業士会、河北町認定農業者の会など	消費者等との交流事業(例:各種イベントの実施及び参加等)に対し助成。個人又は1団体あたり20万円が限度	—	—		9
	河北町青年農業者等支援事業	青年農業者(45歳未満の者)、河北町農業士会、河北町認定農業者の会など	生産、流通、販売及び経営等に関する事業で、自ら新たに開拓する事業や農産物の新品種又は農産加工の新技术の研究開発等を図る事業に対し助成。個人又は1団体あたり20万円を限度	—	—		9
	河北町就農研修生受入協議会事業	—	(1)就農研修生の募集及び指導 (2)新規就農者の営農支援 (3)受入農家の資質向上 (4)会員相互の情報交換 (5)経営・技術、資金及び農地等に関する関係機関・団体との連携	—	—		2
	新規就農者定住支援事業	認定新規就農者等	家賃月額2分の1又は月額4万円のいずれか低い額を最長3年間	—	—		8
	新規就農者農業用機械購入支援事業	認定新規就農者	農業用機械の購入補助として、10万円以上で耐用年数が5年以上の農業用機械を購入した場合、購入費用の1/2(上限額500千円)を補助。	—	—		4
西川町	農業担い手育成事業	町内の担い手農業者等	西川町農業担い手協議会で、以下の取組みを実施 (1)就農研修生の勧誘・指導 (2)受入農家の資質向上 (3)会員相互の情報交換	随時募集	—	産業振興課 0237-74-2113	2
	技術習得支援事業	町内の担い手農業者等	農業機械等の操作や簿記等の専門技術を習得するための研修等経費を助成(1/2以内)	随時募集	—		3
	農業機械施設整備支援事業	認定新規就農者等	農業用機械レンタルに対する助成	随時募集	—		4
	農業担い手育成事業	農業体験受入農家	農業体験受入農家に対し支援。 5,000円/日	随時募集	—		6
	農業担い手育成事業	町内の農業法人等	新規就農者を雇用した法人等に対する支援。 100,000円/人	随時募集	—		5

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

山形県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
朝日町	朝日町新規就農者等支援事業	就農しなかったとき、中退したとき等は助成金を返還	○農林大学校入学支援 町内で就農することを条件に、農林大学校の授業料を助成。最大2年間	—	—	農林振興課 0237-67-2114	3
	朝日町新規就農者等支援事業	認定新規就農者	○就農等条件整備支援 青年等就農計画に即した機械・施設等の購入費用を補助。国の強い農業・担い手づくり総合支援事業の場合、事業費の1/6以内の額とし上限100万円。経営体育成支援事業に該当しない場合は事業費の1/3の額又は、上限100万円のいずれか低い額	—	—		4
	朝日町新規就農者等支援事業	—	○実践農業研修生受入支援 研修生の受入農家に対して受入に要する経費を補助。経費の1/4以内、3万円/月が限度	—	—		6
	朝日町新規就農者等支援事業	長期研修生や認定新規就農者が利用する場合は光熱水費実費負担	○農業研修生等の宿泊施設整備 農業研修生及び認定新規就農者とその家族が使用可能な無料宿泊施設有	—	—		8
	朝日町新規就農者等支援事業	—	○新規就農者生活支援 50歳以上で新規参入及び独立して農業経営を始めた認定新規就農者に対して生活費を補助。25,000円/月以内とし、新規就農の日から3年以内	—	—		9
	朝日町チャレンジファーマー応援事業	—	町の農業において先進的な取り組み等を行う際に要した経費を助成。事業費の1/2以内とし上限100万円	—	—		4
	電動アシスト剪定鋏普及事業	果樹農家で①65歳以上②新規就農者③認定農業者④栽培面積が1haを超えている生産者	電動アシスト剪定鋏の購入費の1/3上限5万円	—	—		4
	簡易トイレ購入補助事業	①経営面積が1haを超える農家②2戸以上の農家が組織する団体	簡易トイレ購入費の1/2上限10万円	—	—		4
大江町	大江町未来を耕す農機具支援事業	認定新規就農者	農機具購入補助として、20万円以上の農機具を購入した場合、購入費の1/3を補助(上限30万円)	—	予算の範囲内	農林課 0237-62-2115	4
	大江町新規就農者家賃等補助事業	本町に移住し新規に就農を開始する者で、将来にわたり大江町で営農をおこなう意思がある者。	家族で賃貸住宅を借りる場合、家賃4万円/月限度。光熱水費1万円/月限度に助成。単身者は、無料で研修施設を使用可能	—	—		8
	大江町新規就農者用住宅の賃貸	本町に移住し新規に就農を開始する者で、将来にわたり大江町で営農をおこなう意思がある者。	新規就農者用住宅(H26～30年度に各1棟を整備)を町で整備。家族で移住する新規就農者に対し賃貸。家賃月5万円、上記の補助金を活用すると家賃月1万円で居住可能。	—	—		8
	大江町新規就農者用農業共同作業所設置事業	本町に移住し新規に就農を開始する者で、将来にわたり大江町で営農をおこなう意思がある者。	平成28年度にJAの倉庫を、平成30年度に旧保育園を改修し、新規就農者が共同で利用することのできる作業所を2箇所設置。作業小屋等を持たない新規就農者が選果や箱詰め等の作業ができる環境を整え、利便性を高める。	—	—		9
	大江町新規就農者用農機具共同利用事業	本町に移住し新規に就農を開始する者で、将来にわたり大江町で営農をおこなう意思がある者。	新規就農者が共同で利用することのできる農機具購入(農機具バンク)に対し町で補助。独立就農時の初期投資を軽減。	—	—		9
村山市	農産物生産費用補助「いっくど農業ねっくぐプログラム」(村山市担い手創造推進事業)	市内の認定新規就農者または市内で就農して認定新規就農者となることが確実と見込まれる者(経営開始5年以内)	○施設整備及び機械・種苗等購入補助 市が認める費用の1/2(上限青色申告者30万円・白色申告者20万円)を補助	随時募集	予算の範囲内	農林課 0237-55-2111 (内線251～252) https://www.city.murayama.lg.jp/	4
	村山市重点作物に取り組み環境整備補助「いっくど農業ねっくぐプログラム」(市重点作物推進事業)	市重点作物の生産に取り組み者 ※市重点作物＝サクランボ・モモ・スイカ・トマト	○苗木補助＝サクランボ・モモの苗木購入経費の1/3(上限サクランボ1,500円/本・モモ800円/本)を補助 ○土壌改良＝農地の土壌診断後に実施する土壌改良に要する経費のうち肥料購入に要する経費の1/2(上限15千円)を補助 ○視察研修＝視察研修にかかる経費に対し1/2(上限30千円)を補助	随時募集	予算の範囲内		3.4
	村山市担い手創造推進協議会「いっくど農業ねっくぐプログラム」(村山市担い手創造推進事業)	市内での就農を希望する方または市内で就農している方	○村山市担い手創造推進協議会による総合支援 平成28年7月に設立。就農者の募集や就業・営業相談への対応、就業体験・研修の受け入れ、農業者間の情報共有・交流事業など「仲間づくり」の観点で幅広い活動を展開していく	随時募集	予算の範囲内		9
	村山市新規就農者ネットワーク「いっくど農業ねっくぐプログラム」(村山市担い手創造推進事業)	市内の認定新規就農者または認定新規就農者と同等と認める者	○村山市新規就農者ネットワークによる情報共有・交流活動 担い手として着実に定着することを目的に、新規就農者たちが連携し、個人・相互の経営向上・確立に向けて情報共有や交流活動に取り組んでいく	随時募集	予算の範囲内		9
	専門家による指導・研修「いっくど農業ねっくぐプログラム」(村山市担い手創造推進事業)	市内の認定新規就農者または認定新規就農者と同等と認める者	○専門家による指導・研修 経営の合理化や発展化を図り、青色申告や法人への移行を目指す方に、税理士等の専門家による指導・研修を行う	随時募集	予算の範囲内		2

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営業費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

山形県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
東根市	就農ファーストステップ支援事業	市内に住所を有する18歳から65歳までの就農後概ね3年未満の新規就農者で、認定農業者を目指す者であり、東根市農業委員会が新規就農者として農地を取得又は賃借した者。	①就農の際に必要なとなった農業用設備の取得及び農業用機械の購入に要する経費に対し、補助対象経費の3分の1の補助金を交付する。(上限50万円) ②就農する年度に賃借した農地の賃借料に対し、助成金を交付する。(対象農地10aあたり7,000円)	—	予算の範囲内	農林課 0237-42-1111	2
	農業後継者海外(国内)派遣事業	<海外>市内で農業に従事し将来においても農業経営を目指す意欲と能力を有する心身ともに健康な者で、40歳未満であり、認定農業者及び認定農業志向者等 <国内>市内で農業に従事し将来においても農業経営を目指す意欲と能力を有する心身ともに健康な40歳未満の市長が適当と認める者	海外又は国内で研修を受ける場合の必要経費を助成。経費1/2以内の額または、海外の場合1人当たり25万円、国内の場合2万円のいずれかの低い額	—	予算の範囲内		3
尾花沢市	就農移住者支援事業(研修生支援)	※移住者限定 移住後1年以内の就農希望者	年額216万円の支援を2年間 ①生活費 10万円/月 ②住宅費 3万円/月 ③車両リース料 5万円/月 ※①のみ夫婦で研修時1.5倍	—	—	農林課 0237-22-1111	3
	就農移住者支援事業(新規就農者支援)	※移住者限定 経営開始後5年以内(前年度農業所得200万円以下)	①資材・苗代 10万円/年 ②農地賃借料 10万円/年 ③農作業小屋賃借料 3万円/年 ④農業機械賃借料 3万円	—	—		4
	就農移住者支援事業(農業体験者支援)	尾花沢市で就農することに意欲、関心のある者	旅費、交通費 1万円/日	—	—		9
大石田町	新規就農者等生活支援補助金	町外から大石田町に転居し、住宅を借りる新規就農者	町外から大石田町に転居し、住宅を借りる新規就農者を助成(住宅費2万/月、光熱費5千円/月以内)	随時募集	予算の範囲内	産業振興課 0237-35-2111	8
新庄市	新庄市新規就農連絡会議	—	市内農業関係団体で構成する連絡会議であり、新規就農者に係る総合的な対策を行う。また、振興作物栽培研修モデル事業の審査を行い、技術継承と担い手育成につながる指導を行う。	—	若干名	農林課 農政企画室 0233-22-2111 (内線270、267)	1
	振興作物栽培研修モデル事業	研修生は、市内在住の18歳以上65歳未満の新規就農者であること。	新規就農者が市振興作物の栽培技術習得に係る研修費(支払資金)を受け入れ農業者に助成する。 (補助率1/2、最大60万円)	—	若干名		6
	振興作物シニアチャレンジ支援事業	市内在住の65歳未満で新たに市振興作物に取り組む者で、農業次世代投資資金の給付を受けている者を除く。	新たに市振興作物に取り組む場合に排水対策や資材購入費用を助成。応募多数の場合は選考を実施する。 (補助率1/2、最大30万円、面積・栽培要件等有り)	—	若干名		4
金山町	金山町農業後継者青年部活動活性化事業補助金	農業後継者育成等の活動支援	団体を通じて、研修等の活動費用を助成。1団体あたり最大128千円	—	—	産業課 0233-52-2111 (内線408)	3
最上町	担い手農業者研修活動支援事業	55歳までの新規就農者及び認定農業者	研修活動に係る費用を助成	—	—	農林課 0233-43-2016	3
	若手認定農業者と新規就農者の研修事業	概ね55歳以下の認定農業者と新規就農者	認定農業者組織の活動の一環として、新規就農者と若手認定農業者合同の研修会を実施	—	—		9
舟形町	新規就農予定者支援事業	新規就農予定者	卒業後、舟形町で就農予定の農林大学校入学生の授業料の助成	—	—	産業振興課 0233-32-0947(直通)	3
	舟形町認定農業者等経営転換支援事業費補助金	—	町が選定した園芸作物を、水田に新規に作付した農業者に対して50万円上限に交付。資材代、種苗等の初期投資経費が対象。	—	—		4
	舟形町園芸農業スタートアップ支援事業費補助金	—	町が選定した園芸作物を栽培し、3年以内に年間農業所得50万円以上を目指す者に対して50万円上限に交付。資材代、種苗等の初期投資経費が対象。	—	—		4
大蔵村	農業後継者等自立支援事業	農業に関する研究及び交流事業を実施する者	研究及び交流事業に係る事業費の8割(限度額12万円)を助成	—	—	産業振興課 0233-75-2105	3
	農業後継者等自立支援事業	農業経営借入金資金利子を助成	農業経営に必要な農地取得及び施設整備で、自己負担分の借入に係る約定償還表により確認した借入日から、5か年分の利子相当額(限度額100万円)を助成	—	—		4
	新規就農者確保事業	新規就農者	新規就農年次におのみ、50万円を村でかさ上げして給付する。	—	—		4
鮭川村	農業次世代人材投資事業	—	農業次世代人材投資資金(経営開始型)に適合した就農者に、年額50万円をかさ上げし給付する。	—	—	産業振興課 0233-55-2111	9
	鮭川村青年就農者経営継続安定化給付金事業	青年就農給付金(経営開始型)受給満了後営農を継続していること	青年就農給付金(経営開始型)の受給満了し、なおかつ営農を継続している農業者に、受給満了後の次年度に限り30万円給付する。	—	—		9
戸沢村	新規就農者支援事業	青年就農給付金対象者、50歳未満の新規就農者・給付後の農業経営の調査必要	就農年次に50万円の給付。但し、45歳以上は30万円給付。	随時募集	—	産業振興課 0233-72-2111 http://www.vill.tozawa.yamagata.jp/	9
米沢市	米沢市新規就農者研修実施事業	農業研修希望者を受け入れた農家の方	新規就農者の農業研修を受け入れた農家へ、謝金12万円(月額1万円×12月)を助成	令和3年4月1日～令和4年3月31日	受け入れ農家数2人	農業委員会事務局 0238-22-5111	3
	米沢市未来を拓く農業支援事業	45歳未満の新規就農者	農業後継者・新規就農者が自ら主体となって行う作物の栽培や新たな栽培方法等の導入・新商品開発事業等の積極的な取組を支援する。補助率1/2(上限100万円)	令和3年4月1日～(予算の範囲内)	予算の範囲内	農林課 0238-22-5111 http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

山形県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
南陽市	農業支援ワンストップ相談窓口	-	本市での新規就農に係る相談から、体験・研修先の紹介、就業・定着まで、南陽市農業振興協議会「担い手育成支援部会」の部員が連携しながら地域全体でサポートする取組み。新規就農に限らず、農業に関連した様々な問題についても相談窓口を一元化し、課題の早期解決に努めている。	-	-	農林課 0238-40-8309 http://www.city.nanyo.yamagata.jp	1
	農業研修支援事業	①市内農業者の実施する研修を受講する市外の者 ②研修を受け入れた農業者	農業研修を実施するにあたり、宿泊場所の確保が課題となっていることから、市内農業者の実施する農業研修を受講する市外の受講者の市内旅館等を利用した場合の宿泊費に対して助成を行う(1泊2.5千円)。また、研修を受け入れた市内農業者に対して報償費(1回5千円)を支出することで、後継者育成の気運を高める。	令和4年3月31日まで	予算の範囲内		3
高島町	新規就農者及び農業研修生家賃補助事業	認定新規就農者(就農形態区分が「新たに農業経営を開始」に該当している者のみ)で、町税(国民健康保険を含む)の滞納がない者	町内の住宅等について賃借契約を結んだ対象者一世帯に対し、対象期間内に支払った月額家賃(管理費、共益費及び駐車場使用料を除く)の1/2の額について月額25,000円を限度として合計12月分を上限に最長2年間助成	令和4年3月31日まで	予算の範囲内	農林振興課 0238-52-1827	8
	農地賃借料補助事業	認定新規就農者で、町内の農地について農地法等による賃借契約を結んでおり、町税(国民健康保険を含む)の滞納がない者	町内の農地について農地法等による賃借契約を結んだ対象者一世帯に対し、対象期間内に支払った農地賃借料年額の1/2の額について10万円を上限に最長2年間助成	令和4年3月31日まで	予算の範囲内		7
川西町	新規就農総合支援事業	認定新規就農者	農業技術、幅広い知識及び情報の習得のための必要な経費を助成。研修に要する経費の2/3又は10万円のいずれか低い額。	令和3年4月1日～令和4年3月31日	予算の範囲内	産業振興課 0238-42-6642 http://www.town.kawanishiyamagata.jp	3
	経営発展資金利子助成事業	認定農業者及び認定新規就農者	資金の借入に係る利子助成。融資額:50万円以上500万円以内 利率:1.5%(町の利子助成により実質無利子)				4
	新規就農総合支援事業	認定新規就農者	農地の地代、農業用施設、機械リース料を助成。年間自己負担額の1/2又は10万円のいずれか低い額。3年以内				4
	新規就農総合支援事業	①認定新規就農者 ②町内の農地を所有権移転と売買契約をして農地取得した者 ③農業次世代人材投資事業経営開始型非対象者	農地取得にかかる経費の1/2(上限50万円)を補助				7
	新規就農総合支援事業	①認定新規就農者 ②農業次世代人材投資事業経営開始型非対象者	施設、機械(中古を含む)、種苗費等の営農に係る経費の1/2を補助。上限30万円。				4
	新規就農総合支援事業	50歳以上の認定新規就農者(農業次世代人材投資事業経営開始型非対象者)	50歳以上の認定新規就農者に対して、就業奨励金30万円を支給。認定期間中1回限り。				9
長井市	長井市生き生き就農家賃支援事業	農業次世代新規就農事業(準備型又は経営開始型、農の雇用)対象者への家賃補助	賃貸住宅家賃の年間自己負担額の1/2又は36万円のいずれか低い額を助成。3年間。	随時募集	予算の範囲内	産業活力推進課 0238-87-0826 http://www.city.nagai.yamagata.jp/	8
	長井市生き生き就農移住支援事業	農業次世代新規就農事業(準備型又は経営開始型、農の雇用)対象者で、本市に移住する者	40万円(夫婦で移住の場合は50万円)				9
	長井市生き生き就農研修支援事業	農業次世代新規就農事業(準備型又は農の雇用)対象者で、研修を受ける者	準備型の研修生で移住者の場合:月5万円 最長2年間 準備型の研修生で市民の場合:月3万円 最長2年間 農の雇用による研修者の場合:2万円 最長2年間				3
	長井市生き生き就農機械施設整備事業	農業次世代新規就農事業(経営開始型)対象者	①軽トラック等(貨物車)(3分の1補助で上限30万円) ②トラクター(2分の1で上限50万円) ③管理機(2分の1で20万円が上限) ④収穫・出荷用等機械(2分の1以内で20万円が上限) ⑤ハウス(2分の1以内で30万円が上限)。 ⑥市長特認(2分の1以内で20万円上限)各制度1回限り。				4
	長井市生き生き就農農地等賃借支援事業	農業次世代新規就農事業(経営開始型)対象者	農地賃借料の2分の1以内で年間30万円が上限。3年間。				4
	長井市研修生受入農家支援事業	研修生受入農家	農業次世代人材投資事業(準備型)の給付対象者の研修生受入農家に対し、研修生1名を受け入れた場合1万円/月支援。研修生2名を受け入れた場合1.5万円/月、研修生3名以上を受け入れた場合2万円/月。				6
小国町	創農チャレンジ応援給付金事業	・継続して就農が見込まれる者 ・サポーター(地域の認定農業者)から助言・指導が得られるもの	新規就農希望者に対して、原則1年、年間120万円の給付金を給付	随時募集	2	産業振興課 0238-62-2408	9
	小国町お試し滞在補助金	移住やUターンを目的として、小国で住居や仕事を探す等の活動を行う者	交通費や宿泊費の一部(上限24,000円/世帯)を助成	随時募集			9
	移住支援事業	就業を目的として移住した者	50,000円の支援金を支援金を交付。上記の条件に加え、18歳未満の世帯員がいる世帯には100,000円の支援金を交付。上記の条件に加え、小国高校に入学・編入したお子様がいる世帯には200,000円の支援金を交付。	随時募集		総合政策課 0238-62-2264	9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修生受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

山形県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
白鷹町	新規就農者育成支援事業(賃貸住宅助成)	・本籍及び前住所が町外であること ・居住開始から3年未満の者 ・他の事業などで家賃補助を受けていない者及び公営住宅に入居していない者 ・「農業経営計画」を有する者 ・農業経営計画の実現を保証又はサポートする者がいる者	賃貸住宅の家賃補助(年間賃借料の1/2又は36万円のいずれか低い方)3年間上限。	随時	予算範囲内	農林課 0238-85-6107	8
	新規就農者育成支援事業(住宅購入助成)	・本籍及び前住所が町外であること ・取得した住宅に5年間以上居住すること ・他の事業などで家賃補助を受けていない者及び公営住宅に入居していない者 ・「農業経営計画」を有する者 ・農業経営計画の実現を保証又はサポートする者がいる者	戸建て住宅を購入した場合、1回に限り80万円を助成	随時	予算範囲内		8
	新規就農者育成支援事業(機械・施設等導入支援)	・本籍及び前住所が町外であること ・取得した機械及び施設等を耐用年数期間に基づき使用する者 ・「農業経営計画」を有する者 ・農業経営計画の実現を保証又はサポートする者がいる者 ・機械及び施設等を本人名義で取得する者	機械・設備整備に要する経費の1/2又は50万円のいずれか低い額を助成(1人1回限り)	随時	予算範囲内		4
	農業再生協議会 担い手農業者育成支援事業(資格習得費用支援)	・認定新規就農者であること。 ・実質化された人・農地プランの中心経営体に位置付けられた農業者 ・特に白鷹町農業再生協議会会長が認めたもの	農業機械等の運転に必要な免許資格等の習得費用の支援	随時	予算範囲内		9
飯豊町	家賃支援事業費補助金	町外からの新規就農者又は農業次世代人材投資事業(準備型)を活用して町内の農家で研修をしている者で町内の賃貸借住宅に居住していること	町内の賃貸住宅の家賃を助成。年間負担額の1/2又は24万円のいずれか低い額を上限として支給。ただし、事業対象期間は3年以内。	随時募集	予算の範囲内	農林振興課 0238-87-0524	8
	飯豊で幸せになる条例	町内への定住の意思を有して住宅を新築または購入された場合	住宅を新築又は購入した場合、一世帯につき1回に限り奨励金を交付。 ◆奨励金:30万円 ◆加算措置 ・新規就農世帯、1-Uターン世帯:30万円 ・町内施工業者による新築施工:30万円 ・三世帯、新婚、子育て世帯:10万円 ・町内施工業者による飯豊型エコハウス新築:30万円 ・空き家購入:10万円	随時募集	予算の範囲内	企画課 0238-87-0521	8
	農業短期体験	町外から農業短期体験のために来町する場合	町内の農家で農業体験を行う場合、交通費の1/2又は1万円のいずれか低い額を助成。受入農家には研修に係る経費を助成。	随時募集	予算の範囲内	飯豊町地域で育てる担い手協議会(事務局:農林振興課) 0238-87-0524	9
	農機具等整備支援事業	認定新規就農者	農業経営に必要な農業用機械・設備の取得費用に対し、1/3もしくは10万円のいずれか低い額を上限として補助金を交付する。1ターンで就農した者は軽トラや除雪機も助成対象とする。申請は年度内で1回とし、5年間の認定期間内に最大3回まで支援する。	随時募集	予算の範囲内	農林振興課 0238-87-0524	4
	土地改良費補助事業	認定新規就農者	農地を良好にするために行う工事等(畦畔除去、砂利除去、水路工事、暗渠埋設、農地改良)の費用を助成。対象経費の1/3もしくは10万円のいずれか低い額を上限として補助金を交付する。申請は年度内で1回とし、5年間の認定期間内に最大3回まで支援する。	随時募集	予算の範囲内		4
	1ターン就農ステップアップ支援事業	1ターン就農者で、10年以上専業で農業を継続している者であり、認定農業者であること。	農業経営に必要な農業用機械・設備の取得費用に対し、1/3もしくは10万円のいずれか低い額を上限として補助金を交付する。ただし、10年に1回の支援とする。	随時募集	予算の範囲内		4

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

山形県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
鶴岡市	鶴岡市新規就農定着アドバイザー	—	新規就農定着アドバイザーを設置し、新規就農者の相談・指導を実施	—	—	農政課 0235-25-2111	1
	鶴岡市新規就農者研修受入協議会	鶴岡市で新規就農を希望する者	希望する研修内容・将来の農業経営の構想等を確認したのち、協議会に登録した研修受入農家のもとで最大2年間の研修を実施。農業次世代人材投資事業(準備型)を活用しながら研修を受けることも可	随時募集	—		2
	つるおか新規就農者育成プロジェクト支援事業(オーダーメイド型独立就農支援事業)	以下のいずれにも該当する者 ・就農時の年齢が原則として49歳以下の者 ・就農後5年を経過しない新規就農者 ・年間農業所得目標200万円を目指す事業計画を策定した者	農業所得目標の達成に直接的に必要な事業に要する経費であり、国、県の補助事業の対象とならない小規模な農業用機械、施設の導入等に係る経費 事業費10万円～150万円 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費、単に肥育の用に供する家畜の購入経費は対象外	—	予算の範囲内	—	4
	つるおか新規就農者育成プロジェクト支援事業(農業機械・農業用ハウスリース支援事業)	転入後10年を経過しないUターン者で認定新規就農者	農業用機械の賃借料年額の1/3又は5万円のいずれか低い額を助成	—	予算の範囲内	—	4
	つるおか新規就農者育成プロジェクト支援事業(農地賃借料支援事業)	転入後10年を経過しないUターン者で認定新規就農者	農地賃借料年額の1/3又は9万円のいずれか低い額を助成	—	予算の範囲内	農政課 0235-25-2111 http://www.city.tsuruoka.jp/sanryo/agri-ninaite/index.html	7
	鶴岡市Uターン就農者住宅家賃支援事業	転入後10年を経過しないUターン就農者のうち、以下のいずれかに該当する者 ①農業次世代人材投資事業(準備型)の受給者 ②認定新規就農者	賃貸住宅等の家賃月額又は3万円若しくは2万円のいずれか低い額に、入居月数を乗じて得た額以内	—	予算の範囲内		8
	農業研修奨学金制度	年間1,200時間の農業研修を行う者	先進的な技術の習得のために研修を行う場合に、年間75万円を助成	—	予算の範囲内		3
	アグリランドバンク事業(新規就農支援型)	認定新規就農者(親元就農除く)	新規就農者支援の観点から経営耕地の一部を貸し付けできる農業者(新規就農者支援農業者)をあらかじめ募り、新規就農者から借り受け希望があった場合に、双方の面接を経て貸借へと繋げていく。※貸付できる面積の上限設定あり	—	—		農業委員会事務局 0235-64-5868 http://www.city.tsuruoka.lg.jp/
地域定住農業者育成コンソーシアム	食と農のビジネス塾	①食、農でビジネスを行おうとする者、行っている者 ②食、農でビジネスを支援している者、支援しようとしている者 ③食、農でビジネスに協力している者、協力しようとしている者	農業を志す方が優れた経営感覚と販売ノウハウを修得することを目的として、「食と農のビジネス塾」を開講。 <講義内容> 食と農に関する基礎、経営、加工、販売、農業技術、ビジネス計画書作成	2月上旬～3月中旬	定員40名	地域定住農業者育成コンソーシアム事務局(山形大学農学部内) 070-2011-5615	2
	農業スタートアップ塾	庄内地域及び域外に居住し、農業を実践しようとする者、している者	「食と農のビジネス塾」に加え、農業を志す方が農業技術の基本をより詳しく学ぶため、「農業スタートアップ塾」を開講。 <講義内容> 植物、動物の生理・生態、栽培、管理技術など	【4月期】～3月中旬 【10月期】9月上旬	定員10名		2
三川町	新農業所得構造改革推進事業	町内農業者及び団体等	・スマート農業導入支援 ・土づくり支援 ・瑞穂の畑づくり支援 ・園芸等生産向上支援	6月30日	予算の範囲内	産業振興課 0235-35-7017 http://www.town.mikawa.yamagata.jp/	4
	リーディングファーマーズ銀行事業	町内農業者及び団体等	機械施設等導入のために借り入れた融資に対して利子補給(3年を上限)	随時募集	特になし		4
庄内町	地域おこし協力隊	庄内町に定住して『独立就農』又は『農業法人に就職』する意欲のある方	1年目研修型。2年目研修+実践。3年目実践+定着準備 報酬、車両の貸与、作業着・道具類(農作業用)の支給、地元のおいしい米(毎月5kg)の支給等	令和3年7月～	1名	農林課 0234-42-0157 http://www.town.shonai.lg.jp	3
	庄内町地域おこし協力隊定着支援	委嘱期間満了後も町に定着し、地域の活性化に資する活動をする者	地域おこし協力隊委嘱期間満了後2年以内。委嘱期間から引き続き地域の活性化に資する活動を行う場合月5万円。	—	—		3
	地域おこし協力隊起業支援	委嘱期間満了後も町に定着し、地域の活性化に資する活動をする者	地域おこし委嘱期間満了の前1年以内又は後1年以内で、町内で農業経営する方について、100万円以内で補助。	—	—		4
酒田市	さかたでアグリ支援事業	県外からの移住者	「就農FEST」等県外で開催される新規就農相談イベントに出展し、就農希望者を呼び込む。	随時募集	特になし	農政課 0234-26-5766 http://www.city.sakata.lg.jp/	1
	農業研修等受入れ支援事業	本市に住所又は所在地を持ち、農業経営改善計画等の認定を受けた者	研修生1人の受入につき1日当たり2,000円を助成。(上限50日分)	随時募集	予算の範囲内		6
	農業研修機関新卒就農者等支援事業	本市に住所を持ち、農業研修機関における研修を終了後、1年以上に市内で就農した者又は就農することを確約した者	山形県立農林大学校、地域定住農業者育成コンソーシアム、酒田市スマート農業研修センター等で開催される研修の受講料を助成。	随時募集	予算の範囲内		3
	酒田もっけ田農学校	本市で就農を希望する者	受講生の特性にあったカリキュラムを作成し、基礎から農業を学習。(研修期間18ヶ月)	令和3年4月～9月	10名程度		2

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

山形県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
遊佐町	新規就農者支援事業(資格取得)	農業次世代人材投資事業の交付を受けている者	担い手に必要な資格取得にかかる費用を助成。金額は費用の1/2または10万円を上限に町が補助金を交付	随時募集	3名程度	産業課 0234-72-5882 http://www.town.yuza.yamagata.jp	3
	遊佐町チャレンジファーム事業(生活支援)	遊佐町に生活の本拠を置きながら、町内で農業研修を受ける研修生	遊佐町に生活の本拠を置きながら、町内で農業研修を受ける研修生の生活を支援。研修期間6月以上の研修生に対し、月額4万円(最長1年間)。ただし、農業次世代人材投資事業(準備型)受給者及び山形県独立就農者育成研修事業(雇用型)における研修生については最長2年間	随時募集	2名程度		9
	遊佐町チャレンジファーム事業(住宅支援)	農業研修生又は遊佐町に生活の本拠を置きながら町内で就農している農業次世代人材投資事業(経営開始型)受給者	農業研修生又は遊佐町に生活の本拠を置きながら町内で就農している農業次世代人材投資事業(経営開始型)受給者を支援。原則として町で用意した住宅を無償貸与。やむを得ず賃貸契約を結びアパート等に同居する場合は、家賃相当分とし、月額4万円(最長1年間)。ただし、農業次世代人材投資事業(準備型)受給者及び雇用型研修生については最長2年間	随時募集	2名程度		8
	遊佐町チャレンジファーム事業(研修生受入支援)	町内の研修生受入農家	研修生受入農家に対し研修経費を支援。月額2万円	随時募集	2名程度		6
	チャレンジファーム農業研修生空き家利活用住宅整備事業	遊佐町へのJUターンにより新規就農者又は農業研修生となった者	町が空き家を借上げ、リフォーム後(住宅一棟につき、500万円を上限に構造上必要な箇所の修繕)に農業研修生等に貸し出す。(最長2年間)	随時募集	4名程度		8
JA山形おきたま	新規就農者定着指導支援	指導する農業者または農業法人、新規就農者受入協議会構成員	新たな作物を導入する際の栽培指導、農業を開始するための研修受け入れ、定期的な栽培技術・経営管理指導、その他研修・就農に必要な指導を行う。指導者に対し2,000円/1hr、30万/年(上限)	令和3年12月末迄	予算の範囲内	営農経済部 0238-46-5300	6
	新規就農者農地賃借料支援	新規参入者、新たな作物を導入する新規就農者、新規栽培者で概ね49歳以下の就農者	農地中間管理機構を通じて借入れた農地の初年度賃借料全額				7
	新規就農者営農資材支援	新規参入者、新たな作物を導入する新規就農者、新規栽培者で概ね49歳以下の就農者	JAから購入した営農資材(減価償却資産除く)の1/3または10万円のいずれか低い額				4
JA庄内たがわ	園芸振興支援助成	当JA組合員で補助事業対象外機械導入者(以下同様) 枝豆・長ネギ・里芋・アスパラ1ha以上作物付付け者	栽培・出荷機械購入費30%上限に助成	令和2年1月1日～令和3年12月末	予算の範囲内	営農販売部 0235-64-3725 0235-64-3726 0235-64-3727 0235-64-3728	4
	園芸振興支援助成	軟白ネギ・花き・アスパラ・ミニトマト・きゅうり・椎茸・ワイン用ブドウ施設生産者	ハウス付帯設備、出荷設備、各種機器購入費30%上限に助成				4
	園芸振興支援助成	花き、軟白ネギ、きゅうり生産者	土壌病害対策処理用機器、付帯設備購入費30%上限に助成				4
	園芸振興支援助成	新規ほ場へアスパラ・ニラ新植者	種苗費、栽培用資材購入費50%上限に助成				4
JA庄内みどり	新規就農等支援	当JAの正組合員(以下同様) 原則50歳未満で就農開始5年以内の新規就農者	農地賃借料助成 農業用機械導入助成 大型特殊免許取得助成	令和3年4月～12月	予算の範囲内	営農販売部 0234-26-5643 0234-26-5643 0234-26-5643	7,4,9
	新規就農者定着指導支援	新規就農者に栽培・管理技術や経営のノウハウを指導する農業者・農業法人の受入経営体	指導者への支援(75日を上限に研修生1人当たり2,000円/日を支援)				6
	農業生産法人雇用支援	農業生産組織連絡会議の会員法人	農の雇用事業等他の公的助成が終了した農業法人で雇用者と申請時に雇用を継続している農業法人(1法人1人に限り60万/年)				5

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

福島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
福島市	週末ファーマー体験講座	野菜栽培に興味がある方、新たに農業経営を始めたい方	畑で農作物を生産し、出荷するまでの実地体験及び講座	毎年度4月上旬から下旬	10名	農業企画課 024-525-3726	2
	農業経営講演会	新規就農を目指す方、農業に興味がある方、農業経営者等	○多様な就農者を確保するため、県内外での就農相談会、現地見学会、WEB等による県農業の情報発信。 ○雇用就農希望者向けに県内農業法人等への正規雇用に向けたマッチングを実施。 ○新規参入者等の雇用就農の定着化を図るため、新規参入者に対して法人就農が必要となる知識や技術習得に向けた研修や実務研修を支援。 ○農業法人等農業経営者向け人材育成セミナーの実施。	1月初旬頃	100名		2
	農地流動化支援事業 (新規就農者対象分)	新規就農者 (農地法に基づく農地の利用権を得た者) ※対象農地は、福島市農業振興地域内の農用地区域の農地	・農地法(第3条)に基づき貸借した農地の年間賃料の1/2(年間上限100千円、最長3年間) ・同法に基づき所有権を有した場合、10a当たり20千円(年間上限200千円)	随時	-	農業企画課 024-525-3726 https://www.city.fukushima.fukushima.jp/nougyou/nougyouyou-kakudaisuishinn.html	4,7
	あぐりっしゅサポートパッケージ (新規就農拡大推進事業)	新規就農者	○就農相談・体験、営業開始後のメンター事業の実施。 ○雇用就農にかかる費用、農業研修費用、就農時初期費用、農機具等導入費用の一部を助成。	随時	-		4,5
伊達市	伊達市新規就農者支援事業(農地賃借料補助)	伊達市に住所を有する50歳未満の認定新規就農者又は就農してから3年未満の認定農業者	借り入れた農地に係る賃借料の一部補助 農地賃借料の1/2以内(上限5万円、1万円/10a) ※農地の所有者が3親等以内の親族でないもので、5年以上の貸借期間であること	随時	予算範囲内	農政課農業担い手係 024-573-5635	7
	伊達市新規就農者支援事業(農業機械・施設導入補助)	伊達市に住所を有する50歳未満の認定新規就農者	農業機械・施設導入に要する経費の一部を補助 本体50万円(税抜き)以上で3/10以内(上限50万円)	随時	予算範囲内		4
	伊達市新規就農者支援事業(農業後継者支援)	伊達市に住所を有する就農してから3年未満の認定農業者	農業後継者の定着を図るための資金を最長1年間交付 月額3万円(夫婦で就農要件合致の場合月5万円) 加算 配偶者 1万円 子(18歳未満) 1万円(上限2万円) ※夫婦就農時は、家族経営協定を締結していること	随時	予算範囲内		4
	伊達市新規就農者支援事業(移住就農者家賃補助)	伊達市に住所を有する50歳未満で就農してから3年未満の認定新規就農者又は農の雇用事業の法人等就業研修生	家賃の一部を最長2年間補助 月額家賃の1/2以内(上限3万円/月) ※市営住宅、3親等以内の親族が所有する住宅を除く 農業次世代人材投資資金の交付を受ける者にあつては、交付要件をすべて満たす月の前月まで交付	随時	予算範囲内		8
	伊達市新規就農者支援事業(移住就農者生活支援)	伊達市に住所を有する50歳未満で就農してから3年未満の認定新規就農者(過去3年間に2年以上本市に居住していないこと)	移住就農した者の定着を図るための資金を最長2年間交付 月額6万円(夫婦で就農の場合月8万円) 加算 配偶者 1万円 子(18歳未満) 1万円 農業次世代人材投資資金の交付を受ける者にあつては、交付要件をすべて満たす月の前月まで交付	随時	予算範囲内		4
	伊達市認定農業者等大型特殊免許取得補助金	伊達市に住所を有する認定農業者、認定新規就農者	大型特殊免許取得にかかる費用の補助 教習費用の50%以内を補助(上限5万円) ※農耕車限定の解除は対象外 市内の教習所を利用	随時	予算範囲内		3,9
	伊達市版農業次世代人材投資事業	45歳以上で、新たに農業を始めた就農してから3年未満の認定農業者 ※ほか詳細要件あり	新規就農者の定着を図るための資金を1年間交付する。 月額12万5千円	随時	予算範囲内		4
	伊達市農業研修支援事業	研修生、受入農家 ※詳細要件あり	・研修支援金:研修生1人につき1時間当たり250円(上限:月額30,000円) ・受入農家:研修生にかかる支援金の2/3以内の額	随時	予算範囲内		2

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

福島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
桑折町	桑折町就農者支援事業補助金	以下の条件をすべて満たす新規就農者 ・町民である者 ・交付要綱で規定する新規就農者又は、認定新規就農者又は、県が認定する研修機関等で研修を受けている者。 ・年齢が18歳以上65歳以下である者。 ・補助金の交付を受けてから5年以内に認定農業者の認定を受ける意思を持つ者。 ・町内で3年以上営農の継続が見込まれる者。 ・町税その他義務的納金を滞納していない者。 ・暴力団員でない者。 ・過去に「桑折町新規農業者経営活動支援事業」及び「桑折町新規就農農業者後継者支援事業」の補助を受けていない者。	○補助金額:500,000円 ○補助期間:最長3年間	随時	予算の範囲内	産業振興課農林振興係 024-582-2126	4
	桑折町農業後継者奨励金	以下の条件をすべて満たす農業後継者 ・町民である者。 ・交付要綱で規定する農業後継者である者。 ・年齢が18歳以上65歳以下である者。 ・町内で3年以上営農の継続が見込まれる者。 ・町税その他義務的納金を滞納していない者。 ・暴力団員でない者。 ・過去に「桑折町新規農業者経営活動支援事業」及び「桑折町新規就農農業者後継者支援事業」の補助を受けていない者。 ・「桑折町就農者支援事業補助金」の交付対象でない者。 ・過去5年以内にこの奨励金の交付を受けていた者が、同一農業経営内にいない者。	○奨励金額:300,000円	随時	予算の範囲内		4
国見町	国見町経営開始支援資金貸付制度	・町が認定就農者と認められた者 ・国見町に居住している者 ・Uターン、新規学卒者は18歳以上40歳未満 ・新規参入者は18歳以上50歳未満 ・就農開始が1年以内	・貸付額 70万円以内 ・貸付内容 新規就農に必要な技術の習得、条件整備等に要する資金 ・償還 貸付けから5年後の経営が一定の要件を満たしていると町長が認めた場合は償還免除 資金利用は1回のみ	随時	予算範囲内	産業振興課産業振興係 024-585-2986	4
	くみ農業ビジネス訓練所	長期研修 ・国見町在住若しくは国見町内の農地を活用して新規就農する意欲がある者 ・国見町内への農産物の出荷販売を目指し、福島県東北地方で新規就農する意欲がある者 短期研修 ・国見町在住で野菜栽培技術の習得を目指す者 ・国見町内に農産物を出荷販売する者で野菜栽培技術の習得を目指す者	長期研修 農場による「野菜栽培の実践研修」及び短期研修を選択受講 ・研修期間1年 ・研修時間 概ね1,200時間以上 ・農業次世代人材投資資金(準備型)対応 短期研修 野菜栽培の実践、野菜の病害虫防除等6コース(各コース2回~5回)	長期研修 例年2月下旬 短期研修 例年4月下旬	長期研修 3名程度 短期研修 各コース15名		2
二本松市	二本松市新規就農者研修支援事業	新規就農者(市外からの転入者で市内で新たに農家として経営を始める満18歳から満50歳までの者)又は、農業後継者(市内に居住し、自家農業経営の後継者として農業を継承する者であって、満18歳から満50歳までの者)を農業技術習得に取り組み研修者として受け入れ、農業技術を指導する団体に対し二本松市新規就農者支援連絡協議が審査し、市長が適当と認めた団体に対し補助金を交付する。	(1)新規就農者の研修期間中の居住確保のための家賃補助・・・月額家賃の半額(ただし月額25千円限度) (2)新規就農者の研修期間中の安定した生活の維持のための生活費補助・・・1人につき月額70千円 (3)新規就農者及び農業後継者に対して農業技術指導をする受入農家の確保のための技術指導費補助・・・1人につき月額30千円 (4)補助事業を実施するために要する事務費用の一部を補助・・・1団体年額50千円	予算内締め切り	-	農業振興課 0243-55-5116 http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/	4,6,8,9
本宮市	認定農業者育成事業補助金	認定農業者を含む団体、組織、経営規模を拡大する認定農業者(個人)	農業機械及び施設の購入に際し、新規就農者を含む場合は事業費総額の(3/10)以内で補助。他補助事業を併せて活用する場合は事業費総額の(4/10)以内	4月下旬 ~5月下旬	-	農政課 0243-24-5385	4
大玉村	大玉村農業後継者育成事業	大玉村内に居住し、農業に従事し将来農業経営を継承する20歳以上50歳までの者で、貸付審査会の認定を受けた者。	大玉村が融資預託し農協が行う農業後継者育成資金に対し利子補給を行う。 1)大玉村農業後継者資金貸付事業 ・融資事業主体:JAふくしま未来大玉支店 ・貸付条件:農業経営に必要な種苗、家畜、資材、機械及び施設の設置(土地の購入を除く。)等に要する経費 ・貸付金額:総事業費の80%以内 ・限度額:(一般)500万円(特認)1,000万円 ・貸付利率:農業近代化資金貸付利率に0.5%を加えた額 ・償還期限:10年以内(うち据置期間2年以内) 2)農業後継者資金利子補給事業 ・利子補給額:農業近代化資金基準金利プラス1%と後継者負担率との差額を農協に利子補給する。	春:4/17 ~5/15 秋:10月 頃(予定)	-	産業課農政係 0243-24-8107 https://www.vill.otama.fukushima.jp/	4,9

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

福島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
郡山市	郡山市農業経営改善モデル経営体 育成事業	認定農業者、認定新規就農者、こおりやま 園芸カレッジ修了生等	税理士、公認会計士等による経営改善アドバ イス (各種相談対応、記帳支援、経営分析、次年度 計画作成等) ・費用 無料 ・回数 3回程度(希望者宅に訪問)	6月～11 月	予算範囲 内	農業政策課 024-924-2201	9
	郡山市産地担い手育成支援事業	認定農業者、認定新規就農者、こおりやま 園芸カレッジ修了生等	ご自身が選んで参加する実践研修、研修会へ の出席、視察等の費用を補助 ・補助額:対象経費の2分の1以内 ※上限額 技術研修:5万円、視察研修:1万 円 ・要事前申請	6月～12 月	予算範囲 内		3
	こおりやま園芸カレッジ	園芸作物(野菜、花き)の栽培によりこおり やま広域連携中核都市圏内(※)に就農し ようとする18歳以上60歳以下の方 ※郡山市、須賀川市、二本松市、田村市、 本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、猪苗代 町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古 殿町、三春町、小野町	・野菜、花きの栽培技術習得のための講義、 実習、市内先進農家視察等 ・研修期間:1年(4/1～3/31) ・研修時間:概ね1,200時間(155日)以上 ・受講料:無料(傷害保険、教材費、被服類等 は別途自己負担) ・農業次世代人材投資資金(準備型)対応	前年度12 月中旬～ 1月中旬	3名程度	園芸振興センター 024-957-2880 https://www.city.koriyama.lg.jp 郡山市ウェブサイトから「こおり やま園芸カレッジ」で検索	2
田村市	新規就農者経営発展支援事業	・青年等就農計画の認定を受けた者。 ・青年等就農計画における2年目の作付 を行う者。	青年等就農計画を達成するために必要な農業 用機械・資材等の購入等に対し支援を行う。 ・補助率:定額(10/10)※上限50万円	通年	-	産業部農林課農政係 0247-81-2511 https://www.city.tamura.lg.jp/so-shiki/17/	4
	農業者スキルアップ支援事業	田村市内で新規就農した方もしくは市内で 新規就農を計画している方。(65歳以下)	(短期研修タイプ) 経営スキルの向上を目的とした先進地等への 視察研修に対し支援を行う。 ・補助率:定額 ※上限5万円 (長期研修タイプ) 認定新規就農者を目指す方が行う2か月以上 の研修に当たり、旅費等の支援を行う。 ○対象経費:旅費、傷害保険料 ※上限5万円				3
三春町	三春町新規就農者応援給付事業	・青年等就農計画の認定を受けた者 ・認定時の年齢が65歳未満の者	認定時に30万円、認定から1年経過したとき に 20万円、2年経過したときに10万円を交 付する。	通年	予算範囲 内	産業課 0247-62-2112 http://www.town.miharu.fukushima.jp/	4
	三春町新規就農者等住居費補助事 業	・三春町内で独立就農し若しくは三春町内 の農業法人等に就農し、又は三春町内の 就農に係る研修を受講している者で、その 期間が2年を超えないもの ・三春町内に転入した満50歳未満の者	家賃月額額の1/2以内で、月額2万円を限度と し、申請から24か月間 ※町民税等の滞納がないこと				8
小野町	夢のある農業者育成推進事業	○対象者 ・新規就農者及び転職者Uターン者等 ・農業研修生に対しても新規就農者と同様 に扱うものとする ○年齢条件あり 50歳以下	新規就農者に対し、就農後1年を経過したとき に100千円、2年経過したときに200千円、3 年を経過したときに300千円の計600千円を 支援金として交付する	通年	制限なし	産業振興課 0247-72-6938 http://www.town.ono.fukushima.jp/	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援
8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

福島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
須賀川市	新規就農者経営開始支援事業	【新規就農者営農準備資金】 以下の要件を全て満たす者 ・須賀川市内に住所を有する者 ・須賀川市長より青年等就農計画の認定を受けた認定農業者または45歳以上65歳未満の独立就農者で農地の権利を有して1年以内の者 ・農業次世代人材投資資金の受給者ではない者 ・過去に経営開始支援資金を借受けていない者	研修に必要な旅費、図書等購入費、資格取得にかかる経費、育苗や資材の購入費、機械・施設のリース料、農具やパソコン類購入費※農業経費に関するものに限る。 ※農具は原価償却の対象となる資産を除く。 ○貸付限度額 50万円以内			経済環境部農政課農業政策係 0248-88-9138 https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/shigoto_sangyo/sangyo_shinkou/nogyo/1003360/1003361.html	3.4
		【親元就農者設備導入資金】 以下の要件を全て満たす者 ・須賀川市内に住所を有する者 ・須賀川市長より青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者で就農区分が親元就農の者 ・農業次世代人材投資資金の受給者ではない者	農業経営の確立に必要な機械及び施設の購入費 ※農業経営以外への凡用性が低いものであること。 ○設備費用の3/10以内(最大50万円以内)		5名程度		4
		【岩瀬きゅうり設備導入資金】 以下の要件を全て満たす者 ・須賀川市内に住所を有する者 ・須賀川市長より青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者または45歳以上65歳未満で農地の権利を有して1年以内の者 ・10a以上のきゅうり栽培で独立就農する者	きゅうり栽培に必要な設備にかかる経費 ○設備費用の3/10以内(最大50万円以内)	随時			4
	移住新規就農者家賃支援補助事業	以下の要件を全て該当する者 ・貸家の賃貸借契約を締結している者 ・須賀川市内に住所を有する者 ・須賀川市内に転入して3年以内である者 ・賃貸住宅に居住し、間借り利用していない者 ・借家等の所有者と3親等以内でない者 ・世帯全員に市税の滞納がない者 ・須賀川市暴力団排除条例に該当しない者 ・世帯全員が他の家賃手当等の給付を受けていない者	初年度申請から2年間 ○新規就農者1世帯につき支払った家賃月額 の1/2(3万円)以内		2名程度		8
	岩瀬きゅうり担い手育成事業	以下の要件を全て満たす者 ・須賀川市農業公社と雇用契約ができる者 ・研修終了後、須賀川市に居住し、きゅうり農家として就農する意欲のある者	(研修内容) ・農作業 農業公社が行う定植、肥培管理、収穫、調整作業等の農作業に従事 ・農産加工 農業公社が行う農産加工や商品販売に従事。 ・きゅうり栽培の実地研修 きゅうりを栽培する認定農業者のもとで、定植から出荷までの一定期間、きゅうりの栽培に従事。 ・各種研修会への参加 福島県が主催する研修会等へ参加 (研修条件・待遇) ・研修時間 8時30分～17時15分 ※きゅうり栽培の実地研修はこの限りではない。 ・休日・休暇 土日・祝日 ※きゅうり栽培の実地研修はこの限りではない。 ・給与及び通勤手当を支給 ○給与 月額7,000円 ○通勤手当 通勤距離に応じて月額最大20,000円	1月中旬～3月中旬(3年度の募集は終了しました。)	1名		2
鏡石町	農業次世代人材投資資金(準備型・経営開始型)町上乗せ補助	農業次世代人材投資資金(準備型・経営開始型)受給者	国が実施する農業次世代人材投資資金受給者(準備型・経営開始型)に対し、給付額の上乗せ助成をする。 ・準備型(最長2年、年間最大15万円) ・経営開始型(最長5年、1～3年目は最大15万円、4～5年目は年間最大12万円)	随時	不定	産業課 0248-62-2118 https://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/	3.4
	農業就農者支援事業	新規就農時の年齢が50～65歳未満で青年等就農計画の認定を受けた者	最長5年、年間10万円を給付(65歳到達時まで)				4
天栄村	農業経営者育成資金利子補給	村内に居住し、現在農業に従事して、農業経営を実質的に経営する者	農業経営者育成資金に対する利子補給償還元金の1%の額	適宜相談	—	産業課 0248-82-2117	4
	新規就農者支線センター	村内に居住し、就農に強い意欲がある者	就農相談、研修先の斡旋	適宜相談	—	(一社)天栄村ふるさと夢学校 0248-94-2232	1.6
石川町	新規就農希望者への就農相談	新規就農者への就農相談を実施 ・対象者は、町内で就農する農業者であれば年齢等条件は不問	就農相談及び情報提供	随時	—		1
	新規就農者経営確立支援事業	下記の要件を全て満たすもの ・石川町に住所を有する18歳以上45歳未満である者 ・町長より就農計画の認定を受けた者で5年以上就農することが確実である者 ・最低1年間の生活費に相当の貯蓄がある者	① 研修教育費の助成(1年間限度) ・新規参入者:5万円/月 ・Uターン者、新規学卒者:2万円/月 ② 農地借地料の助成(3年間限度) ・農地借地料の80% ③ 農業機械・施設リース料の助成(3年間限度) ・農業経営開始に必要な機械・施設を導入したリース料の1/2 上限20万円/年 ④ 住宅賃貸借料の助成(3年間限度) ・住宅を借りて就農する際の住宅等賃料の80%助成(上限24,000円/月)	通年	不定	農政課農政係 0247-26-9126	3.4,7.8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

福島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
玉川村	施設園芸参入支援事業補助金	村内在住者で新規施設園芸参入者及び認定農業者	ビニールハウス設置に要する経費の1/2で上限165万円(税込)	10月～12月	予算範囲内	産業振興課 0247-57-4627	4
	ビニールハウス更新事業補助金	認定農業者及び青年等就農計画認定者	ビニールハウスのビニール張替えに要する経費の1/2を助成				4
平田村	平田村新規就農者誘致特別措置条例	(1)心身共に健康で原則として経営責任者の年齢が概ね18歳以上50歳未満の者、又は概ね18歳以上50歳未満の共同経営を行う者が3名以上農業経営に参画する者 (2)近代的農業経営を維持・管理する能力又は経験を有する者 (3)前各号に満たない者であって、特に村長が認めた者	① 農地の賃借料1/2を5年間奨励金として交付	随時	不定	産業建設課農林管理係 0247-55-3116	7
			② 経営開始後、最初に取得した施設等にかかる固定資産税相当額を3年間奨励金として交付				4
			③ 農用地等の購入資金及び経営開始年度から2年以内に借入れた家畜導入資金に対し、その借入額の1/5、5,000千円を限度に補助金を交付する				4,7
			④ 農業経営に必要な資金として借入れた制度資金の利子について、その3/5を借入年度から7年間利子補給する対象となる制度資金の限度額は5,000千円				4
			⑤ 土地、施設等の斡旋				7
			⑥ 村長が特に必要と認めた場合は、農業機械のリースを行う				9
浅川町	浅川町農業担い手育成支援事業補助金	認定新規就農者	青年等就農計画書に基づき、農業経営の規模拡大及び作業効率の向上・省力化等のために導入する100万円以上の農業用機械、農業用施設設備等を購入する場合、対象経費の10分の1、50万円を上限とし補助する。	随時	予算範囲内	農政商工課 0247-36-1183 http://www.town.asakawa.fukushima.jp/	4
古殿町	戦略的産地づくり総合支援事業	認定新規就農者 営農組織法人	農業関連設備整備に対し、補助率7/10の補助を行う	随時	予算範囲内	産業振興課 0247-53-4613 http://www.town.furudono.fukushima.jp/	4
白河市	がんばる新規就農者支援事業	・補助金の交付の対象は、白河市から農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)の給付を受けている者とする。	・新規就農者が、その経営が不安定な就農初期段階において、安定的かつ計画的に営農に臨めるよう、自ら定めた経営目標の達成のために必要な農業用機械等を導入する取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 ・補助金の額は、交付対象者1人(夫婦で青年等就農給付金の給付を受けている者にあつては1組。)につき、150万円とする。ただし、交付対象経費の額が150万円に満たない場合は、当該交付対象経費の額を補助金の額とする。 ・この補助金の交付を受けて農業用機械、農業用施設等を購入する場合には、重複して他の補助金の交付を受けてはならない。	随時 (予算額に達し次第終了)	5名	産業部農政課 (農業振興係) 0248-22-1111 内線2250	4
	人・農地相談センター支援事業	・市内の農業従事者 ・白河市内での就農を希望する者	・農業経営力強化に関する相談、農地の貸借に関する相談、認定農業者になりたい、集落営農等の組織化・法人化を進めたい、新たに農業を始めたい、などの相談に専門指導員が応じる。 ・集落説明会の開催、地域での話し合いへの参加、営農指導、「多面的機能支払交付金」申請等の事務手続きの支援を行う。	随時	—	産業部農政課 (農業振興係) 0248-22-1111 内線2258 http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page000213.html	1,7,9
	しらかわ農業未来塾の活動支援	しらかわ農業未来塾 ・市内の新規就農者 ・原則年齢が満50歳未満である者で構成	・しらかわ農業未来塾では、青年就農者を対象とした経営に関する学習会、先進農業施設・先輩農家への視察研修など随時行っている。 ・市内の新規就農者を対象に、しらかわ農業未来塾の活動を周知し、若手の農業者同士のつながりを深め、地域で知識や情報を共有することを目的とし、参加を促す。	随時	—		2
	白河市フロンティア農業アクション支援事業	・市内に住所を有する農業者を構成員として含む農業者団体。(市内の認定農業者である農業者も構成員として含めます。) ・市内の農事組合法人 ・市から他に団体補助を受けていない団体・法人	・農業者で組織する団体等が農作業の省力化による経営改善を推進するとともに、次世代を担う農業者に農業技術を継承することを目的とし、農業の先進技術や取組などを視察研修する活動に対して補助するもの。 ・日帰り視察研修:上限 1,500円/人(白河市に住所を有する農業者・法人) ・宿泊を伴う視察研修:上限 6,000円/人(白河市に住所を有する農業者・法人) ※視察研修に参加するために支払う1人当たりの参加負担金の額が補助上限額に満たない場合は、当該参加負担金の額を補助金額とします。	随時	—	産業部農政課 (農業振興係) 0248-22-1111 内線2250	3
	ディスカバー白河農活事業	・就農体験に参加する者 ・就農体験を受け入れる農家	<参加者> 交通費の1/2 上限片道10,000円 宿泊費 上限5,000円/日 <受入農家> 5,000円/日	随時	—		2,3,6
棚倉町	棚倉町担い手農家支援対策事業 (1)農業用機械導入支援事業 (2)農業用施設等導入支援事業	・認定農業者 ・認定新規就農者 ・個人農家(園芸作物生産者) ・農家グループ(農家3戸以上) ・農地所有適格法人 又は農地所有適格法人以外の法人	(1)農業用機械等の導入に要する経費の一部を補助 ・事業費の1/3以内(上限50万円) (2)農業用施設等の導入に要する経費の一部を補助 ・事業費の1/5以内(上限20万円)	随時	予算範囲内	産業振興課農林係 0247-33-2113 http://www.town.tanagura.fukushima.jp/	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

福島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
西郷村	西郷村新規就農者支援事業	西郷村村長より農計画の認定を受けた西郷村内在住者	機械整備、研修、資格取得等への支援(最大、60万円、1回限り)	随時	若干名	産業振興課 0248-25-1116 http://www.vill.nishigo.fukushima.jp/	3,4,9
鮫川村	鮫川村新規就農支援住宅(未来の担い手住宅)	鮫川村において、農業の担い手として鮫川村青年等就農計画の認定を受け、定住する意思のある就農者。 ※就農者の年齢が50歳に達した場合、又は居住期間が5年を経過する場合は退去しなければならない。	貸付料:月額10,000円 (資格者以外の貸付料は、別料金) 構造:木造瓦葺平屋 面積154.02㎡	随時	1	農林商工課 0247-49-3113 http://www.vill.samegawa.fukushima.jp/page/page001538.html	8
会津若松市	戦略的農業経営確立支援事業(園芸産地生産力向上支援事業)	農家、農業団体 (新規就農者については右記の内容)	○アスパラガス、キュウリ、ミニトマトの新規作付、規模拡大のための施設導入に必要な経費 ・補助限度額 新規就農者の場合は、35/100以内の額(上限105万円) ○トマト、トルコギキョウ、イチゴの新規作付、規模拡大のための施設導入に必要な経費 ・補助限度額 新規就農者の場合は、3/10以内の額(上限100万円) ○上記6品目の施設栽培に必要となる、灌漑用の井戸の掘削に係る費用 ・補助限度額 新規就農者の場合は、3/10以内の額(上限6万円)	随時	—	農政課 0242-39-1253 http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/	4
	会津若松市農業経営資金利子補給事業(新規就農者資金)	認定新規就農者	新たな農業用機械や施設の導入、農業経営の継続・改善や自立経営の促進に必要な資金を融資機関から借りた際に、利子を補給することにより、農業者の負担を軽減し、経営改善及び営農活動の継続を支援する。 償還期限:貸付初年度から7年以内(据置期限なし) 市利子補給率:福島県農業近代化資金の基準金利及び利子補給率を採用(令和3年4月20日現在で、基準金利1.60%) 貸付限度額:300万円以内	随時	—		4
喜多方市	新規就農者経営確立支援事業	①②認定新規就農者(農家後継者を除く) ③就農希望者又は認定新規就農者(農家後継者を除く) ④農業次世代人材投資事業(経営開始型)の対象とならない50歳未満の認定新規就農者(農家後継者等) ⑤市外より新規参入した認定新規就農者	① 農地賃借料に要する経費を支援 農地賃借料の80%以内(上限30万円、3年間) ② 小農具や小規模な園地整備を支援 事業費の1/2以内(上限30万円) ③ 住宅賃借料に要する経費を支援 家賃月額の80%以内(上限27千円/月、3年間) ④ 経営開始初期段階を支援 ○1年目:5万円/月×上限10月 ○2年目:4万円/月×上限10月 ○3年目:3万円/月×上限10月 ⑤ 空き家の改修等に要する経費を支援 平地:事業費の1/2以内(上限750千円) 中山間地:事業費の2/3以内(上限1,000千円)	随時	—	産業部農業振興課 0241-24-5277 https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/noushin/797.html	4,7,8
北塩原村	北塩原村新規就農支援事業	村内の認定農業者、または水田作付面積が3ha以上の稲作農家(作業受委託含む)、もしくは農業所得が200万円を超える農家のいずれかで、その農家が18歳以上、60歳未満の就農希望者を一定期間雇用する者。	就農希望者に係る資金及び通勤手当の定額補助 ○【補助限度額】 ○資金・・・時給750円、もしくは日当6,000円で月額126,000円以内 ○通勤手当・・・1km当たり25円で月額500円以内	随時	予算の範囲内	農林課 0241-23-1334	5
西会津町	西会津町新規就農者あんしんサポート事業	以下の条件を全て満たす者 ・西会津町に住所を有するもの ・申請時に18歳以上55歳未満の者 ・青年等就農計画の認定を受けた者又は申請時の年齢が50歳以上55歳未満の場合に同等の計画を町長が適当と認めた者 ・5年以上継続して営農することが確実であり、認定農業者になる意思がある者 ・前年の世帯所得が600万円以下である者	○営農研修費の助成 ・移住就農者及び非農家就農者年額100万円以内 ・親元就農者年額60万円以内 ○経営安定の助成 ・移住就農者及び非農家就農者年額100万円以内 ・親元就農者年額60万円以内 ○施設及び機械等の購入等助成 就農から5年以内に必要となる経費のうち農業用施設、機械器具類の購入費等について1/2以内の額で200万円を上限	随時	—	農林振興課農政係 0241-45-4531	3,4
磐梯町	磐梯町農業経営資金利子補給事業	町内在住の認定農業者及び認定新規就農者	農業経営資金の認定農業者利用貸付限度額1,000万円、認定新規就農者利用貸付限度額300万円に対して、農業近代化資金の基準金利の10/10を年利率として、認定農業者利用10年以内、認定新規就農者5年以内で利子補給を行う。	随時	予算の範囲内	農林課 0242-74-1217	4
	磐梯町就農支援事業	町内在住、かつ町内で新たに就農される方 ※認定新規就農者または近く認定農業者を目指す方、もしくは認定農業者で認定後おおむね3年以内の方	農業経営の初期投資に係る経費の1/2以内の額で、最大50万円の補助を行う。	随時、令和4年度まで実施予定			4
猪苗代町	猪苗代町新規就農事業	・町外から転入し、本町農業に従事する意欲を十分に持っている概ね60歳未満の者 ・町新規就農者認定審査会が認める先進農家等で1年程度の農業研修を有し当該農家からの推薦を受けた者 ・5か年の営農計画(就農計画書)を提出し、町長が町認定就農者と認めた者(町新規就農者認定審査会において審査する) ・補助期間は、新規就農事業補助対象者となってから3年以内 ・補助金の交付を受けてから5年以内に離農した場合は、補助金の全部又は一部を取り消し、返還を求める場合がある。	《新規就農者住宅賃借料補助事業》 住宅・農作業場の家賃1か月の2分の1以内(上限25千円)の補助 《新規就農者農地賃借料補助事業》 農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づき設定された賃借権の賃借料の2分の1以内(上限10a当たり10千円)の補助 《新規就農者研修補助事業》 1経営体1か月50千円	随時	予算範囲内	農林課 0242-62-2116	3,7,8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

福島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
湯川村	頑張る若者応援！新規就農者支援事業	湯川村内に住所を有し、且つ居住しており、国の農業次世代人材投資資金に該当しない以下の者。 ①新規就農支援事業 ・申請時点で50歳未満で、年間150日以上農業に専従 ・認定新規就農者 ・就農後5年以内に認定農業者となる意思がある者 ②親元就農後継者支援事業 ・専業的農家として、認定農業者等の親元や親族経営の一員として、将来的に経営を担う意思のある18歳以上の者	①月10万円の交付支援(最大3年間) ②月5万円の交付支援(最大3年間)	随時	①、②各1名(申込状況により追加も検討)	産業建設課農業振興係 0241-27-8840 http://www.vill.yugawa.fukushimajp/	4
柳津町	未来の農業を担う若者応援給付金	新規就農者	設備投資等の費用への支援金(単年度上限200万円、5年間上限600万円)	随時	若干名	地域振興課 農林振興班 0241-42-2116 http://www.town.yanaizu.fukushima.jp/	4
会津美里町	農業担い手支援事業補助金	以下の条件を全て満たす者 ・町内に住所を有し、かつ居住している就農後1年以内の者 ・定年退職後の申請年齢が55歳以上であって、農業を生計の中心として位置づけ、20アール以上の経営面積を5年以上、かつ、年間150日以上農業に専従する者 ・町より就農計画の認定を受けた者	対象事業 ・農機具及び設備購入費、農地賃借料、苗木肥料等の資材購入費 *対象経費の10/10以内(限度額50万円以内)	随時	予算範囲内	産業振興課農政係 0241-55-1191 http://www.town.aizumisato.fukushima.jp/	4
	新規就農者育成奨励金事業	(就農者補助) 以下の条件を全て満たす者 ・町内に住所を有し、かつ居住している者 ・申請時の年齢が55歳未満であって、農業を生計の中心として位置づけ、自己努力と自立経営の意欲をもって5年以上、かつ、年間150日以上農業に専従する者 ・町より就農計画の認定を受けた者 ・就農後5年以内に認定農業者になる意思がある者 (研修受入補助) 就農者補助の交付要件を全て満たす就農者の研修を受け入れる、本町に住所を有する農業者 (移住新規就農者家賃補助) 就農者補助の交付要件をすべて満たす就農者のうち、新たに町に居住する者で、住居が賃貸住宅である者	対象事業 ・農業振興の中核となる担い手を確保し、育成するため、新規就農者及び研修受入農家に対し資金を交付 (就農者補助) ・農家の跡取りの新規就農者に対しては月5万円 ・新たに町に居住した新規就農者に対しては月10万円 ・新たに町に居住し夫婦で新規就農した場合月15万円 *補助対象期間36か月を限度 (研修受入補助) ・就農者の研修を受入れる、本町に住所を有する農業者に対し月1万円 *補助対象期間12か月を限度 (移住新規就農者家賃補助) ・賃貸住宅の家賃に対する補助 *対象経費の1/2以内(上限額2.5万円/月)補助対象期間36か月を限度	随時	予算範囲内		4,6
三島町	三島町農産事業基金 (新規就農支援事業等資金)	認定新規就農者	・新たに農業を始める際に必要な営農費及び生活費を支援する。 ・貸付期間は10年以内(うち償還猶予期間2年以内) ・貸付利率は無利子 ・償還方法は均等償還(繰り上げ償還可能) ・貸付限度額は300万円	随時	人数の定めなし	産業建設課産業係 0241-48-5566 http://www.town.mishima.fukushima.jp/	4
	三島町農産事業基金 (就農研修支援資金)	新規就農研修体制整備事業による新規就農研修者(三島町の農地等を利用し新規就農希望する65歳までの者)	・就農研修期間中の生活費を支援する。 ・貸付期間は5年以内(うち償還猶予期間2年以内) ・貸付利率は無利子 ・償還方法は均等償還(繰り上げ償還可能) ・貸付限度額は月額上限50,000円	随時	人数の定めなし		4
	農業者支援育成事業補助金	認定新規就農者、認定農業者、農業法人、集落営農等	・農業機械、生産資材等への補助。 ・10万円を超えるものに対し、購入費用の1/2以内かつ30万円を上限に補助。	随時	予算額以内で制限なし		4
	新規就農研修体制整備事業	新規就農研修者の受入農家(三島町内に住所を有する営農者)	・受入農家への謝礼。 ・新規就農研修者1名につき月額58,000円	随時	予算額以内で制限なし		6

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

福島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
金山町	資格取得支援事業	・満年齢が65歳未満で金山町内に住所を有する方又は金山町に永住を希望する方で3年以内の定住の意思がある方 ・対象となる資格を取得され、講習等に係る受講料等の支払いを行った方 ※国家公務員、地方公務員は除きます。 ※福島県狩猟免許、2級小型船舶操縦士(消防団分団長の推せんが必要)については、年齢制限なし。	○対象経費 ・資格試験等の受講料及び登録免許料や、資格取得に必要な能力を取得するための講習等の受講料など ※勤務先から資格取得に対する手当等を受けているときは、手当等に相当する額を対象経費から差し引きます。 ※資格取得の日から前後1年以内のものに限ります。 ○対象資格など ・大型自動車免許、危険物取扱者(甲・乙種)、社会福祉士、食品営業許可、福島県狩猟免許(第二種銃猟免許を除く)、2級小型船舶操縦士など ○交付金額 ・支援金の交付額は、上限10万円とし対象経費の1/2 ・就労に必要な資格等が複数ある場合、対象経費を合算できます。 ・支援金の交付は1人につき年度で1回限りです。	随時	予算の範囲内による	復興観光復興政策係 0241-54-5203 https://www.town.kaneyama.fukushima.jp/soshiki/54/sikaku-syutoku-sien.html	3.9
	金山町新規就農者支援事業補助金	1 福島県農業次世代人材投資事業実施要領による経営開始型資金を受けるものとした場合の独立・就農予定時の年齢が原則50歳未満 2 常勤(週35時間以上で継続的に労働するもの。)の雇用契約を締結していないこと。 3 生活費の確保を目的として国の他の事業による給付等を受けていないこと。 4 親元就農する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割を明確にすること、3年以内に農業経営を継承すること。 5 原則として青年新規就農者ネットワークに加入していること。 6 補助申請時において、前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。 7 就農中の事故に備えて補助金申請時までに傷害保険に加入していること。 8 補助金交付後、3年以内に農業経営基盤強化法に規定する農業経営改善計画又は青年就農計画の認定を受けること。 9 地域おこし協力隊として町長から任命されておらず、任命されたこともないこと。	○補助金額 1年目50万円、2年目20万円、3年目30万円 交付の途中で、福島県農業次世代人材投資事業実施要領による経営開始型資金を受けることが明らかとなった場合は、100万円から前年度までに交付された補助金の額を減じた額を上限として交付し、交付年度以降は、交付対象としない。	随時	予算の範囲内による	産業課農林係 0241-54-5321	4
昭和村	昭和村新規農業参入推進事業	以下の要件を全て満たす者 ・18歳以上 ・昭和村に居住、または今後5年以上、昭和村に居住し、中核的農業者となり得る者(認定就農者、認定新規農業者を目指す) ・研修終了後直ちに就農する者	○ 研修期間 1年 ○ 研修場所 村内農家 ○ 研修内容 宿根カスミノウの栽培及び経営計画 ○ 研修費用助成 指導農家への謝礼金(指導農家へ支払) 研修を終えた方は下記の支援制度があります ●初期経営支援 カスミノウ苗の購入代金の50%助成(上限50万円、2年間) ●農地代助成 地代の50%(上限1万円、3年間) ●住宅・作業小屋家賃助成 家賃の50%(上限1万円、3年間) ●就職奨励金 10万円(就農した場合10万円支給) ●その他、県補助事業、県農業制度金融制度について、導入支援	毎年4月1日～9月末	予算範囲内	産業建設課産業係 0247-57-2117 http://www.vill.showa.fukushima.jp/	1,2,3,4,6,7,8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

福島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
南会津町	新規就農者支援事業 ※国県等の類似する補助事業等に該当する者は除く	【研修業務補助金】 ・補助対象者 ①町内在住者及びUターン者 ②Uターン者：経営責任者の年齢がおおむね18歳以上50歳未満で、配偶者または18歳以上60歳未満の同居の親族を有する者 ・交付の条件 研修業務終了後、町内で新たに重点振興作物を概ね20㎡以上栽培し農業を営む者農業経営技術研修機関及び団体に助成	【研修業務補助金】 ○補助金額 1人当たり月額150,000円以内の80% ○助成期間 原則として年6か月以上8か月以内で、最大16か月の栽培期間に限る	随時	—	農林課農政係 0241-62-6220 https://www.town.minamiaizu.lg.jp/	3,6
		【初度経営支援補助金】 ・補助対象者 上記研修業務が終了した者 ・交付の条件 町内で7年以上営農の継続が見込まれる者(研修期間は除く)	【初度経営支援補助金】 ○補助金額 1組当たり年額700千円以内 ○助成期間 最長3年間	随時	—		4
	種苗等支援事業	・補助対象者 農業生産法人、認定農業者、認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者、3戸以上で組織する営農団体(規約を有する団体に限る) ・補助条件 重点振興作物の新植及び改植に係る苗代等を助成する。 (1)新植：各戸の新植面積が5a以上又は各戸の補助対象事業費が5万円以上 (2)改植：各戸の改植面積が5a以上又は各戸の補助対象事業費が5万円以上 ※ただし、トマトは新植に限る	(1)新植 補助対象事業費の2/3以内(限度額1,000千円) (2)改植 補助対象事業費の1/3以内(限度額500千円)	随時	—		4
	農業用資材支援事業	・補助対象者 農業生産法人、認定農業者、認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者、3戸以上で組織する営農団体(規約を有する団体に限る) ・補助条件 重点振興作物栽培に係るハウス被覆用ビニール代及び防草シート代の経費を補助する ※ただし、補助対象事業費は1件あたり100千円以上とする	(1)農業生産法人、認定農業者、認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者：補助対象事業費の1/4以内(限度額は300千円とし、3年に1回の申請とする) (2)3戸以上で組織する営農団体(規約を有する団体に限る)：補助対象事業費の1/4以内(限度額は1人につき100千円とし、同一人につき3年に1回の申請とする)	随時	—		4
	重点振興作物栽培支援事業	・補助対象者 (1)認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者 (2)農業生産法人、認定農業者 ・要件 新規で重点振興作物を10a以上栽培する者に対し、機械・資材費を栽培初年度のみの助成する ※ただし、国県等の補助事業に採択された事業以外の経費とする	(1)認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者 補助対象事業費の8/10以内(限度額は1,600千円、ただし、農業次世代人材投資資金(経営開始型)受給者は800千円以内) (2)農業生産法人、認定農業者 補助対象事業費の5/10以内(限度額は1,000千円)	随時	—		4
	客土支援事業	・補助対象者 農業生産法人、認定農業者、認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者、3戸以上で組織する営農団体(規約を有する団体に限る) ・補助条件 重点振興作物栽培ほ場の面積が10a以上で、10cm以上客土する場合の経費を補助する	補助対象事業費の1/2以内(限度額3,000千円)	随時	—		4
下郷町	下郷町夢ある農業担い手育成支援事業(農業次世代人材投資資金受給者を除く)						
	下郷町夢ある農業担い手育成支援事業(新規就農者研修支援事業)	①下郷町認定農業者及び下郷町認定新規就農者 ②農業経営開始時の年齢が18歳以上65歳以下の者	○月額8万円を助成(最長1年間) 「交付条件」 研修終了後、町内で新規に就農することが確実な者	随時	—	農林課農政係 0241-69-1188	3
	下郷町夢ある農業担い手育成支援事業(新規就農者経営支援事業)	①下郷町認定農業者及び下郷町認定新規就農者 ②農業経営開始時の年齢が18歳以上65歳以下の者	○月額10万円を助成、最長3年間(農業経営継承者は1/2) 「交付条件」 町内に居住し、5年以上営農の継続が確実な者	随時	—		4
	下郷町夢ある農業担い手育成新事業(新規農業経営法人化支援事業)	①下郷町認定農業者 ②下郷町集落営農団体	○農業法人設立登記費用の一部を助成(登録免許税分～上限15万円) 「交付条件」 町内に居住し、10年以上営農の継続が確実な法人	随時	—		4,9
	農地利用集積推進事業	1月1日から12月31日までの間に3年以上の利用権の設定をした者	年数に応じて助成金単価が定められており、認定新規就農者の場合、その助成金単価に4,000円上乗せされる。	—	—		7

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

福島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
只見町	只見町新規農業参入者支援事業(研修支援)	以下の条件を全て満たす者 ・町内に住所を有し、新たに農業を始める者 ・18歳以上65歳以下の者であって、18歳以上65歳以下の同居の親族がいる者 ・町内居住し、就業計画の認定後、10年以上当該就業計画に基づき、就業することが「確約」できる者	○研修期間 1年以内 ○研修場所 町内農家 ○研修内容 施設園芸作物(トマトなど)の栽培及び経営計画 ○研修助成金 8万円/月 ※就業前の研修を対象	随時	予算の範囲内による	農林建設課農林係 0241-82-5230 http://www.town.tadami.lg.jp/lifeguide/cat01/cat3/000028.htm	3
	只見町新規農業参入者支援事業(農業経営支援)	上記により新規参入者の認定を受けた者	期間は、5年間で、国及び県の補助事業により導入した施設、農業機械等導入の初期投資額を5年間分割で助成	随時	予算の範囲内による		4
	只見町新規農業参入者支援事業(農用地借料支援)	上記により新規参入者の認定を受けた者	借受農地の小作料相当額を5年間助成	随時	予算の範囲内による		4,7
	只見町農業振興事業(重点振興作物新規栽培者支援)	重点振興作物を新規に栽培開始する認定農業者、認定新規就農者、生産組合等	新規栽培に係る定植苗、元肥、施設、資材等の初期経費について事業費の7/10以内(上限100万円)で補助する。	随時	予算の範囲内による		4
南相馬市	多様な担い手育成・確保事業(新規就農給付金事業)	以下の全ての要件を全て満たす者 ・市内に住所を有する者 ・市内で新たに農業を営む者 ・50歳以上65歳未満の者 ・青年等就業計画あるいは青年等就業計画と同等の計画認定を受けた者	市内で新たに農業を営む者に対し、経営の不安定な就業初期段階を支援するため、最長3年間、年間最大48万円を交付する。	随時	不定	南相馬市 農政課 0244-44-6807	4
	多様な担い手育成・確保事業(農業用機械購入支援事業)	以下の全ての要件を全て満たす者 ・市内に住所を有する者 ・市内で新たに農業を営む者(親元就農者を含む) ・経営面積が30a以上、又は農産物販売金額が年間50万円以上の者	市内で新たに農業を営む者が野菜作、果樹作、花き作等の畑作物の生産・流通・販売等を行うために必要な機械を導入する経費の一部を補助する。 補助率 3/4以内(最大100万円)	随時	不定		4
	多様な担い手育成・確保事業(農地賃借料支援事業)	以下の全ての要件を全て満たす者 ・市内旧避難指示区域内の農地で、販売目的で農作物を生産する農業者、農業者で組織する団体、農業法人等であること ・農地の賃貸借期間が1年間以上の契約であること ・交付申請日において1年以内に締結した賃貸借契約であること ※その他詳細な要件有り	旧避難指示区域内で営農するために農地を借り入れた者に対し、その借賃について最長5年間、年間最大15万円を補助する。	随時	不定		7
	多様な担い手育成・確保事業(移住就農者家賃支援事業)	以下の全ての要件を全て満たす、認定新規就農者または農の雇用事業の対象法人等における雇用就農者 ・交付申請日において、本市に住所を有してから1年以内 ・本市に転入した日の前日から起算して過去3年間に2年以上継続して本市に住所を有していない ※その他詳細な要件有り	市外から本市に移住就農(新規参入法人等の雇用者を含む)した者に対し、その賃貸住宅の家賃の一部を最長2年間、月額最大6万円を補助する。	随時	不定		8
広野町	広野町農業次世代人材育成奨励金	1 高等学校又は農業関係の専修学校、短期大学若しくは大学に進学した者で、当該進学をする前に、引続き1年以上、福島県内に住所又は居所していた者。 2 将来、広野町で就農し、農業専業農家になろうとする者。 3 心身ともに健康で、将来、農業経営者または補助者としてふさわしい資質を有する者。 4 広野町又は国、県若しくは他の団体から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けていない者。 ※上記4項目全て該当する者に限る	○内容 広野町の農業振興と農業後継者を確保するため、その修学に必要な奨学金を貸付。就農から引き続き5年間、農業に基幹的に従事した場合や農業経営の補助者として従事した場合は返還を免除。 ○貸付金額 高等学校：月額10,000円 大学：月額40,000円 農業短期大学校又は道府県農業大学校：月額15,000円	通年	予算範囲内	産業振興課 0240-27-4163	9
楡葉町	楡葉町子育て世帯等住宅取得奨励金	新規就農若年夫婦への住居確保支援	町内に住宅を取得した若年夫婦や子育て世帯に対し町で奨励金を支給する。 なお、奨励金は100万円	随時	予算範囲内	産業振興課 0240-23-6104	9
	楡葉町新規就農者賃貸住宅家賃補助事業	新規就農者や農業法人等へ就職・研修者	賃貸住宅の家賃の一部を補助する。家賃月額の1/2かつ上限額20,000円	随時	予算範囲内		8
	楡葉町認定新規就農者住宅取得奨励金	認定新規就農者	認定新規就農者に対し、新規で住宅を取得した場合に奨励金を交付する事業。奨励金100万円	随時	予算範囲内		9
	楡葉町農業者大型特殊自動車免許取得補助金	農業を営む農業者や農業法人等へ就職した者	大型特殊自動車免許取得の一部を補助する事業。教習費用の1/2以内 上限額は5万円	随時	予算範囲内		9
	楡葉町甘藷栽培支援事業	甘藷農家(楡葉町甘藷生産部会の加入者)	100万円までの農業用機械及びビニールハウスを対象として、購入価格の3/4を補助。	随時	予算範囲内		4
			甘藷農家(楡葉町甘藷生産部会の加入者)	甘藷栽培付奨励金として、1aあたりの苗代及び生産資材相当額を交付。	随時		予算範囲内
楡葉町帰還農業者支援事業	楡葉町に農地を持つ農業者	小規模営農者向けに50万円までの農業用機械及びビニールハウスを対象として、購入価格の3/4を補助します。	随時	予算範囲内	4		

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

福島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
富岡町	『新たな農業担い手』応援事業	町内で年間150日以上農業に従事する方 満18～50歳の方 認定新規就農者 【交付条件】 町に住居登録 交付終了日以降5年間町内で営農 町税未納なし	最大2年間 収入補てん 10万円/月 家賃補助(上限7万円)/月	随時	予算範囲内	富岡町 産業振興課 農業振興係 0240-22-9009	4.8
	『農業研修』応援事業	町内で年間150日以上農業に従事する方 満18～50歳の方 【交付条件】 町に住居登録 交付決定から2年以内に認定新規就農者の 認定 町税未納なし	最大2年間 生活費補助 6万円/月 家賃実費額(上限5万円)/月				3.8
	『農業法人』応援事業	【対象者】 設立から5年以上経過、又はそれに値する 実績のある農業法人 交付決定から1年以内に町内で営農を開始 する農業法人	補助対象経費(事業用地取得費、社屋整備 費、機械整備費など)2分の1、上限1000万円 1回限り				4.7
	富岡町 がんばる農業 支援事業	富岡町内で農業(自家消費を含む)を行う 際に施設や農業機械を設置または購入され た方 富岡町民で町税等の未納がなく、町内で 農業を行う者等 (世帯に対する補助:1世帯当たり1度の み)	平成29年4月1日以降に設置または購入した農 業用施設の設置費(ビニールハウス、畜舎、倉 庫等) 農業用機械の購入費(管理機、トラクター、コン バイン、防除機等) 補助率:整備費、購入費の3/4 上限額:500千円 (国・県等の補助金の交付を受けているもの、 汎用性の高い機械等は補助の対象にならない ものもある。)	4			
	富岡町定住化促進対策住宅助成事 業	下記項目すべてに該当すること ●富岡町に10年以上定住することを誓約 する者。 ●町内居住届を提出する者。 ●取得又はリフォームする住宅の持分を2 分の1以上有する者で住宅の所有者のうち の一人でなければならない。 ●取得又はリフォームした住宅の固定資 産税の納税義務者となる者。 ●取得する住宅に定住する世帯全員に、 町税等の滞納がない者。 ●過去にこの助成金交付対象者となってい ない者。 ●世帯員のいずれもが富岡町暴力団排 除条例に規定する暴力団員等でない者。	●助成対象者が居住することを目的に住宅の 取得(新築・建売・中古)又はリフォームするた めの経費であること。 ●助成金の交付回数は、申請者に対して1回 限りとする。 ●当該年度内に完了する見込みのあるものと する。ただし、平成25年3月25日以降の住宅の 取得又はリフォームに関しては、日付を遡り対 象とする。 ●併用住宅の場合、居住面積が1/2以上であ ること。 ●この助成金は、住宅の取得又はリフォームし た場合に交付するものとし、助成対象経費の 15%又は300万円のいずれか低い額とする。 なお、助成額1万円未満の端数は切り捨てるも のとする。 ●国又は地方公共団体が行う補助金は、控除 するものとする。(被災者生活再建支援金は、 控除しない。) ●福島県外からの移住者で福島県事業の『未 てふくしま 住宅取得支援事業』に該当する場 合、併せて助成金を受けることができる。(県事 業と併せ最大400万円となる)	随時	予算範囲内	富岡町 都市整備課 都市計画係 0240-22-9008	8
川内村	川内村新規就農者支援事業助成金	助成対象者は、本村に住所を有し年齢が 20歳から50歳未満で、年間150日以上就 農し、次の各号のいずれかに該当する者 とする。 (1) 新規参入者 非農家出身で、農業外 の他産業から農地等の取得により、新た に農業経営を開始した者又は農家出身者 で農業外その他産業に従事した後、自ら農 地等の取得を行い、新たに農業経営を開 始しようとする者 (2) Uターン者等 農家出身で、村外に居 住し他産業に従事していた者で、本村に 帰郷の上、就農しようとする者 (3) 農業後継者 次代の農業経営を担う 就農候補者で、経営権を移譲される前の 段階にある農家の後継者	新規就農者支援 単身 100,000円 夫婦 150,000円 Uターン者 50,000円 支給月は、開始月から36月を限度とする。	通年	予算の 範囲内	産業振興課農政係 0240-38-2112	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援
8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

福島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
浪江町	1. 浪江町農業担い手確保のための支援事業(以下6事業)			随時	予算の範囲内	農林水産課農政係 0240-34-0245	
	①新規就農者確保のための移動手段支援事業	農業体験や就農研修等のため町に訪問や滞在をする者	就農を希望し、研修等のために町に訪問や滞在をする際の移動手段としてレンタカーを利用する場合に、その経費を助成。レンタカー借上げに係る経費:1回の滞在等につき5万円限度。				3
	②新規就農者確保促進事業	認定新規就農者で経営を開始した者	新規就農者及び新規就農を希望する者に対し、収入及び家賃の支援。 ①収入補てん 月額10万円、家賃補助 限度6万円/月				8.9
		雇用就農者	②家賃補助 月額6万円を上限				8
		就農研修生	③収入補てん(月額5万円)、家賃補助(限度6万円/月)				8.9
		研修受入れ農家	④指導料 研修生1人あたり月額3万円				6
	③新規就農者経営発展支援事業	移住者	新規就農者の経営開始時の自己資金の負担軽減や、経営発展に必要な設備投資への支援 ①経営発展等に必要な経費(1経営体あたり限度100万円)				4
		移住者でない町民	②経営発展等に必要な経費(1経営体あたり限度50万円)				4
	④農業法人参入促進支援事業	町内で営農をする法人	農業法人が農地及び拠点となる事務所等を賃借する際の賃借料を支援。 ①農地の賃借料の1/2で5万円/10aかつ1経営体当たり年間25万円を限度とする ②事務所等の賃借料(限度10万円/月)				7.8
	⑤大型特殊免許取得支援事業	町に住民登録がある農業者 雇用就農者で普通免許を取得している者	大型特殊免許取得の教習費用の1/2(限度5万円)				9
⑥スマート農業導入支援事業	認定農業者 認定新規就農者 農業者が組織する団体	スマート農業の導入に必要な経費を支援。スマート農業技術の導入又は技術の利用に必要な経費(通信料除く)の2/3(限度100万円)	9				
2. 立上る営農等への支援事業	農業者が組織する団体 新規参入者	浪江町内で本格的な営農の再開に向けた活動、担い手の確保や販売促進に向けた活動に必要な経費の一部を支援 (補助率:整備内容によって1/2若しくは2/2、1団体当たりの上限200万円)	4				
葛尾村	葛尾村産業再生事業	部会等の団体	国・県の補助対象外の内容を部会等の団体に補助する。	随時	予算範囲内	地域振興課 0240-29-2111	9
	家畜導入事業	畜産農家	500千円/頭を上限に素牛の導入を支援する。	随時	予算範囲内		4
新地町	JAふくしま未来そま地区本部新規就農者支援相談窓口	新規就農を希望するもの	JAふくしま未来が設置した地区本部毎の相談機関として、町も構成員となり、相談支援を実施	随時	応相談	農林水産課 0244-62-2194 農業委員会 0244-62-2195	1
いわき市	担い手・就農支援促進事業	新規就農を希望する者	市内で就農を希望する者の就農相談に対応する	通年	-		1
	第四期新農業生産振興プラン推進事業	認定農業者、認定新規就農者、3戸以上の農業者で組織する団体(生産部会など)	○概要 本市独自の農業生産振興策である「第四期新農業生産振興プラン」に基づき、市内農産物の生産力促進や生産設備・機械の導入、販路の拡大、6次産業化の推進など本市農業の生産振興に係る事業に対し補助金を交付し、いきいきとした活力ある農業の実現を図るもの。 ○支援内容 【補助率】経費の50%以内 【補助限度額】100万円(パイプハウスについては200万円) (1)園芸作物パワーアップ事業 (2)チャレンジ作目導入事業 (3)直売所ステップアップ事業 (4)6次化推進事業 (5)販売・商品力アップ事業 ※(5)のみ補助限度額50万円	4月～5月	予算範囲内	生産振興課担い手支援係 0246-22-1148	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入れ農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

福島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
JA福島中央会	農業後継者育英基金 新規就農インターン事業	令和3年4月1日から令和4年3月31日のうち3か月以上研修生を受入れた先進農家や農業法人等	・意欲ある新規就農希望者が農業技術研修に取り組むためには受入農家等の確保が重要である。本事業は、受入農家等の負担軽減をして新規就農希望者の育成・確保をすすめるために、研修受入農家や農業法人に対して研修受入にかかる費用の一部を助成する。 ・助成金額は1件あたり100千円	令和3年7月末まで	県内で9件	農業振興部 担い手支援課 024-554-3042	6
	農業後継者育英基金 新規就農者JA受入事業	管内で就農を希望する者が、農業に関する専門知識や技術の習得、地域環境への順応をはかるための当面の生活安定支援として臨時職員等として6か月以上雇用するJAやJA出資型法人	・新規就農希望者等をJAやJA出資型法人の臨時職員等として一定期間雇用することで発生する給料や研修・資格取得にかかる経費を助成する。 ・助成金額は就業予定臨時職員1名あたり月50千円(上限1件あたり年600千円)	令和3年7月末まで	県内で5件		5
	農業後継者育英基金 新規就農歓迎事業	新規就農者等に対して協同に集う仲間づくりの一環として実施する協同組合運動の理念学習やJA総合事業への理解促進の機会提供や、新規就農者間の連携強化と定住化をはかるために実施する情報交換や親睦会等の事業を行っているJA	(1)組合員歓迎事業 新規就農者に対して、JA事業や協同組合運動の説明・意見交換を行う場合の経費や就農者間の情報交換などとして県内農産物による会食や懇談会に要する経費を助成する。 (2)情報交換・研修会事業 新規就農者を対象に、農産物流通や環境保全型農業等についての情報の提供や、新規就農体験発表等の実施に要する経費を助成する。 (3)担当職員研修事業 新規就農者受入担当者の育成として実施する、担当者研修や先進地視察研修等に要する経費を助成する。 ・助成金額は1件あたり50千円	令和3年7月末まで	県内で9件		3
JAふくしま未来	担い手育成給付事業	①農業後継者(親元就農者(退職又は定年帰農者も含む))・新規就農者(親元就農以外の新規就農者、他業種からの就農者)・農業法人・2名以上の担い手が共同で農業に関連する事業を行う営農集団。但し、対象となる後継者・新規就農者は申請時の年齢を62歳以下とする。 ②新規就農者の場合は永住組合員の推薦書を添付すること ③農業後継者、新規就農者の個人の場合は就農後5年以内、農業法人(法人設立後)、営農集団は3年以内とする。 ④事業費並びに生産販売数量・販売額についてJAで確認できる者とする。	1 給付額 個人・団体ともに申請額の1/2以内とし50万円を上限とする。 2 総給付額 2,300万円以内とする。(※管内福島・伊達・安達・そうま地区別に予算額が異なる) 3 内容 ①農業経営の規模拡大にかかる資金 農業所得の向上を目的とした生産や新たな栽培技術(気象災害対策を含む)、特色ある産品の開発などに必要な機械購入費・施設整備費・家畜や種苗の購入費・圃場条件整備費などに要する経費とする。 ②新規営農開始にかかる資金 新たに営農を開始するために必要な機械購入費・施設整備費・家畜や種苗の購入費・圃場条件整備費などに要する経費とする。 ③研修にかかる資金 新規就農による技術習得、新たな栽培技術等の研修に要する費用(通年を通しての営農技術習得などの研修に関するもの) ④その他、組合長が特に認める資金 上記用途のほか、本事業目的達成のため必要と認められるもの。 ⑤給付対象外とするもの 行政・JA・その他団体等からの補助を受けたものについては対象としない。 但し、農業次世代人材投資事業は対象とする。 農業以外への汎用性の高いものを除く。	第1期 受付5月 末まで ※第2期 受付11 月末まで ※地区予 算の上限 に達しない 場合のみ。	申込多数 の場合は 給付金額 が変更さ れること がある。	営農部 農業振興課 024-573-1303 https://www.ja-f-mirai.or.jp/	3.4.9
JA福島さくら たむら地区 本部	令和3年度JA福島さくら たむら地区 農家応援団事業	支援対象者 認定就農者 定年帰農者等 助成要件 県就農計画認定取得者 田村管内に定住し5年以上就農する事	県就農計画認定取得者 10万円/人	令和3年3 月1日～ 令和4年2 月28日ま で	3名	営農経済部 営農課 TEL: 0247-82-6172 FAX: 0247-82-6164 メール:t-einou@ja-fsakura.or.jp	4
JA夢みなみ	園芸施設拡大支援助成事業	夢みなみ農業協同組合の組合員で、きゅうり・トマトの栽培をし、意欲的に面積拡大に取り組む個人(新規就農者含む)及び団体とする。※今後3年以上栽培を継続する意思のある方。	・(JAより購入する)パイプハウス(新規・規模拡大)の購入費用助成 【申請者あたり100万円上限】 ※対象主要品目(きゅうり・トマト)のみとし、雨よけ栽培・防虫ネット栽培を含むものとする。	令和3年 3月1日 ～8月31 日まで	予算内で あれば制 限なし	営農部 0248-22-5156 https://www.ja-yumeminami.or.jp/	4

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他